

## 計画事業の展開

事業体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
<b>施策目標Ⅰ 共生社会実現に向けた取組の推進</b>					
1 障害及び障害者への理解促進及び差別の解消に向けた取組					
(1) 障害者差別の解消を推進する取組					
1 共生社会実現に向けた障害者理解促進事業	<p>障害に関する知識や、障害特性に応じた援助の方法などを掲載したホームページによる情報発信を行うほか、様々な広報媒体や手法を活用して、障害及び障害のある人への理解促進を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>【体制整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都障害者差別解消支援地域協議会を開催し、事例の共有等を実施</li> <li>・公平、中立な立場からあっせんを行うため、東京都障害を理由とする差別解消のための調整委員会を開催</li> <li>・障害者権利擁護区市町村連絡会を行い、都の取組や事例の共有等を実施</li> <li>・区市町村担当者向けの研修を行い、相談対応力向上に向けた事例検討等を実施</li> </ul> <p>【普及啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都障害者差別解消条例の制定を周知するパンフレットを増刷し区市町村や事業者団体等へ配布</li> <li>・障害者差別解消に関する相談事例集の作成</li> <li>・都内を10ブロックに分割し、民間事業者向けに障害者理解研修事業を実施</li> <li>・障害者に対する接遇実演動画の作成</li> <li>・平成28年度に作成した法及び都条例の概要等に係る動画について、新宿駅西口デジタルサイネージへの掲出を実施</li> <li>・都庁1階展示スペースにおいてパネル展示を実施</li> <li>・障害者理解促進特設サイト「ハートシティ東京」の運営</li> </ul>	東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例（仮称）の施行を見据えて実施する。	○	福祉局
2 東京都職員採用試験・選考制度	<p>障害者がその適性と能力に応じて公務に就く機会を保障するため、採用試験・選考実施面での配慮を行うとともに、障害者を対象とする採用選考を実施する。</p> <p>①障害者採用選考の実施 引き続き、障害者を対象とする採用選考を実施する。（平成29年度から、従来の身体障害者に、知的障害者及び精神障害者を対象に加えて実施。）</p> <p>②受験上の配慮 引き続き、採用試験・選考において、点字受験（試験問題の音声読み上げ併用可）、拡大文字受験（視覚障害者対象）、パソコン・ワープロ受験（上肢障害者対象）に対応する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>(令和2年度試験・選考)</p> <p>①障害者採用選考 33名採用 ※知事部局</p> <p>②受験上の配慮状況（実績） 点字受験：1名、 拡大文字受験：4名</p>	引き続き、障害者に対して必要な配慮を行う。		総務局 人事委員会事務局

事業 体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局										
	<p>3 公職選挙実施に伴う障害者への配慮</p> <p>選挙の実施に際して、公職選挙法令に基づくもの以外に都独自の施策として、法令に抵触しない範囲で必要な配慮を行う。</p> <p>《法令に基づく施策》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・点字による投票（公職選挙法47条）</li> <li>・代理投票（同法48条）</li> <li>・指定施設での不在者投票（同法施行令55条）</li> <li>・政令で定める者の郵便等投票（同法施行令59条の2）</li> <li>・上記郵便等投票の対象者で、代理記載による投票（同法施行令59条の3の2）</li> </ul> <p>〔実施主体：東京都、区市町村〕</p>	<p>①点字版・音声版・拡大文字版「選挙のお知らせ」の作成・配布</p> <p>②「選挙のお知らせ」音声データのHP掲載</p> <p>③投票所入場整理券及び投票箱に点字シール貼付</p> <p>④投票のための点字器の配置</p> <p>⑤記載台の改善</p> <p>⑥案内表示の拡大</p> <p>⑦受付に手話のできる職員を配置</p> <p>⑧車いす・つえの配置</p> <p>⑨投票所で段差のある所に仮設のスロープを設置</p> <p>⑩参議院選挙区及び都知事選挙の政見放送に手話通訳を導入</p> <p>⑪投票所における「コミュニケーションボード」の設置</p> <p>⑫選管事務職員研修における障害者対応の講義（新型コロナウイルス感染拡大防止のため当年実施予定の研修は中止）</p> <p>⑬選管事務局HPの音声読み上げ対応</p>	引き続き、障害者に対し、必要な配慮を行う。		選管理委員会事務局										
	<p>4 駐車禁止規制の適用除外措置</p> <p>移動の際の利便を図るために、歩行困難な身体障害者、戦傷病者、介護人を要する重度の知的障害者、精神障害者及び紫外線要保護者が使用する自動車については、駐車禁止場所（法定駐車禁止場所を除く。）でも駐車できるよう駐車禁止除外標章を交付する。</p> <p>〔実施主体：警視庁〕</p>	<p>標章交付 13,042件</p> <p>(内訳)</p> <table> <tbody> <tr> <td>身体障害者</td> <td>11,823件</td> </tr> <tr> <td>知的障害者</td> <td>1,144件</td> </tr> <tr> <td>精神障害者</td> <td>75件</td> </tr> <tr> <td>色素性乾皮症</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>戦傷病者</td> <td>0件</td> </tr> </tbody> </table>	身体障害者	11,823件	知的障害者	1,144件	精神障害者	75件	色素性乾皮症	0件	戦傷病者	0件	継続して実施する。		警視庁
身体障害者	11,823件														
知的障害者	1,144件														
精神障害者	75件														
色素性乾皮症	0件														
戦傷病者	0件														
	<p>5 東京都立大学における社会福祉学の研究・教育</p> <p>東京都立大学人文社会学部人間社会学科社会福祉学教室及び大学院人文科学研究科社会行動学専攻社会福祉学分野の研究・教育課程に障害者に関する課題を取り入れて、社会福祉学全般の教育・研究を充実する。</p> <p>〔実施主体：東京都公立大学法人〕</p>	<p>(令和2年5月1日時点学生数)</p> <p>人文社会学部人間社会学科社会福祉学教室（都市教養学部含む） 80名</p> <p>人文科学研究科社会行動学専攻社会福祉学分野 28名</p>	教育・研究の充実を図る。		総務局										
	<p>6 広聴活動の充実</p> <p>世論調査、都政モニター、都政一般相談、都民の声総合窓口等の活用により、障害者を含む都民各層の意向の把握に努め、障害者施策への反映を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世論調査 年2回実施</li> <li>・都政モニター 年7回実施</li> <li>・都民の声総合窓口 197,901件</li> </ul>	継続して実施する。		生活文化局										

事業 体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
	<p>7 入学試験受験条件の整備・充実 東京都立大学において、受験生の障害の状況に応じた機器等の整備や、相談体制の充実を進めるとともに、機器等の機能向上に併せて更新を図っていく。</p> <p>〔実施主体：東京都公立大学法人〕</p>	<p>入学試験出願にかかる協議申請者33名全員の受験を許可。うち11名が出席 重度の事例（車椅子等）についての申請者は20名</p>	<p>個別の事前相談を通じ、受験条件の充実を進める。</p>		総務局
	<p>8 学修環境の充実 東京都立大学において、障害のある学生の学修支援を進める。相談体制や学修環境の充実を図り、障害の状況に応じて必要な施設・設備の改修、点字図書の充実、教材の点訳等を進める。</p> <p>〔実施主体：東京都公立大学法人〕</p>	<p>コロナ禍に応じて、障がいのある構成員に対する個別支援をオンライン授業でも実施するべく、オンラインでの支援システムを導入し、支援を継続 支援を行う学生スタッフを養成する講習会もオンラインにて開催、オンライン下での支援技能の習得を促進 なお、障がいのある構成員への理解啓発のための講演会は計画したが新型コロナウイルス感染拡大防止のため延期</p>	<p>障害のある学生一人ひとりの状況に配慮した学修支援を行う。</p>		総務局
	<p>9 人的サービスの充実 東京都立大学において、障害のある学生に対する、学修や移動の補助を行うための介助者の配置を図るとともに、録音サービス・対面朗読等の人的サービスの充実を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都公立大学法人〕</p>	<p>コロナ禍に応じて「東京都立大学障がい者支援スタッフ制度」に基づく学生スタッフをオンラインで募集・登録 学外支援団体との意見交換からオンライン授業での遠隔支援システムを導入、遠隔支援のできる学生スタッフの養成及び障がいのある学生に対するオンライン下での個別支援を実施</p>	<p>学内及び学外ボランティアとの連携を進める。</p>		総務局

## (2) 障害及び障害者に対する理解促進と心のバリアフリーの推進

10 心のバリアフリーに向けた普及啓発の強化への支援 思いやりの心の醸成や障害者等の社会参加を図るために、将来の福祉のまちづくりの担い手である子供たちに対するユニバーサルデザイン教育、地域住民向けワークショップ等の開催、福祉のまちづくりサポートー等の養成、事業者の接遇向上に向けた普及啓発など、区市町村の様々な取組を支援する。 〔実施主体：区市町村〕	○補助実績 令和2年度 7区2市	全区市町村へ働きかけを行い、取組を実施する区市町村を拡大していく。	○	福祉保健局
11 心と情報のバリアフリーに向けた普及推進 ・ 小中学生を対象とした心のバリアフリーに関する広報活動や、障害者等用駐車区画の適正利用に向けた普及啓発に取り組む。 ・ ユニバーサルデザインに関する情報サイト「とうきょうユニバーサルデザインナビ」*の活用促進を図るとともに、サイトを通じて心と情報のバリアフリーに係る普及啓発を行う。  *公共交通機関、民間建築物等における段差のないルートや車いすに対応したトイレなど、様々なウェブサイトに掲載されているユニバーサルデザイン情報に容易にアクセスできるポータルサイト 〔実施主体：東京都〕	<p>○心のバリアフリー普及啓発ポスター巡回 ・新型コロナウイルス感染症による学校の負担を考慮し実施見送り</p> <p>○「とうきょうユニバーサルデザインナビ」による情報提供</p>	<p>普及啓発を通じて、障害特性等に配慮した情報面でのバリアフリーを推進するとともに、人々の多様性についての理解や施設・設備の適正利用を進める。</p>	○	福祉保健局

事業 体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
	<p>12 心のバリアフリーサポート企業連携事業 心のバリアフリーの推進に向けて、従業員への普及啓発の実施など、心のバリアフリーに自ら取り組むとともに、都や区市町村の取組に協力する企業を「心のバリアフリーサポート企業」として登録し、その取組状況を公表する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	新型コロナウイルス感染症による企業等の負担を考慮し実施見送り	サポート企業と連携・協力し、心のバリアフリーに向けた取組を推進する。	○	福祉 保健局
	<p>13 福祉のまちづくりに関する普及推進 「みんながまた来なくなるお店づくり」等の各種印刷物を作成・活用し、事業者等に対し、建築物等におけるハード面及びソフト面からの取組について効果的な普及啓発を行う。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	これまでの取組を継続 ○冊子『みんながまた来なくなるお店づくり』をホームページに掲載するなど、事業者等に周知	福祉のまちづくりに関する施策を効果的に推進するため、都民及び事業者の理解を深め、主体的な活動の促進に必要な情報の提供を行うなど、関係機関と連絡調整を図りながら、福祉のまちづくりの普及、推進を図る。		福祉 保健局
	<p>14 福祉のまちづくり功労者に対する知事感謝状の贈呈 東京都の福祉のまちづくりの推進について顕著な功績のあった個人又は団体に感謝状を贈呈することにより、福祉のまちづくりの取組を広く普及させる。贈呈の対象者は以下の活動において、顕著な功績のあった個人または団体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者や障害者等の自立とあらゆる分野への活動参加を促進するための活動（普及・推進活動）</li> <li>・建築物や交通機関、道路、公園等のバリアフリー化（施設整備）</li> <li>・福祉用具等の開発・研究・規格の標準化（製品の開発等）</li> <li>・福祉のまちづくりに関する調査・学習・活動等（小・中・高校生等による取組）</li> </ul> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	令和2年度 2件 特定非営利活動法人日本バリアフリー協会認定特定非営利活動法人トラッソス	都民等に対し、福祉のまちづくりへの理解を深めるため、引き続き実施し、ホームページ等でPRを行う。		福祉 保健局
	<p>15 ヘルプマークの推進（障害者施策推進区市町村包括補助事業を含む） 共生社会の実現を目指し、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からぬ方が、援助を得やすくなるよう、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせる「ヘルプマーク」を作成し、普及啓発に取り組む。</p> <p>〔実施主体：東京都、区市町村〕</p>	①公共交通機関での取組 ②区市町村による活用等の取組支援（障害者施策推進区市町村包括補助事業・選択的事業） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘルプマーク製作・配布経費の補助</li> <li>・ヘルプマークの活用に係る経費の補助</li> </ul> ③民間企業による活用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間企業による普及啓発の取組促進</li> </ul> ④普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント等でのポスター掲示、チラシ・ノベルティグッズ等配布</li> <li>・ホームページ等での周知</li> <li>・新規多言語チラシ等の制作</li> </ul>	公共交通機関・区市町村・民間企業による取組の拡大を図り、都民へのマークの普及啓発を図る。	○	福祉 保健局

事業体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
	<p>16 ヘルプカード活用促進事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業） 緊急連絡先や必要な支援内容等を記載した「ヘルプカード」を活用して、障害者が災害時等に自己の障害に対する理解や必要な支援を周囲に求めることができるよう、区市町村が行う、学習会・セミナー等関係機関と連携して実施する普及啓発、「ヘルプカード」を活用した防災訓練の検討・実施、ポスター等作成に係る経費の一部を補助する。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	52区市町村で作成配布	区市町村におけるカード作成の取組促進及び事業者や都民へのカードの普及促進を図る。	○	福祉保健局
	<p>17 生活環境改善普及事業（東京都地域生活支援事業） 障害者の自立と社会参加を促進するため、障害者を取り巻く生活環境を改善するとともに、都民に対して、障害に関する正しい理解を促進し、障害者問題の解決に向けて協力を求めるために広報・啓発活動等を行う。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	「障害者週間」啓発ポスターの作成、掲示等	継続して実施する。		福祉保健局
	<p>18 企業CSR等連携促進事業（東京都地域生活支援事業） 障害福祉サービス事業所や障害者団体等のニーズと企業等の社会貢献活動とのマッチングを行う専任のコーディネーターを配置し両者の連携促進を図るとともに、マッチング事例などの関係情報を広く発信・共有することにより、企業等の自発的な取組を促し、障害者の社会参加を推進する。</p> <p>〔実施主体：社会福祉法人東京都社会福祉協議会〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営連絡会 3回</li> <li>・連携事例集の紹介</li> <li>・セミナーの実施 5件</li> <li>・協働プロジェクトの実施 5件</li> <li>・専用サイトを活用した情報発信</li> </ul>	着実に実施する。	○	福祉保健局
	<p>19 障害に関するシンボルマークの周知・普及（東京都地域生活支援事業） 国際的に、また、法律に基づくなどして定められている障害に関する各種のシンボルマークについて、様々な機会を捉え、広く都民への周知・普及を進めていく。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	広報誌、障害者週間ポスター等で周知	継続して実施する。		福祉保健局
	<p>20 ふれあいフェスティバルの開催 「障害者週間」を記念して、障害及び障害のある人について都民の理解と認識を深めるため、障害のある人とない人が同じ体験を通じて触れ合い、互いに理解しあう場を設け、障害者の福祉の増進を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都、民間団体〕</p>	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	継続して実施する。		福祉保健局

事業 体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
	<p>21 精神保健知識の普及・啓発（東京都地域生活支援事業） 精神保健に関する都民等の理解を深めるため、家族会等の民間団体に委託して精神保健に関する知識の普及・啓発を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都精神保健福祉民間団体協議会委託 刊行物 年1回 講演会 年2回 個別相談 年1,539回 地域巡回相談 9回</li> <li>東京都精神保健福祉協議会委託 刊行物 年2回 講演会 年1回</li> </ul>	効果的な普及・啓発の推進に努める。		福祉 保健局
	<p>22 福祉教育の充実 各区市町村における福祉教育推進に関する協議を行うとともに、小・中学校及び高等学校における「総合的な学習の時間」における福祉に関する指導の充実を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都教育委員会、区市町村〕</p>	<p>小中学校 区市町村ごとに実施 高校 「総合的な探究の時間」等の授業で実施</p>	<p>福祉教育の推進について、必要に応じ指導主事等連絡協議会、教育課程編成状況に関する説明会等において、区市町村教育委員会への情報提供を行う。</p> <p>小・中学校及び高等学校における段階に応じた福祉に関する学習内容の充実を図る。</p>		教育庁
	<p>23 広報活動の充実 障害及び障害のある人について都民の理解と認識を深めるため、障害者週間などの機会をとらえ東京都提供によるテレビ・ラジオの放送番組、広報紙、ホームページ、携帯サイトなどを積極的に活用して普及・啓発活動を展開する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報東京都 年12回 上期303万部 下期299万部発行</li> <li>東京都提供番組 テレビ 4番組 ラジオ 2番組 うち告知系番組 テレビ 1番組 ラジオ 2番組</li> <li>都庁総合ホームページ トップページアクセス件数 約2,113万件</li> </ul>	各種広報媒体により効果的な広報活動を展開する。都民とともに考え、行動することを呼びかけていく広報の充実に努める。		生 活 文化局
	<p>24 特別支援教育の理解啓発の推進 障害のある児童・生徒等が地域の人々に働きかけ、情報の発信をし、自らの考え方を発表し、主張する場を設定することを通じて、障害のある児童・生徒等一人ひとりが地域社会で自立できる力を培うとともに、広く都民に対して特別支援教育の理解啓発を行う。</p> <p>〔実施主体：東京都教育委員会〕</p>	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止	継続して実施する。		教育庁

事業 体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
	<p>25 オリンピック・パラリンピック教育の推進 　　オリンピック・パラリンピック教育を推進するため、次の事業を実施する。</p> <p>①オリンピック・パラリンピック教育の全校展開 ②東京ユースボランティアの拡充 ③パラスポーツ指導者講習会・パラスポーツ交流大会の実施 ④世界ともだちプロジェクトの拡大 ⑤オリンピック・パラリンピック教育アワード校の顕彰 ⑥オリンピアン・パラリンピアン等の学校派遣の実施 ⑦スクールアクション「もったいない」大作戦の実施 ⑧被災地等との連携によるパラスポーツ交流体験</p> <p>〔実施主体：東京都教育委員会〕</p>	<p>○オリンピック・パラリンピック教育推進事業（都内全ての公立学校） ○オリンピック・パラリンピック教育アワード校（172校） ○アスリート学校派遣事業「夢・未来」プロジェクトの実施（98校） ○パラリンピック競技応援校（競技団体連携型：10校） ○オリンピック・パラリンピック教育学習読本及び学習ノート、実践事例のウェブサイト掲載 ○東京ユースボランティア・バンクによるボランティア情報の発信 ○オリンピック・パラリンピック教育推進のための教員研修会 ○パラスポーツ指導者講習会の実施（新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止） ○世界ともだちプロジェクトによる調べ学習や国際交流の実施 ○スクールアクション「もったいない」大作戦の実施 ○被災地等との連携によるパラスポーツ体験交流の実施（新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止） ○文化プログラム・学校連携事業（広域活動団体型：30校） (地域連携型：114校)</p>	<p>2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催を踏まえ、児童・生徒が、スポーツにより心身の調和的な発達を遂げ、オリンピック・パラリンピックの歴史・意義や国際親善などその果たす役割を正しく理解し、我が国と世界の国々の歴史・文化・習慣などを学び交流することを通して国際理解を深め、進んで平和な社会の実現に貢献することができるようオリンピック・パラリンピック教育を推進する。</p>	○	教育庁
	<p>26 東京都特別支援学校アートプロジェクト展 「特別支援学校 アートプロジェクト展」の開催により特別支援学校に在籍する児童・生徒が制作した優れた作品を発表する機会を設け、都民に対して美術活動を通じた障害者に関する理解を促進する。</p> <p>〔実施主体：東京都教育委員会等〕</p>	<p>・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会場開催を中止とし、Web美術館「東京都特別支援学校 アートプロジェクト特別展」を開設 ・本特別展では、令和2年度に実施した第5回アートプロジェクト展に展示した51作品をWeb上に掲出</p> <p><a href="https://www.artproject.metro.tokyo.lg.jp/">https://www.artproject.metro.tokyo.lg.jp/</a></p>	<p>継続して実施する。</p>	○	教育庁
<b>(3) 情報パリアフリーの充実</b>					
	<p>27 障害者向け都政情報の提供 　　視覚障害者のために、点字版・音声版（テープ版・ディジタル版）の「広報東京都」を作成し、配布する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>（広報東京都（点字版・テープ版・ディジタル版）の作成） ・点字版 　年 12回 　1回 890部 ・テープ版 　年 12回 　1回 680組 ・ディジタル版 　年 12回 　1回 970枚</p>	<p>（広報東京都（点字版・テープ版・ディジタル版）の作成） 障害者への都政情報の提供を推進する。</p>		生活文化局

事業 体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
	<p>28 段障者向け福祉保健局情報の提供 視覚障害者のために、広報誌のディジタル版、CD版、テープ版等を作成する。</p> <p>【福祉保健局広報誌】            • 東京の福祉保健            ディジタル版・CD版・テープ版の作成            • 社会福祉の手引            ディジタル版の作成            • 月刊福祉保健            音声コード付き広報誌の作成</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>東京の福祉保健（ディジタル版・CD版・テープ版）の作成            • ディジタル版 900部            • CD版 121部            • テープ版 737組</p> <p>社会福祉の手引（ディジタル版）の作成            • ディジタル版 401部</p> <p>月刊福祉保健（音声コード）の作成            • 年12回 122,208部            （1回につき、10,184部）</p>	継続して実施する。		福祉保健局
	<p>29 福祉保健局ホームページにおける情報提供 障害者や高齢者などが利用しやすいよう、音声読み上げ、画面拡大等の機能を付加した、アクセシビリティに配慮したホームページを通じて、情報提供を行っていく。</p> <p>（主な機能）            • 音声読み上げ            • 画面拡大            • カラー変更            • 振り仮名（平仮名・ローマ字）</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	継続して実施	継続して実施する。		福祉保健局
	<p>30 字幕入映像ライブラリー事業（東京都地域生活支援事業） 映画及びテレビ番組等に字幕を挿入したビデオカセットテープ又はDVDの製作貸出を行うことにより、聴覚障害者の生活・文化の向上と福祉の増進を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	貸出実績 258件 1,050本	継続して実施する。		福祉保健局
	<p>31 視覚障害者用図書の製作及び貸出 視覚障害者に対し、視覚障害者用図書（点字図書、録音媒体）を製作し、貸出し又は交付することにより視覚障害者の文化の向上と福祉の増進を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>（貸出用図書）            点字図書            製作 324冊            貸出 1,028冊            声の図書            製作 345巻            貸出 3,386巻</p> <p>（希望図書）            点字図書            製作 507冊            声の図書            製作 155冊</p>	継続して実施する。		福祉保健局
	<p>32 点字による即時情報ネットワーク（東京都地域生活支援事業） 視覚障害者に、新聞等によって毎日流れている新しい情報を点字又は音声で早く提供することにより、社会参加を促進し、生活、文化の向上を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>（点字）            延配布者数            24,000人</p> <p>（音声）            アクセス数            307回</p>	継続して実施する。		福祉保健局

事業 体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
	<p>33 点字録音刊行物の作成及び配布（東京都地域生活支援事業）</p> <p>視覚障害者に対して、社会生活を営む上で必要とする情報及び知識を提供するため、点字本及び録音刊行物を作成配布し、社会参加を促進し、生活、文化の向上を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>(点字本) 12種類 各723部</p> <p>(録音物) 12種類 各1,130本</p>	継続して実施する。		福祉 保健局
	<p>34 情報バリアフリーに係る充実への支援</p> <p>誰もが必要な情報を容易に入手できる環境を整備するため、地域のバリアフリー マップの作成やICTを活用した歩行者への移動支援、コミュニケーション支援ボードの普及、集団補聴設備の普及啓発など、区市町村の様々な取組を支援する。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	<p>○補助実績 令和2年度 5区3市</p>	全区市町村へ働きかけを行い、取組を実施する区市町村を拡大していく。	○	福祉 保健局
	<p>35 障害者IT支援総合基盤整備事業（東京都地域生活支援事業）</p> <p>障害者に対するIT相談支援を実施するとともに、区市町村の障害者IT支援体制を整備するために、区市町村職員等を対象とした研修を実施し、もって障害者の自立と社会参加促進に資する。</p> <p>①ITに関する利用相談・情報提供 ②障害者IT支援者養成研修の実施</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>①IT利用相談支援事業 相談件数 1,049件 HPアクセス数 9,471件</p> <p>②区市町村への技術支援のための講習会 &lt;集合型&gt; 89人 &lt;出張型&gt; 48人</p>	事業の推進を図る。		福祉 保健局
	<p>(再掲) 11 心と情報のバリアフリーに向けた普及推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学生を対象とした心のバリアフリーに関する広報活動や、障害者等用駐車区画の適正利用に向けた普及啓発に取り組む。</li> <li>・ユニバーサルデザインに関する情報サイト「どうきょうユニバーサルデザインナビ」＊の活用促進を図るとともに、サイトを通じて心と情報のバリアフリーに係る普及啓発を行う。</li> </ul> <p>*公共交通機関、民間建築物等における段差のないルートや車いすに対応したトイレなど、様々なウェブサイトに掲載されているユニバーサルデザイン情報に容易にアクセスできるポータルサイト</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>○心のバリアフリー普及啓発ポスタークール ・新型コロナウイルス感染症による学校の負担を考慮し実施見送り</p> <p>○「どうきょうユニバーサルデザインナビ」による情報提供</p>	普及啓発を通じて、障害特性等に配慮した情報面でのバリアフリーを推進するとともに、人々の多様性についての理解や施設・設備の適正利用を進める。	○	福祉 保健局
	<p>36 障害者が利用しやすい防火防災情報の発信</p> <p>障害者に対し、防火防災に関する情報を保障し、安全・安心を確保する。障害者が利用しやすい防火防災情報を発信する。</p> <p>〔実施主体：東京消防庁〕</p>	<p>ユニバーサルデザインに配慮した防火防災情報の発信</p> <p>音声コード入りリーフレット等の作成・配布</p> <p>119番ファクシミリ通報カード等の作成・配布</p>	障害者の安全・安心を確保するため、障害者が利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した防火防災情報を積極的に発信する。	○	東京 消防庁

事業 体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
	<p>37 都立図書館サービス事業の充実 都立図書館における対面音訳サービス、視覚障害者等用資料の作成・提供サービス等の向上を図り、視覚障害者等の利便に供する。</p> <p>〔実施主体：東京都教育委員会〕</p>	<p>(都立中央・多摩図書館の実績) *新型コロナウイルス感染症の影響による休館のため開館日は例年より約半減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用状況 登録利用者 380名 対面音訳利用人数 260名</li> <li>・研修 音訳者講習会 1回 障害者サービス研修会 1回</li> </ul> <p>(所蔵資料) 録音テープ 6,798点 ディジー図書 4,010点 点訳資料 1,131点 点字雑誌 21種 雑誌録音テープ 26種 雑誌ディジー 20種</p>	各種サービスの充実を図る。 サービス向上のための職員研修を実施する。		教育庁
	<p>38 バリアフリー観光の推進 高齢者や障害者等が旅行するに当たっての支障となるバリアとバリアフリーの情報を集約・発信し、旅行先や行程等を選択できる環境を整える。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	発信コース数：30	観光振興施策の一環として、高齢者や障害者等が旅行するに当たっての支障となるバリアとバリアフリーの情報を集約・発信し、旅行先や行程等を選択できる環境を整えることで、東京都への旅行者の増加を図る。	○	産業労働局
<b>(4) 意思疎通支援・移動支援等</b>					
	<p>39 聴覚障害者への情報支援のための人材養成（東京都地域生活支援事業） 聴覚障害者の福祉に理解と熱意を有する者に対し、要約筆記の指導を行うことにより要約筆記者を養成し、もって聴覚障害者の福祉の増進を図る。 ○中途失聴・難聴者コミュニケーション事業</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>(修了者数) 要約筆記者 20名</p>	継続して実施する。		福祉保健局

事業 体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
	<p>40 手話のできる都民育成事業（東京都地域生活支援事業）      2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、日本の手話及び外国の手話の普及促進を図り、手話のできる都民を育成し、手話人口のすそ野を広げることをもって、聴覚障害者の福祉の向上に資する。</p> <p>①手話のできる都民育成事業      (1) 普及啓発      (2) 手話通訳者養成事業      ②外国語手話普及促進事業      〔実施主体：①東京都、②民間団体〕</p>	<p>①手話のできる都民育成事業      (1) 普及啓発      普及啓発冊子の作成・配布      普及啓発イベントは新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止</p> <p>(2) 手話通訳者養成事業      新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止</p> <p>②外国語手話普及促進事業      助成対象講習修了者      87名</p>	継続して実施する。	○	福祉 保健局
	<p>41 ICTによる聴覚障害者コミュニケーション支援事業      ICTを活用した遠隔手話通訳等を都庁内で試行し普及啓発を行うことで、聴覚障害者の社会参加を推進する。</p> <p>府内貸出し用にタブレット端末3台を設置し、遠隔手話等の試行及び普及啓発を実施する</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>貸出回数 9回      説明会等実施回数 3回</p>	府内各所管への貸出により都庁における聴覚障害者の情報保障の確保に努める。	○	福祉 保健局
	<p>42 中等度難聴児発達支援事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業）      身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に対して、補聴器の装用により言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進するため、補聴器の購入費用の一部を助成し、難聴児の健全な発達を支援する。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	実施区市町村 52区市町村	継続して実施する。		福祉 保健局
	<p>43 聴覚障害者意思疎通支援事業（東京都地域生活支援事業）      意思疎通支援に係る広域的連絡調整体制の整備を行い、聴覚障害者が広域的な移動を円滑に行える環境を整えるとともに、障害者団体等の行事における情報保障を支援することで、自立と社会参加を促進し、聴覚障害者の福祉の増進に資する。</p> <p>①意思疎通支援者の派遣に係る広域的連絡調整      ②障害者団体等が主催又は共催する広域型行事への意思疎通支援者の派遣      〔実施主体：東京都〕</p>	<p>意思疎通支援に係る広域的連絡調整      457件</p> <p>広域型行事への意思疎通支援者の派遣      58件</p>	継続して実施する。		福祉 保健局
	<p>44 失語症者向け意思疎通支援者養成事業（東京都地域生活支援事業）      失語症のため意思疎通を図るために支障がある障害者等が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、失語症者向け意思疎通支援者の養成を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	着実に実施する。		福祉 保健局

事業 体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
	<p>45 盲ろう者通訳・介助者の派遣及び養成（東京都地域生活支援事業） 盲ろう者のコミュニケーション手段及び移動の自由を確保し、その社会参加を促進するため、都内在住の盲ろう者に対して通訳・介助者の派遣を行うとともに、通訳・介助者の養成研修を行う講習会等に対し補助を行う。</p> <p>※盲ろう者とは、視覚障害と聴覚障害とが重複してある重度の障害者（児）</p> <p>〔実施主体：（派遣）東京都（養成研修）民間団体〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通訳・介助者派遣事業 派遺件数 7,913件 派遺時間 28,662時間</li> <li>・通訳・介助者養成研修事業 受講者数 46人 修了者数 42人</li> </ul>	継続して実施する。		福祉保健局
	<p>46 盲ろう者支援センター事業（東京都地域生活支援事業） 盲ろう者からの相談に応じるとともに、コミュニケーション訓練などを実施し、地域生活支援の充実と社会参加の促進を図る「盲ろう者支援センター」を運営する事業に対し、補助を行う。</p> <p>（センターにおける事業内容）            ①訓練事業            ②専門人材養成事業            ③総合相談支援事業            ④盲ろう者社会参加促進事業              〔実施主体：民間団体〕</p>	①訓練事業 實施回数93回 対象者数11人  ②専門人材養成事業 養成講習会 2科目 3回 修了者 計73人  ③総合相談支援事業 相談件数329件  ④社会参加促進事業 交流会 計7回 参加者 計93人  學習会 計67回 参加者 計445人	継続して実施する。		福祉保健局
	<p>47 視覚障害者ガイドセンターの運営（東京都地域生活支援事業） 重度の視覚障害者が、道府県及び政令指定都市間にまたがって必要不可欠な外出をする場合に、目的地において必要なガイドヘルパーを確保できるよう連絡調整するためのガイドセンターを設置し、視覚障害者の福祉の増進を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	都外から 6回 都外へ 0回	継続して実施する。		福祉保健局
	<p>48 点訳・朗読奉仕員指導者等養成事業（東京都地域生活支援事業） 点訳・朗読に関する知識と経験を有する者に対し、指導方法、専門点訳技術等を指導することにより、指導者養成及び専門点訳奉仕員等を育成し、視覚障害者福祉の増進を図る。</p> <p>（内容）            点訳奉仕員指導者養成            朗読奉仕員指導者養成            専門点訳奉仕員養成（英語、理数、楽譜、触図、コンピュータ）            修了者研修会              〔実施主体：東京都〕</p>	修了者 8名  新型コロナウイルス感染拡大防止のため、 点訳奉仕員・朗読奉仕員指導者養成は中止	継続して実施する。		福祉保健局

事業体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
	<p>49 音声機能障害者発声訓練指導者養成事業（東京都地域生活支援事業） 音声機能障害者に対する発声訓練の指導者を養成し、音声機能障害者のコミュニケーション手段の確保を図るとともに、社会復帰を促進する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	継続して実施する。		福祉保健局
	<p>50 身体障害者補助犬給付事業（東京都地域生活支援事業） 身体障害者に対して身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）を給付し、その行動範囲を拡大することにより、身体障害者の社会参加と自立の促進を図る。</p> <p>（対象者）            ①都内に居住する（おおむね1年以上）満18歳以上の在宅の身体障害者            盲導犬…視覚障害1級            介助犬…肢体不自由1・2級            聽導犬…聴覚障害2級            ②所定の訓練を受け、補助犬を適切に管理できること            ③社会活動への参加に効果があると認められること　他</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	盲導犬 8頭 介助犬 3頭 聴導犬 0頭	継続して実施する。		福祉保健局

## 2 スポーツ・文化芸術活動や生涯学習・地域活動等への参加の推進

### (1) 障害者スポーツの振興

	<p>51 障害者スポーツセンターの運営 障害者の健康増進と社会参加を促進するため、スポーツ施設や集会室等の場を提供するとともに、スポーツ教室や大会等の事業を実施し、障害者の福祉の増進を図る。</p> <p>○東京都障害者総合スポーツセンター ○東京都多摩障害者スポーツセンター</p> <p>〔実施主体：東京都〕 (指定管理者：公益社団法人東京都障害者スポーツ協会)</p>	<p>延べ利用人数 (総合) 7,354人 (多摩) 7,199人</p>	引き続き運営する。		オリソビ。ック・パラリソビ。ック準備局
--	--	---	-----------	--	---------------------

事業体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
	<p>52 障害者スポーツの振興</p> <p>東京都スポーツ推進総合計画に基づき、障害のある人もない人も、だれもがスポーツに親しむ「スポーツ都市東京」を目指し、取組を推進する。</p> <p>①障害者スポーツの情報発信、理解促進・普及啓発</p> <p>②障害者スポーツの場の開拓・整備</p> <p>③障害者スポーツを支える人材の育成・確保</p> <p>④障害者スポーツの競技力向上</p> <p>⑤東京都障害者スポーツ大会の開催</p> <p>⑥全国障害者スポーツ大会への東京都選手団の派遣</p> <p>⑦東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた開催準備</p> <p>東京2020パラリンピック競技大会の開催を契機として、障害者スポーツの振興と、障害者のスポーツを通じた社会参加を促進する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>①情報発信、理解促進・普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者スポーツ専門ポータルサイト「TOKYO障スポ・ナビ」の運用</li> <li>・障害者スポーツイベント「チャレスポ！TOKYO」の開催</li> <li>・障害者のスポーツに関する意識調査の実施</li> <li>・障害者スポーツ観戦促進事業「TEAM BEYOND」プロジェクトを実施</li> </ul> <p>②場の開拓・整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者スポーツ地域開拓推進事業の実施</li> <li>・障害者スポーツコンシェルジュ事業の実施</li> <li>・障害者のスポーツ施設利用促進マニュアルの活用</li> <li>・東京2020大会の成功に向けた区市町村支援</li> <li>・障害者スポーツの環境整備に向けた実務者会議の開催</li> </ul> <p>※新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催中止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都立学校活用促進モデル事業の実施</li> </ul> <p>③人材の育成・確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者スポーツセミナーの実施</li> <li>・障がい者スポーツ指導員養成講習会の開催</li> <li>・障害者スポーツ人材の活動活性化（障害者スポーツ情報誌「S&amp;S」の作成、障害者スポーツボランティア情報のポータルサイト「TOKYO 障スポ&amp;サポート（S&amp;S）」における情報発信を開始、「地域事業参加型指導員育成事業」の実施、「リ・スタート研修会」・「障害者スポーツフォーラム」の開催）</li> <li>・障害者スポーツ研修キャラバンの実施</li> </ul> <p>④競技力向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者スポーツ次世代ホープ発掘事業の実施</li> <li>・障害者スポーツ競技団体の活動支援</li> <li>・強化練習会の実施</li> <li>・東京2020パラリンピック等への出場が期待される選手への支援</li> <li>・パラアスリートを支えるスタッフの認定</li> <li>・障害者スポーツ団体体制強化支援事業の実施</li> </ul> <p>⑤東京都障害者スポーツ大会の開催 参加選手数389人</p> <p>⑥全国障害者スポーツ大会への東京都選手団の派遣 新型コロナウイルス感染拡大防止のため大会延期</p> <p>⑦東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた開催準備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都パラリンピック体験プログラム「NO LIMITS CHALLENGE」の実施（競技体験等の疑似体験ブースを開催するWEB版を新設）</li> <li>・パラリンピック1年前、半年前などの節目にパラアスリート動画等をWEB配信</li> <li>・パラリンピック普及啓発冊子等の作成、配布（「東京2020パラリンピックハンドブック」※点字版あり、「みんなで觀に行こう！東京2020パラリンピック」※点字版あり、パラリンピックマラソンPRリーフレット改訂版）</li> </ul>	<p>①障害者スポーツの理解促進・普及啓発を図る。</p> <p>②障害者スポーツ事業を実施する区市町村の拡大を図る。</p> <p>③「障がい者スポーツ指導員」の資格を持つスポーツ推進委員配置地区の拡大を図る。</p> <p>④国際大会等で活躍するアスリートの輩出に向け、選手の発掘・育成・強化や競技団体の基盤強化等を図る。</p> <p>⑤継続して実施する。</p> <p>⑥継続して実施する。</p> <p>⑦東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、着実に開催準備を進める。</p>	<p>○ (①～ ④、⑦ が該 当)</p>	オリンピック・パラリンピック準備局

事業 体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
	<p>53 スポーツ施設整備費補助事業      「スポーツ都市東京」の実現に向け、スポーツ環境の拡充を図り、2020年までに都民のスポーツ実施率70%を達成するため、区市町村が行う施設整備の取組を支援する。</p> <p>（対象）      東京都内において各区市町村が保有し、条例、規則等を根柢に設置されるスポーツ施設で、①競技スペースを拡大する工事、②利用時間延長等利用機会の向上拡大に資する工事、③誰もが利用しやすい環境を整備するバリアフリー工事 等</p> <p>（補助率）      上記①②③については、対象経費の1/2（限度額 1億円）</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	令和元年度にて事業終了	区市町村のスポーツ施設整備を促進する。	○	オリソビック・パラリンピック準備局
	<p>（再掲）25 オリンピック・パラリンピック教育の推進      オリンピック・パラリンピック教育を推進するため、次の事業を実施する。</p> <p>①オリンピック・パラリンピック教育の全校展開      ②東京ユースボランティアの拡充      ③パラスポーツ指導者講習会・パラスポーツ交流大会の実施      ④世界ともだちプロジェクトの拡大      ⑤オリンピック・パラリンピック教育アワード校の顕彰      ⑥オリンピアン・パラリンピアン等の学校派遣の実施      ⑦スクールアクション「もったいない」大作戦の実施      ⑧被災地等との連携によるパラスポーツ交流体験</p> <p>〔実施主体：東京都教育委員会〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○オリンピック・パラリンピック教育推進事業（都内全ての公立学校）</li> <li>○オリンピック・パラリンピック教育アワード校（172校）</li> <li>○アスリート学校派遣事業「夢・未来」プロジェクトの実施（98校）</li> <li>○パラリンピック競技応援校（競技団体連携型：10校）</li> <li>○オリンピック・パラリンピック教育学習読本及び学習ノート、実践事例のウェブサイト掲載</li> <li>○東京ユースボランティア・バンクによるボランティア情報の発信</li> <li>○オリンピック・パラリンピック教育推進のための教員研修会</li> <li>○パラスポーツ指導者講習会の実施（新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止）</li> <li>○世界ともだちプロジェクトによる調べ学習や国際交流の実施</li> <li>○スクールアクション「もったいない」大作戦の実施</li> <li>○被災地等との連携によるパラスポーツ体験交流の実施（新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止）</li> <li>○文化プログラム・学校連携事業（広域活動団体型：30校）（地域連携型：114校）</li> </ul>	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催を踏まえ、児童・生徒が、スポーツにより心身の調和的な発達を遂げ、オリンピック・パラリンピックの歴史・意義や国際親善などその果たす役割を正しく理解し、我が国と世界の国々の歴史・文化・習慣などを学び交流することを通して国際理解を深め、進んで平和な社会の実現に貢献することができるようオリンピック・パラリンピック教育を推進する。	○ 教育庁	

事業 体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
	<p>54 都立特別支援学校における障害者スポーツの推進</p> <p>○都立特別支援学校における障害者スポーツを取り入れた体育的活動の指導内容・方法の研究・開発</p> <p>○地域の小・中学校の児童・生徒への理解啓発のため、都立特別支援学校との交流における障害者スポーツを活用した学習活動の試行</p> <p>〔実施主体：東京都教育委員会〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ教育推進校を57校指定し障害者スポーツを取り入れた体育的活動や交流活動の充実</li> <li>・障害者スポーツ指導員等の講師を招へいし、指導方法等の講習により教員の指導力の向上</li> <li>・パラリンピアン等を合計8回派遣して、特別外部指導員として活用</li> </ul>	<p>2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて生涯にわたってスポーツを楽しむ児童・生徒を育てる（裾野の拡大と育成）。</p>	○	教育庁
	<p>55 社会教育施設（ユース・プラザ）における活動支援</p> <p>青少年社会教育施設「ユース・プラザ」において、スポーツ及び文化・学習活動の機会を提供することにより障害者の心身の維持向上を図るとともに、楽しさを理解してもらう。</p> <p>また、施設利用者の障害者スポーツに対する理解を深める。</p> <p>〔実施主体：民間PFI事業者及び東京都教育委員会〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援学校の学校行事及び障害者の活動に供する宿泊施設やスポーツ施設・文化・学習施設の提供、アートクラフト等の活動プログラムの提供を実施。</li> </ul>	<p>障害者へスポーツ及び文化・学習活動の機会を提供するとともに、障害者スポーツに対する他の利用者の理解を促進する。</p>		教育庁
<b>(2) 文化芸術活動の推進</b>					
	<p>56 文化芸術関連行事の実施（東京都地域生活支援事業を含む）</p> <p>障害者が文化芸術への参加を通じて、社会参加と相互交流を促進するとともに都民の障害者に対する理解の増進を図り、もって障害者の自立の促進に寄与することを目的に各種事業を実施する。</p> <p>①障害者美術展の開催 ②ふれあいコンサートの実施</p> <p>〔実施主体：①東京都、②東京都・民間団体〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第35回東京都障害者総合美術展 場所 池袋西武本店 応募 554点 展示 180点</li> <li>・第37回ふれあいコンサート 新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止</li> </ul>	<p>継続して実施する。</p>		福祉保健局
	<p>57 障害者芸術活動基盤整備事業</p> <p>障害者の芸術活動の支援拠点を設置し活動基盤を整備することにより、芸術活動を通じた障害者の社会参加の促進を図る。</p> <p>（実施方法）補助により実施 （実施規模）美術・舞台の2分野で1分野各1事業所</p> <p>〔実施主体：社会福祉法人等〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①相談 623件</li> <li>②人材育成研修 6回</li> <li>③関係者のネットワークづくり</li> <li>④発表の機会 1回</li> <li>⑤専用サイトを活用した情報発信</li> </ul>	<p>社会福祉法人等が障害者の芸術活動支援拠点となる事業を実施することを助成することにより障害者の芸術活動基盤整備を図る。</p>		福祉保健局
	<p>58 東京都特別支援学校総合文化祭の実施</p> <p>特別支援学校の児童・生徒の文化・芸術的な能力を伸ばし、日頃の文化・芸術活動の振興を図る。</p> <p>あわせて、都民への理解・啓発の場とする。</p> <p>（実施時期：11月から1月）</p> <p>〔実施主体：東京都教育委員会、特別支援学校文化連盟〕</p>	<p>新型コロナウイルス感染拡大防止のため、全部門の発表等を中止</p>	<p>継続して実施する。</p>	○	教育庁

事業体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
	<p>59 文化芸術活動の推進</p> <p>障害者による芸術文化の創造・鑑賞活動を促進する事業に対して、その経費の一部を助成することにより、都民の芸術文化活動の充実を図る。</p> <p>〔実施主体：公益財団法人東京都歴史文化財団〕</p>	<p>・採択件数16件（うち、障害者に関する事業の採択案件は8件）</p>	<p>支援制度を着実に実施していく。</p>	○	生活文化局
<b>(3) 身近な地域社会への参加の推進</b>					
	<p>(再掲) 18 企業CSR等連携促進事業（東京都地域生活支援事業）</p> <p>障害福祉サービス事業所や障害者団体等のニーズと企業等の社会貢献活動とのマッチングを行う専任のコーディネーターを配置し両者の連携促進を図るとともに、マッチング事例などの関係情報を広く発信・共有することにより、企業等の自発的な取組を促し、障害者の社会参加を推進する。</p> <p>〔実施主体：社会福祉法人東京都社会福祉協議会〕</p>	<p>・運営連絡会 3回            ・連携事例集の紹介            ・セミナーの実施 5件            ・協働プロジェクトの実施 5件            ・専用サイトを活用した情報発信</p>	<p>着実に実施する。</p>	○	福祉保健局
	<p>60 青年・成人期の余暇活動支援事業</p> <p>青年・成人期の障害者が日中活動や就労後に過ごす場として、身近な地域に活動の場を確保し、様々な人々と交流し、社会生活に必要な、知識や技能の習得のための学習会や、ボランティア活動参加などの取組に対して支援する。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	<p>実施区市町村 11区市</p>	<p>継続して実施する。</p>		福祉保健局
<b>3 ユニバーサルデザインの視点に立った福祉のまちづくり</b>					
<b>(1) 福祉のまちづくりの総合的推進</b>					
	<p>61 障害者に関する調査の実施</p> <p>福祉保健局において、おおむね5年おきに、障害者（身体障害者、知的障害者、精神障害者）の生活実態調査を実施している。平成25年度からは難病患者も調査対象としている。</p> <p>そのほか、障害者施策の充実に資する調査を、適宜、実施する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>東京都福祉保健基礎調査「障害者の生活実態」実施予定</p> <p>（令和5年度実施、令和6年度結果公表予定）</p>	<p>継続して実施する。            次回令和5年度実施予定</p>		福祉保健局

事業 体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
	<p>62 市街地再開発事業等における福祉のまちづくりの推進</p> <p>商工農住が混在している地域、あるいは木造家屋が密集している木造住宅密集地域などの環境が悪化している既成市街地において、市街地再開発事業、土地区画整理事業、防災街区整備事業、沿道一体整備事業や延焼遮断帯形成事業の推進にあわせて、道路・公園・広場などの公共施設のバリアフリー化を進め、福祉のまちづくりを促進する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>【市街地再開発事業】</p> <p>①指導助成団体 組合等施行 (都市機構施行含む) 40地区</p> <p>②都施行 2地区</p> <p>【土地区画整理事業】</p> <p>①指導助成団体 組合等施行 (都市機構施行含む) 25地区</p> <p>公共施行 21地区</p> <p>②都施行 8地区</p> <p>【防災街区整備事業】</p> <p>組合施行 5地区</p> <p>【沿道一体整備事業】</p> <p>5地区</p> <p>【地域と連携した延焼遮断帯形成事業】</p> <p>3地区</p> <p>※令和2年度末施行中地区</p>	事業の推進を図る。		都 市 整 備 局
	<p>63 鉄道駅総合バリアフリー推進事業（バリアフリー基本構想等作成事業）</p> <p>地域の面的かつ一体的なバリアフリー化を推進するため、改正バリアフリー法に基づきバリアフリー基本構想及び移動等円滑化促進方針を作成する区市町村に対し補助を行う。また、情報提供や技術的助言を行い、地域のバリアフリー化を推進する。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	<p>21区9市において、バリアフリー基本構想を作成済</p> <p>（千代田区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、八王子市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、町田市、小金井市、日野市、羽村市）</p> <p>1区において、移動等円滑化促進方針を作成済</p> <p>（大田区）</p>	区市町村におけるバリアフリー基本構想及び移動等円滑化促進方針策定の促進を図る。		都 市 整 備 局
	<p>64 東京都福祉のまちづくり条例の運用等</p> <p>○建築物、道路、公園、公共交通施設等の新設または改修の際に、整備基準に適合した整備を図る。</p> <p>○区市町村に委任した届出、指導・助言、適合証交付等運用事務の円滑な実施に向けた制度の周知、特例交付金の交付等を行う。</p> <p>※所管行政庁：独自条例制定による適用除外8区市を除く区市町村</p> <p>〔実施主体：東京都、区市町村〕</p>	<p>届出件数 令和2年 990件</p>	事業者、都民等に対し、福祉のまちづくり条例の運用について、一層の推進を図るとともに、条例の整備基準のうち、遵守基準より水準の高い努力基準に適合させている適合証交付施設のHPでの情報提供等、適合証交付制度についても、周知に取り組んでいく。		福 祉 保 健 局

事業体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
	<p>(再掲) 11 心と情報のバリアフリーに向けた普及推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学生を対象とした心のバリアフリーに関する広報活動や、障害者等用駐車区画の適正利用に向けた普及啓発に取り組む。</li> <li>・ユニバーサルデザインに関する情報サイト「とうきょうユニバーサルデザインナビ」*の活用促進を図るとともに、サイトを通じて心と情報のバリアフリーに係る普及啓発を行う。</li> </ul> <p>*公共交通機関、民間建築物等における段差のないルートや車いすに対応したトイレなど、様々なウェブサイトに掲載されているユニバーサルデザイン情報に容易にアクセスできるポータルサイト</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>○心のバリアフリー普及啓発ポスタークール</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症による学校の負担を考慮し実施見送り</li> </ul> <p>○「とうきょうユニバーサルデザインナビ」による情報提供</p>	<p>普及啓発を通じて、障害特性等に配慮した情報面でのバリアフリーを推進するとともに、人々の多様性についての理解や施設・設備の適正利用を進める。</p>	○	福祉保健局
	<p>(再掲) 12 心のバリアフリーサポート企業連携事業</p> <p>心のバリアフリーの推進に向けて、従業員への普及啓発の実施など、心のバリアフリーに自ら取り組むとともに、都や区市町村の取組に協力する企業を「心のバリアフリーサポート企業」として登録し、その取組状況を公表する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>新型コロナウイルス感染症による企業等の負担を考慮し実施見送り</p>	<p>サポート企業と連携・協力し、心のバリアフリーに向けた取組を推進する。</p>	○	福祉保健局
65 既存建築物のバリアフリー化の推進	<p>都民の生活に密着した小規模建築物をはじめとした既存建築物に対するバリアフリー化対策を推進していく。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>○これまでの取組を継続</p> <p>○「店舗等内部のユニバーサルデザイン整備ガイドライン」をホームページに掲載するなど、事業者等に周知</p>	<p>ガイドライン等を活用し、区市町村、施設整備や店舗経営を行う事業者に対して、積極的に働きかけていく。</p>		福祉保健局
66 ユニバーサルデザインのまちづくり緊急推進事業	<p>住民参加による調査を踏まえた、施設、設備のバリアフリー化改修等に取り組む区市町村を支援する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>○補助実績 令和2年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民参加による点検 4区市町村</li> <li>・バリアフリー改修 6区市町村</li> <li>・トイレの洋式化 35区市町村</li> <li>・環境整備 4区市町村</li> </ul>	<p>全ての人が使いやすい施設となるよう、利用者目線に立ったバリアフリー化を促進する。</p>	○	福祉保健局
67 区市町村福祉のまちづくりに関する基盤整備事業	<p>区市町村が自ら行う福祉のまちづくり条例に適合した公共的施設、道路、公園の整備や、小規模店舗など身近な建築物のバリアフリー化整備を行う民間事業者に対する整備費の一部を助成する区市町村に対し支援を行う。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	<p>○補助実績 令和2年度 18区13市1町</p>	<p>公共的施設、道路、公園等及び民間事業者が行うバリアフリー化の整備に関する区市町村の取組を支援する。</p>		福祉保健局
68 バリアフリー法に基づく認定	<p>バリアフリー法に基づき、建築物移動等円滑化基準（義務基準）を超えるより高いレベルの誘導基準に適合する建築物を認定する。</p> <p>*バリアフリー法：「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年12月20日施行）</p> <p>〔実施主体：東京都、区市（所管行政庁）〕</p>	<p>(累計実績) 認定実績 887件</p>	<p>バリアフリー法に基づく認定を促進し、より質の高い建築物のバリアフリー化を推進する。認定取得が進むよう、引き続き広く周知に取り組んでいく。</p>		都市整備局

事業体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
	<p>69 宿泊施設のバリアフリー化支援事業 高齢者・障害者等が観光やビジネスのために、都内宿泊施設を安心かつ円滑に利用できるよう、民間宿泊事業者を対象にバリアフリー化の取組を支援する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	バリアフリー化支援事業 45件実施	観光振興施策の一環として、高齢者・障害者等が観光やビジネスのために、都内宿泊施設を安心かつ円滑に利用できるよう、都内宿泊施設が行うバリアフリー化の取組を支援し、東京への旅行者の増加を図る。	○	産業労働局
	<p>70 東京ひとり歩きサイン計画 外国人旅行者や障害者、高齢者を含めた全ての人が安心して東京の観光を楽しめるように、ピクトグラム（絵文字）や多言語で表記した観光案内標識を維持更新する。また、各区市町村等に対して、案内サインの統一化を周知・促進していく。</p> <p>〔実施主体：東京都、区市町村〕</p>	整備実績 106基	観光振興施策の一環として、外国人旅行者や障害者、高齢者を含めた全ての人が安心して東京の観光を楽しめるように、ピクトグラム（絵文字）や多言語で表記した観光案内標識を維持更新する。また、各区市町村等に対して、案内サインの統一化を周知・促進することで、旅行者の利便性の向上を図る。	○	産業労働局
	<p>(再掲) 53 スポーツ施設整備費補助事業 「スポーツ都市東京」の実現に向け、スポーツ環境の拡充を図り、2020年までに都民のスポーツ実施率70%を達成するため、区市町村が行う施設整備の取組を支援する。</p> <p>(対象) 東京都内において各区市町村が保有し、条例、規則等を根拠に設置されるスポーツ施設で、①競技スペースを拡大する工事、②利用時間延長等利用機会の向上拡大に資する工事、③誰もが利用しやすい環境を整備するバリアフリー工事 等</p> <p>(補助率) 上記①②③については、対象経費の1/2(限度額 1億円)</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	令和元年度にて事業終了	区市町村のスポーツ施設整備を促進する。	○	オリソビック・パラリンピック準備局
	<p>71 オリンピック・パラリンピック競技会場の整備 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、有明アリーナなど7施設を新設する。整備に当たっては、ユニバーサルデザインの視点に立ち、誰もが快適にスポーツを楽しめる環境を整える。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	令和元年度にて事業終了	テストイベントに合わせて、着実に整備を進める。	○	オリソビック・パラリンピック準備局

事業体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局																																														
	<p>72 高等学校等への受入れ体制の整備</p> <p>都立高校等の校舎においては、改築や大規模改修の際に「東京都福祉のまちづくり条例」及び「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」に基づいた整備を行っている。また、例年障害のある生徒の入学状況を把握し、学校生活に支障がないかを調査した上で、必要な場合は簡易的なバリアフリー改修工事を実施している。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①エレベーターの新設（新築、改築、大規模改修の際に限る）</li> <li>②校舎内外の段差解消</li> <li>③障害者トイレの設置</li> <li>④廊下・階段の手摺新設</li> <li>⑤非常用スロープ階段の新設</li> <li>⑥出入口の扉改造</li> </ul> <p>等を行う。</p> <p>〔実施主体：東京都教育委員会、東京都公立大学法人〕</p>	<p>【高等学校】</p> <table> <tr><td>エレベーター設置</td><td>156校</td></tr> <tr><td>校内段差解消</td><td>50校</td></tr> <tr><td>障害者トイレ設置</td><td>181校</td></tr> <tr><td>階段手摺設置</td><td>185校</td></tr> <tr><td>スロープ（昇降口）設置</td><td>119校</td></tr> <tr><td>スロープ（玄関）設置</td><td>120校</td></tr> <tr><td>自動ドア（昇降口）設置</td><td>55校</td></tr> <tr><td>自動ドア（玄関）設置</td><td>98校</td></tr> </table> <p>【附属中学校・中等教育学校】</p> <table> <tr><td>エレベーター設置</td><td>10校</td></tr> <tr><td>校内段差解消</td><td>4校</td></tr> <tr><td>障害者トイレ設置</td><td>10校</td></tr> <tr><td>階段手摺設置</td><td>9校</td></tr> <tr><td>スロープ（昇降口）設置</td><td>7校</td></tr> <tr><td>スロープ（玄関）設置</td><td>8校</td></tr> <tr><td>自動ドア（昇降口）設置</td><td>4校</td></tr> <tr><td>自動ドア（玄関）設置</td><td>7校</td></tr> </table> <p>【高等専門学校】</p> <table> <tr><td>エレベーター設置</td><td>1校（2キャビン入）</td></tr> <tr><td>校内段差解消</td><td>1校（2キャビン入）</td></tr> <tr><td>障害者トイレ設置</td><td>1校（2キャビン入）</td></tr> <tr><td>階段手摺設置</td><td>1校（2キャビン入）</td></tr> <tr><td>スロープ（玄関）設置</td><td>1校（2キャビン入）</td></tr> <tr><td>自動ドア（昇降口）設置</td><td>1校（2キャビン入）</td></tr> <tr><td>自動ドア（玄関）設置</td><td>1校（2キャビン入）</td></tr> </table>	エレベーター設置	156校	校内段差解消	50校	障害者トイレ設置	181校	階段手摺設置	185校	スロープ（昇降口）設置	119校	スロープ（玄関）設置	120校	自動ドア（昇降口）設置	55校	自動ドア（玄関）設置	98校	エレベーター設置	10校	校内段差解消	4校	障害者トイレ設置	10校	階段手摺設置	9校	スロープ（昇降口）設置	7校	スロープ（玄関）設置	8校	自動ドア（昇降口）設置	4校	自動ドア（玄関）設置	7校	エレベーター設置	1校（2キャビン入）	校内段差解消	1校（2キャビン入）	障害者トイレ設置	1校（2キャビン入）	階段手摺設置	1校（2キャビン入）	スロープ（玄関）設置	1校（2キャビン入）	自動ドア（昇降口）設置	1校（2キャビン入）	自動ドア（玄関）設置	1校（2キャビン入）	近年の高等学校等への入学者多様化を考慮し、校舎改修をより一層推進していく。		教育庁 総務局
エレベーター設置	156校																																																		
校内段差解消	50校																																																		
障害者トイレ設置	181校																																																		
階段手摺設置	185校																																																		
スロープ（昇降口）設置	119校																																																		
スロープ（玄関）設置	120校																																																		
自動ドア（昇降口）設置	55校																																																		
自動ドア（玄関）設置	98校																																																		
エレベーター設置	10校																																																		
校内段差解消	4校																																																		
障害者トイレ設置	10校																																																		
階段手摺設置	9校																																																		
スロープ（昇降口）設置	7校																																																		
スロープ（玄関）設置	8校																																																		
自動ドア（昇降口）設置	4校																																																		
自動ドア（玄関）設置	7校																																																		
エレベーター設置	1校（2キャビン入）																																																		
校内段差解消	1校（2キャビン入）																																																		
障害者トイレ設置	1校（2キャビン入）																																																		
階段手摺設置	1校（2キャビン入）																																																		
スロープ（玄関）設置	1校（2キャビン入）																																																		
自動ドア（昇降口）設置	1校（2キャビン入）																																																		
自動ドア（玄関）設置	1校（2キャビン入）																																																		

事業体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
	<p>73 私立学校における学校施設のバリアフリー化への支援 (目的) 私立学校で行う校舎等の施設設備の整備が「福祉のまちづくり条例施行規則」の整備基準に合致するよう、公益財団法人東京都私学財団に対し補助を行い、間接的に私立学校の利子負担を軽減する。</p> <p>(事業内容) 公益財団法人東京都私学財団が行う低利での融資事業「私立学校振興資金融資事業」の中で、手すり、スロープの設置等「福祉のまちづくり事業」を推進する施設設備を対象とした融資を行う。(融資限度額 1件10億円) 東京都は当財団が当該融資に必要な資金を金融機関から借り入れた場合、当該原資に対して一定の利子補給を行う。</p> <p>〔実施主体：東京都、公益財団法人東京都私学財団〕</p>	<p>特定事業利率 上限1.000%</p> <p>なお、当該特定事業利率は、市中金融機関等における利率等を勘案して設定</p> <p>(福祉のまちづくり事業は、特定事業に含まれる。)</p>	継続して実施する。		生活文化局
<b>(2) 公共交通機関の整備</b>					
	<p>74 鉄道駅総合バリアフリー推進事業（鉄道駅エレベーター等整備事業） エレベーター等の整備を促進し鉄道駅における円滑な移動（バリアフリールート）を確保するため、エレベーター等の整備に対する補助を行う。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕 鉄道駅エレベーター等整備事業（東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会会場周辺駅等）については、エレベーター等の整備を行う鉄道事業者に対し補助を行う。（交通局・東京メトロを除く。）</p>	<p>補助実績 5駅 〈参考〉301駅（事業開始からの各年度の補助実績合計）</p>	<p>「鉄道駅バリアフリーに関する優先整備の考え方（令和元年9月東京都都市整備局）」に基づき、整備の促進を図る。</p>	○	都市整備局
	<p>75 鉄道駅総合バリアフリー推進事業（ホームドア等整備促進事業） ホームドア等の整備を促進し鉄道駅における安全性を確保するため、ホームドア等の整備に対する補助を行う。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕 ホームドア等整備促進事業（東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会会場周辺駅等）については、ホームドア等の整備を行う鉄道事業者に対し補助を行う。（交通局・東京メトロを除く。）</p>	<p>補助実績 21駅 〈参考〉107駅（事業開始からの各年度の補助実績合計）</p>	<p>「鉄道駅バリアフリーに関する優先整備の考え方（令和元年9月東京都都市整備局）」に基づき、整備の促進を図る。</p>	○	都市整備局

事業 体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
	<p>76 だれにも乗り降りしやすいバス整備事業 公共性が高く、重要な移動手段である民営路線バスについて、高齢者をはじめ、だれにも乗り降りしやすいノンステップバス購入経費の一部を補助することにより、ノンステップバスの導入促進を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	3,552両 (補助実績の合計)	都内民営路線バスのうち、ノンステップ整備が必要な全ての車両を整備。		都市整備局
	<p>77 都営交通の施設・設備の整備 ①乗換駅等でのエレベーター整備 ②新宿線へのホームドア整備 ③浅草線へのホームドア整備 ④浅草線新型車両の導入（各車両に車いすスペースまたはフリースペースを設置した新型車両に更新）</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	①6駅竣工 ②令和元年度事業完了 ③残る15駅の本体設置に向けた仕様検討及び準備工事を実施。 ④7編成更新	①令和3年度までに計16駅竣工 ②新宿線全21駅について、令和元年秋までにホームドアを整備 ③新橋駅、大門駅、三田駅及び泉岳寺駅の4駅について、東京2020大会までにホームドアを先行整備。 ④令和3年度までに全27編成更新完了	○	交通局
	<p>78 アクセシブル・ツーリズムの推進 高齢者や障害者等が積極的に外出して、様々な交通機関等を快適に利用しながら旅行などを行う、アクセシブル・ツーリズムの充実に向けた取組を推進する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シンポジウムの開催：約1038名</li> <li>・観光関連事業者向けセミナー：10回</li> <li>・旅行事業者に対する研修：2回</li> </ul>	観光振興施策の一環として、高齢者や障害者等が積極的に外出して、様々な交通機関等を快適に利用しながら旅行などを行う、アクセシブル・ツーリズムの充実に向けた取組を推進し、東京都への旅行者の増加を図る。	○	産業労働局
	<p>79 観光バス等バリアフリー化支援事業 高齢者や障害者が安心して都内観光を楽しめる環境を整備するため、主要な交通インフラであるリフト付観光バスの導入等を支援する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	補助金による支援件数：0台（交付決定ベース）	観光振興施策の一環として、高齢者や障害者が安心して都内観光を楽しめる環境を整備するため、主要な交通インフラであるリフト付観光バスの導入等を支援し、東京都への旅行者の増加を図る。	○	産業労働局

事業 体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
<b>(3) 道路の整備</b>					
	<p>80 安全で快適な歩道の整備・道路のバリアフリー化</p> <p>①安全で快適な歩道の整備</p> <p>歩道が無い又は狭い箇所において、バリアフリーに配慮した幅員2.0m以上の歩道を整備し、誰もが安全で安心して通行できる歩行空間を創出する。</p> <p>②道路のバリアフリー化</p> <p>平成28年3月に策定した「東京都道路バリアフリー推進計画」に基づき、駅・生活関連施設を結ぶ都道のバリアフリー化を推進する。</p> <p>また、道路のバリアフリー化を東京2020大会のレガシーとして次世代に引き継ぐため、主要な駅周辺での特定道路の面的なバリアフリー化を推進する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>①令和2年度整備延長 2km 令和元年度末現在 整備対象延長 1,880km 幅員2m以上の歩道 1,196km ②駅・生活関連施設を結ぶ都道 45km (累計)</p>	<p>①継続して整備を推進する。 ②継続して整備を推進する。</p>	○	建設局
	<p>81 横断歩道橋のバリアフリー化</p> <p>既設歩道橋等において機械式昇降装置（エレベーター）やスロープなどを設置し、バリアフリー化を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	—	継続して事業を推進する。		建設局
	<p>82 高齢者・障害者ドライバーに配慮した道路等の整備</p> <p>渋滞のない効率的で利便性の高い都市の実現は、高齢者や障害者を含めたすべての人の安全かつ快適な移動を可能とする。このため、都市計画道路を中心とした広域的な道路ネットワークの充実や道路と鉄道の立体交差化を図り、交通環境のバリアフリー化を推進する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>(令和元年度末) 都市計画道路整備状況 区部 1,166km 多摩 886km (都市整備局集計)</p>	<p>令和2年度末までに 区部環状道路の整備率 約95% 区部放射道路の整備率 約96% 多摩南北道路の整備率 約89% 多摩東西道路の整備率 約74%</p>	○	建設局
	<p>83 無電柱化の推進</p> <p>歩行者等の安全性や災害時の救助活動の円滑化を確保するとともに、親しみのある都市景観の創造を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	1,021km	継続して整備を推進する。	○	建設局
	<p>84 視覚障害者誘導用ブロック等の設置</p> <p>視覚障害者が安全かつ円滑に移動できるようにするため、視覚障害者誘導用ブロック等を設置する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	11,162か所	継続して整備を推進する。		建設局

事業 体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
	<p>85 障害者団体等と連携した道路のバリアフリー化の検討（モデル事業）  試験的な取組として、福祉保健局や地元区市等との連携により、障害者等に配慮が必要な特定の路線1区間において、障害者団体や有識者等と道路のバリアフリー化について意見交換を行い、より利用者目線に立ったきめ細かい道路のバリアフリー化を実施する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>整備方針のとりまとめ、工事の発注、意見交換会を実施</p>	<p>得られた知見を、今後の道路バリアフリー整備に活用していく。</p>	○	建設局
	<p>86 路上放置物等の是正指導、広報（建設局）  安全で快適な通行を確保するため、日常のパトロールにおいて、歩道上の置き看板や、商品置き場など道路の不適正使用を発見した場合は、その場では是正指導を行う。  また、リーフレット等により都民に対して普及啓発に努めていく。</p> <p>（警視庁）  安全で快適な通行を確保するため、広告宣伝等を目的とした看板を道路上に設置しているもの、及び歩道を自転車、商品等の置き場としているものなどに対し、点検、是正、指導を行う。  また、官民合同パトロールや各種広報活動等の機会を通じ、都民の理解と協力を求めていく。</p> <p>〔実施主体：東京都、警視庁〕</p>	<p>（建設局）  ・日常パトロールにおいて、歩道上の置き看板や、商品置き場など道路の不適正使用を発見した場合は、その場では是正指導を実施。  ・リーフレット等により都民に対して普及啓発を実施。</p> <p>（警視庁）  ・年間を通じて広報活動、官民一体となつた合同パトロール等を実施し、路上放置物等の是正指導を推進した。</p>	<p>（建設局）  ・是正指導の強化  ・効果的な広報の実施</p> <p>（警視庁）  継続して実施する。</p>		建設局 警視庁
	<p>87 視覚障害者用信号機・歩行者感応式信号機、エスコートゾーンの設置・改善  視覚障害者等が、横断歩道を安全に渡るため、擬音（鳥の鳴き声）によって青信号であることを知らしめる視覚障害者用信号機の整備及び押しボタン等の操作による青時間の延長や青時間内に渡りきれないと思われる歩行者を歩行者用画像感知器により感知して青時間を延長し安全な横断ができる歩行者感応式信号機の整備を推進するとともに、エスコートゾーンを整備する。</p> <p>〔実施主体：警視庁〕</p>	<p>整備か所数  146か所</p> <p>（内訳）  ・視覚障害者用信号機  103か所  ・歩行者感応式信号機  1か所  ・エスコートゾーン  42か所</p>	<p>継続して実施する。</p>	○	警視庁
	<p>88 道路標識の整備  見やすく、分かりやすい道路標識を整備するため、道路交通環境に応じた道路標識の大型化、超高輝度化等を図る。</p> <p>〔実施主体：警視庁〕</p>	<p>整備数  11,814本</p> <p>（内訳）  ・新設・更新数（標識柱・標識板の新設・更新）  11,814本</p>	<p>継続して実施する。</p>	○	警視庁

事業体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
<b>(4) 公園、河川等の整備</b>					
	89 海上公園における障害者向け配慮 海上公園に車いす使用者、高齢者、妊婦など誰もが円滑に利用することができるよう、公園便所における既設和式便器の洋式化を図る。また、新設時も「だれでもトイレ」等を備えた整備を図る。  〔実施主体：東京都〕	だれでもトイレ設置状況 22公園/38公園 64棟/69棟	既設公園の改良及び新規公園の整備については、「東京都福祉のまちづくり条例」に基づき整備・拡充を図る。	○	港湾局
	90 海岸保全施設整備に合わせたバリアフリー化等の推進 誰もが水に親しめるよう、東京港における都の海岸保全施設（防潮堤、内部護岸）整備に当たり、想定される最大級の地震や台風への備えとしての機能を確保しつつ、周辺の土地利用なども考慮した上で地元区とも連携し、可能な限りバリアフリー化の推進を図る。  〔実施主体：東京都（取付部等は区）〕	①防潮堤整備 57.8km  ②内部護岸整備 36.6km	事業の推進を図る。		港湾局
	91 河川整備に合わせたバリアフリー化等の推進 誰もが水辺に親しめるように、河川の整備に併せ、管理用通路や緩傾斜型護岸を設置したり、スーパー堤防の整備におけるスロープの設置やテラスの連続化を図るなど、可能な限りバリアフリー化の推進を図る。 また、整備済の箇所においても、堤防・護岸の緑化などにより、水辺の散策路での環境の充実を図る。  ①中小河川整備での取組 ・護岸整備に合わせた管理用通路の設置 ・背後に余裕のある場合は、緩傾斜型護岸で整備し、併せてスロープを設置する。  ②低地河川整備での取組 ・スーパー堤防等の整備にあわせ、スロープの設置を図る。また、テラスの連続化やスロープの設置などを推進し、バリアフリー化を図る。  ③整備済河川での取組 ・整備済の箇所において、堤防・護岸の緑化などにより、水辺の散策路での環境の充実を図る。  〔実施主体：東京都〕	①中小河川整備 219.5km  ②低地河川整備 ○高潮防御施設整備 159.7km ○江東内部河川整備 39.6km ○スーパー堤防等の整備 18.0km ○テラスの整備 46.6km ③整備済河川での環境整備 ○大栗川、乞田川で緑化	事業の推進を図る。	○	建設局
	92 都立公園の整備 緑のネットワークの拠点となる都立公園について、新規及び既設の公園整備の際にには、「東京都福祉のまちづくり条例」に沿って整備を進める。主な整備内容は、「だれでもトイレ」の設置、園路等の段差解消、スロープの設置、車いす対応の水飲み等の設置等である。  〔実施主体：東京都〕	都立公園面積 令和2年度 2,038ha	新規の公園整備及び既設の公園整備において、引き続き、「東京都福祉のまちづくり条例」「東京都立公園における移動等円滑化の基準に関する条例」に沿って整備を進める。		建設局

事業体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
	(5) 住宅の整備				
	93 既設都営住宅のバリアフリー化（エレベーター設置事業）の推進 都営住宅等の公共住宅の供給に当たっては、良質な住宅供給を推進する観点から全てのバリアフリー化を行う。 既設都営住宅についても、エレベーター やスロープの設置などのバリアフリー化を進める。 〔実施主体：東京都〕	令和2年度 31基  (累計) 1,558基	既設都営住宅において、エレベーター（スロープも含む）の設置を進める。		住宅 政策 本 部
	94 都営住宅団地の建替えに伴う地域開発整備 都営住宅の建設時に良好な市街地の形成と生活環境及び福祉の向上に寄与することを目的として、公共・公益的施設を「東京都が行う公共住宅建設に関する地域開発要綱」に基づき地元自治体の基本構想等に整合させながら整備する。 〔実施主体：区市町村等〕	1施設 (障害者福祉作業所)	地元自治体の要望等に基づき着実に推進する。		住宅 政策 本 部
施策目標Ⅱ 地域における自立生活を支える仕組みづくり					
	1 地域におけるサービス提供体制の整備				
	(1) 地域居住の場の整備				
	95 グループホームの整備・運営の支援（障害者施策推進区市町村包括補助事業を含む） 障害者の地域社会における自立を支援するため、生活の場を提供し、食事の提供等その他必要な援助を行う。 〔実施主体：区市町村〕  「3か年プラン」に係る整備費補助 ・施設整備費：設置者（社会福祉法人等）負担の1/2を特別助成する。 ・重度化等に対応した地域生活基盤の整備に対して、補助基準額に上乗せする加算を実施する。 〔実施主体：東京都〕  ◇障害者グループホーム事業を行う社会福祉法人等に、既設の都営住宅を提供する。	2,174か所 定員11,876人  「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」の推進  令和2年度 1,099人  ◇都営住宅におけるグループホーム 10団地 24戸	「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」の推進  平成30年度～令和2年度 2,000人  ◇事業を行う社会福祉法人等からの要望を受け、順次、実施する。	○	福 祉 保 健 局  住 宅 政 策 本 部
	96 重度身体障害者グループホームの運営の支援（障害者施策推進区市町村包括補助事業を含む） 重度の身体障害者に対し、低額な料金で日常生活に適する居室その他の設備を利用させるとともに、介助員を配置するほか地域資源（ヘルパー等）を活用して地域生活を実現する。 〔実施主体：区市町村〕	9か所 定員58人	継続して実施する。		福 祉 保 健 局

事業 体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
	97 グループホーム地域ネットワーク事業 (障害者施策推進区市町村包括補助事業) 地域のグループホーム同士がネットワークを構築し、職員の人材育成やグループホーム相互の連携強化等を進めることで、援助の質の向上を図る。  〔実施主体：区市町村〕	3区で実施	事業の推進を図る。	○	福祉 保健局
	98 医療連携型グループホーム事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業） 障害者グループホームにおいて、医療的ケアが必要な障害者に医療支援を行う生活支援員を配置するとともに、勉強会の開催などにより、医療との連携の検証・検討を行う区市町村を支援する。  〔実施主体：区市町村〕	2区で実施	事業の推進を図る。	○	福祉 保健局
<b>(2) 日中活動の場の整備</b>					
	99 日中活動の場（通所施設等）の整備・運営の支援（障害者施策推進区市町村包括補助事業を含む） 特別支援学校の卒業生等の利用希望に応えるため、多様な日中活動の場（通所施設等）を確保し、必要な支援を提供する。 ①生活介護 ②自立訓練（機能訓練・生活訓練） ③就労移行支援 ④就労継続支援（A型・B型）  〔実施主体：区市町村〕  「3か年プラン」に係る整備費補助 ・施設整備費：設置者（社会福祉法人等）負担の1/2を特別助成する。ただし、利用者の高齢化、障害の重度化、医療的ケアに対応するもの及び地域生活支援の拠点となるものに限る。 ・重度化等に対応した地域生活基盤の整備に対して、補助基準額に上乗せする加算を実施する。  〔実施主体：東京都〕	定員53,094人 (生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の合計) ※障害者支援施設における日中活動系サービスを含む。 ※児童福祉施設における生活介護等を除く。  「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」の推進  令和2年度 1,299人 (重症心身障害児（者）通所分75人を含む。施設整備補助はうち40人。)	「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」の推進  平成30年度～令和2年度 6,000人 (重症心身障害児（者）通所分150人を含む。)	○	福祉 保健局

事業体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
	(3) 在宅生活を支えるサービスの充実				
	<p>100 訪問系サービス（ホームヘルプサービス等）の充実</p> <p>①居宅介護（ホームヘルプ） 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行なう。</p> <p>②重度訪問介護 重度の肢体不自由者等で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行なう。</p> <p>③同行援護 視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行なう。</p> <p>④行動援護 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、居宅内や外出時における危険を回避するために必要な支援を行なう。</p> <p>⑤重度障害者等包括支援 介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行なう。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	<p>(令和3年3月利用分、国保連データによる)</p> <p>953,092時間 21,922人</p>	<p>各区市町村において必要と見込んだサービス量（※）を確保し、日常生活に必要なサービスを提供することにより障害者（児）の自立と社会参加を促進する。</p> <p>※令和2年度における月間のサービス量及び利用者数の見込み 924,773時間 23,031人</p>		福祉保健局
	<p>101 短期入所事業（ショートステイ）の充実（障害者施策推進区市町村包括補助事業を含む） 介護者の事情による場合など必要なときに、障害者（児）が短期間、身近な地域で必要な支援を受けられるよう、短期入所事業（ショートステイ）の充実を図る。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p> <p>「3か年プラン」に係る整備費補助 ・施設整備費：設置者（社会福祉法人等）負担の1/2を特別助成する。 ・重度化等に対応した地域生活基盤の整備に対して、補助基準額に上乗せする加算を実施する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>定員1,254人  うち重症心身障害児（者） 定員143人</p> <p>「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」の推進  令和2年度 55人</p>	<p>「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」の推進  平成30年度～令和2年度 180人</p>		福祉保健局
	<p>102 短期入所開設準備経費等補助事業 障害者（児）の地域生活支援の更なる推進を図るため、賃貸物件を活用した短期入所の新設・増設に係る準備経費への補助を行う。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	11事業所（37人）	令和2年度までに短期入所の定員180人増加	○	福祉保健局
	<p>103 障害福祉サービス等医療連携強化事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業） 医療的ケアを要する障害者への支援のため、障害者支援施設等に看護師を配置し、短期入所事業所等と訪問看護事業所の連携構築や地域の障害者等に対する医療的な相談支援等に取り組む区市町村を支援する。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	1区で実施	事業の推進を図る。	○	福祉保健局

事業 体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
<b>(4) 用地の確保</b>					
	104 定期借地権の一時金に対する補助 施設用地確保のために、定期借地権を設定した場合の一時金の一部を助成することにより、日中活動系サービス事業所やグループホーム等の整備促進を図る。  〔実施主体：東京都〕	6か所	事業の推進を図る。	○	福祉 保健局
	105 借地を活用した障害者（児）施設設置支援事業 障害者（児）の日中活動の場及び住まいの場等を確保するため、また、事業者の事業開始初期の経営の安定化を目的として、国有地又は民有地を借り受け、障害者（児）施設の整備を行う事業者に対し、借地料の一部を補助する。  〔実施主体：東京都〕	24か所	事業の推進を図る。	○	福祉 保健局
	106 都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業 都有地の減額貸付けを行い、障害福祉サービス基盤の整備促進を図る。  〔実施主体：東京都〕	15か所	事業の推進を図る。		福祉 保健局
<b>2 地域生活を支える相談支援体制等の整備</b>					
<b>(1) 相談支援体制の整備</b>					
	107 相談支援従事者研修（東京都地域生活支援事業） 障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要なサービスの総合的かつ計画的な利用支援等のため、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画を作成する相談支援専門員の養成及び資質の向上を図る。  〔実施主体：東京都〕	①東京都 ・初任者研修 1回 ・現任研修 中止 ・主任研修 1回 ・専門コース別研修 中止 ②指定研修事業者 ・初任者研修 1回 ・現任研修 0回	今後の需要に的確に対応できるよう、着実に養成を図る。		福祉 保健局
	108 精神障害者社会復帰支援事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業） 地域活動支援センターの機能に加えて、専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する施設の運営を支援する。  (運営支援の対象) 旧「精神障害者地域生活支援センター」から地域活動支援センターⅠ型に移行した施設 相談支援事業を併せて実施しているか又は区市町村から相談支援事業の委託を受けていることを要件とする。  〔実施主体：区市町村〕	35区市で実施	継続して実施する。		福祉 保健局

事業体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
	<p>109 東京都心身障害者福祉センターの運営</p> <p>身体障害者・知的障害者の生活の質の向上と自立を促進するため、区市町村、サービス事業者、地域の支援機関等に対する専門的・技術的支援、障害福祉に従事する人材の養成、都民に対する広報、普及・啓発など、専門的・広域的に区市町村や地域の支援機関を支援する。</p> <p>また、高次脳機能障害など、広域的・専門的な対応が必要な障害に関する支援を行っていく。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区市町村・関係機関等向け支援 27件</li> <li>・障害者総合支援法等関連研修 6回開催</li> <li>・自立支援協議会セミナーの開催 131名参加</li> <li>・高次脳機能障害者電話相談 639件</li> </ul>	専門的・広域的に区市町村や地域の支援機関への支援を行う。		福祉保健局
	<p>110 都立（総合）精神保健福祉センターの運営</p> <p>都における精神保健福祉の技術的中核機関として、区市町村や保健所等関係諸機関に対する技術指導・援助、教育研修、普及啓発、調査研究、精神保健福祉相談及び組織育成など、専門的・広域的に区市町村や地域の支援機関を支援する。</p> <p>精神保健福祉センター (昭和41年度開設) 中部総合精神保健福祉センター (昭和60年度開設) 多摩総合精神保健福祉センター (平成4年度開設)</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談及び訪問指導件数 33,227件</li> <li>・技術指導・援助及び協力組織の育成 10,349件</li> <li>・教育・研修 66回 2,607人</li> <li>・普及活動 17,820件</li> </ul>	専門的・広域的に区市町村や地域の支援機関への支援を行う。		福祉保健局
	<p>111 東京都自立支援協議会</p> <p>障害者（児）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができる地域社会を構築するため、相談支援体制を始めとする障害保健福祉に関する方策を協議する場として設置する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	4回開催（協議会形式3回、セミナー形式1回）	継続して実施する。		福祉保健局
	<p>112 東京都発達障害者支援センターの運営（東京都地域生活支援事業）</p> <p>発達障害児（者）及びその家族に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害に関する各般の問題について発達障害児（者）及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設との連携強化等により、発達障害児（者）に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進する。</p> <p>（対象） 自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢で発現する者のうち、言語の障害、協調運動の障害その他心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害を有する障害児（者）及びその家族</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	①相談支援・発達支援件数 2,485件  ②就労支援件数 194件  ③普及啓発 講演会等 〇回開催	継続して実施する。		福祉保健局

事業 体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
	<p>113 高次脳機能障害支援普及事業（東京都地域生活支援事業）</p> <p>高次脳機能障害者及びその家族に対する専門的な相談支援を行うとともに、区市町村や関係機関との地域支援ネットワークの充実を図り、高次脳機能障害者に対する適切な支援が提供される体制を整備する。</p> <p>区市町村や関係機関の職員等への研修を実施し、地域における適切な支援の普及・啓発を図り、高次脳機能障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようとする。</p> <p>(支援拠点) 東京都心身障害者福祉センター</p> <p>(事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①専門的相談支援</li> <li>②相談支援体制連携調整委員会の開催</li> <li>③普及啓発</li> <li>④専門的リハビリテーションの充実</li> </ul> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>○新規相談件数 348件</p> <p>○相談支援体制連携調整委員会 2回開催</p> <p>○支援従事者向け研修会及び連絡会の開催</p> <p>○就労準備支援プログラムの実施</p> <p>○社会生活評価プログラムの実施</p> <p>○専門的リハビリテーションの充実事業を島しょ二次保健医療圏を除く12圏域で実施</p>	事業の推進を図る。	○ (一部該当)	福祉 保健局
	<p>114 障害児等療育支援事業（東京都地域生活支援事業）</p> <p>在宅心身障害児（者）の地域生活を支援するため、以下の事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①在宅支援訪問療育等指導事業</li> <li>②在宅支援外来療育等指導事業</li> <li>③施設支援一般指導事業</li> </ul> <p>①在宅支援訪問療育等指導事業</p> <p>相談・指導班を編成して、必要とする地域又は希望する家庭を定期的若しくは随時訪問して、在宅心身障害児（者）に対する各種相談・指導を行う。</p> <p>②在宅支援外来療育等指導事業</p> <p>外来の方法により、地域の心身障害児（者）に対し、各種相談・指導を行う。</p> <p>③施設支援一般指導事業</p> <p>障害児通所支援事業所及び障害児保育を行なう保育所等の職員に、療育技術の指導を行う。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	8施設 都立 3施設 民間 5施設	継続して実施する。		福祉 保健局
	<p>115 保健所の機能の充実</p> <p>身近なサービスを提供する市町村への支援や障害者や関係機関に対する相談支援の充実など、広域的・専門的・技術的拠点としての機能を充実する。</p> <p>(主な事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者施設等の入所者等に対する受託検診</li> <li>・障害者等歯科保健推進事業</li> <li>・精神保健福祉相談・訪問指導</li> <li>・精神障害者社会適応訓練事業（専門グループワーク）</li> <li>・在宅重症心身障害児（者）等訪問事業</li> <li>・地域の関係機関、障害者施設職員等を対象とした人材育成や普及啓発（研修・講演会等）</li> </ul> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	都保健所 6所 (令和3年4月1日現在)	各種事業、保健活動を通じて保健所の機能の充実を図る。		福祉 保健局

事業 体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
	<p>116 夜間こころの電話相談事業 夜間に起こるこころ（精神）の状態悪化（孤独感、不安感、憂うつ、抑うつ等）に関する電話相談に対応できる体制（都内全域）を確保し、相談者のストレス（不安感等の症状）の解消や医療への受診を働きかけることによって、病状悪化や自殺の予防を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>相談電話件数 16,816件</p>	<p>継続して実施する。</p>		福祉 保健局
	<p>117 障害者社会参加推進センター事業 (東京都地域生活支援事業) 障害の有無にかかわらず、誰もが家庭や地域で明るく暮らすことができる社会づくりに向けて、障害者自らによる諸種の社会参加促進施策の体系的、効果的、効率的な推進を図り、障害者の地域における自立生活と社会参加を促進するための障害者社会参加推進センターを設置する団体に対して補助を行う。</p> <p>（センターの主な事業内容）            • 社会参加推進協議会の設置            • 専門相談（法律相談、雇用相談）            • 普及啓発</p> <p>〔実施主体：民間団体〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 社会参加推進協議会 2回</li> <li>• 普及啓発：障害者週間イベント</li> <li>• 相談 51件</li> </ul>	<p>継続して実施する。</p>		福祉 保健局
	<p>（再掲）35 障害者ＩＴ支援総合基盤整備事業（東京都地域生活支援事業） 障害者に対するＩＴ相談支援を実施するとともに、区市町村の障害者ＩＴ支援体制を整備するために、区市町村職員等を対象とした研修を実施し、もって障害者の自立と社会参加促進に資する。</p> <p>①ＩＴに関する利用相談・情報提供 ②障害者ＩＴ支援者養成研修の実施</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>①ＩＴ利用相談支援事業 相談件数 1,049件 HPアクセス数 9,471件</p> <p>②区市町村への技術支援のための講習会 &lt;集合型&gt; 89人 &lt;出張型&gt; 48人</p>	<p>事業の推進を図る。</p>		福祉 保健局
	<p>118 地域生活定着促進事業 高齢であり又は障害を有するため、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者に対して、地域生活定着支援センターを設置し、退所後直ちに福祉サービスへつなぎ、社会復帰を支援する。</p> <p>センターは、保護観察所からの依頼に基づき、対象者が退所後に必要な福祉サービス等のニーズを入所中から把握し、受入施設等の確保や福祉サービス等の申請支援を行うコーディネート業務、受入施設等に対するフォローアップ業務、相談支援業務等を実施する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>コーディネート開始数 141人</p>	<p>事業対象者が、矯正施設退所後、適切な場で必要な支援が受けられるよう、保護観察所、矯正施設、区市町村等関係機関と連携し、事業の円滑な実施を図る。</p>		福祉 保健局

事業体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
	<b>(2) 障害者の虐待防止と権利擁護</b>				
	<p>119 障害者虐待防止対策支援事業（東京都地域生活支援事業）</p> <p>障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、障害者虐待防止法に基づく都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を適切に果たすとともに、区市町村障害者虐待防止センター担当職員や障害者福祉施設従事者等の支援体制の強化等を図ることを目的として、障害者虐待防止・権利擁護に関する研修等の事業を実施する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>1 障害者虐待防止・権利擁護研修            • 障害者虐待防止センター担当職員コース 1回 85名修了            • 障害者福祉施設等管理者コース 1回 502名修了            • 障害者福祉施設等従事者コース 1回 597名修了            ※いずれも講義・演習を実施</p> <p>2 専門性強化事業（弁護士等法律相談）            • 1回 計2時間</p>	事業の推進を図る。		福祉保健局
	<p>120 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の実施</p> <p>認知症高齢者や知的障害者・精神障害者等、判断能力が不十分な者が地域において自立した生活を送れるよう、福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を行う。</p> <p>①福祉サービスの利用援助            ②日常の金銭管理サービス            ③書類等の預かりサービス</p> <p>〔実施主体：社会福祉法人東京都社会福祉協議会〕</p>	<p>東京都社会福祉協議会から区市町村社会福祉協議会等に委託して実施            (委託先：62団体)</p>			福祉保健局
	<p>121 福祉サービス総合支援事業</p> <p>福祉サービスの利用援助、成年後見制度の活用、苦情対応、権利擁護などの福祉サービスの利用者等に対する支援を、住民に身近な区市町村が総合的、一体的に実施するための支援を行う。</p> <p>①利用者サポート【必須事業】            • 苦情対応            • 権利擁護相談            • 成年後見制度利用相談            • その他福祉サービス利用に関する専門的な相談</p> <p>②福祉サービス利用援助            日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の対象拡大（要支援・要介護高齢者、身体障害者）</p> <p>③苦情対応機関等の設置【必須事業】            いすれか一方又は両方を選択            • 第三者性を有する機関の設置            • 弁護士等による専門相談の実施</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	<p>52区市町村において実施済み</p>			福祉保健局

事業 体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
	<p>122 成年後見活用あんしん生活創造事業 認知症高齢者や知的障害者等が安心して生活することができるよう、区市町村に成年後見制度推進機関を設置し、その取組を支援する等により、成年後見制度の積極的な活用を促進する。</p> <p>(区市町村の取組)      ①成年後見制度推進機関の設置・運営      (後見人等のサポート、地域ネットワークの活用、運営委員会の設置)      ②区市町村基本計画策定及び進行管理      ③区市町村の独自取組      (法人後見の実施、後見人等候補者の養成、申立経費や後見報酬の助成等)</p> <p>(東京都の取組)      ①成年後見制度の普及・啓発      ②区市町村や推進機関からの相談への対応      ③区市町村や推進機関の職員を対象とした研修の実施      ④関係機関や推進機関の連絡会等の開催</p> <p>〔実施主体：東京都、区市町村〕</p>	<p>51区市町において、成年後見制度推進機関を設置済み</p>	<p>全区市町村で福祉サービスの利用援助が図られるよう、未実施である島しょの一部社会福祉協議会での取組を促す。</p>		福祉 保健局

### (3) 障害福祉サービス等の質の確保・向上

123 指導検査における区市町村との連携 障害福祉サービス事業者等の指導に従事する区市町村の職員に対し、指導検査に関する情報・ノウハウを提供し、業務の理解を深めることを目的として、平成20年度から「指導検査支援研修会」を実施している。  また、東京都と区市町村との情報交換及び実務に関する連絡調整を定期的に行い、東京都全体の指導検査体制の充実を図ることを目的として、平成22年度に「障害福祉サービス指導検査連絡会」を設置し、毎年2回程度開催している。  〔実施主体：東京都〕	<p>区市町村障害者総合支援法指導検査支援研修会 1回実施 延べ62名参加</p> <p>障害福祉サービス指導検査連絡会 1回実施</p> <p>※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、研修会及び連絡会の回数が減少している。</p>	<p>習熟度別の研修の実施や連絡会の活性化等、事業の推進を図る。</p>		福祉 保健局
124 福祉サービス第三者評価の普及 中立的な第三者である評価機関が福祉サービス事業者のサービスや経営を評価し、結果を公表することで、事業者のサービスの質の向上と利用者のサービス選択を支援することを目的として、平成15年度より実施している。  都の福祉サービス第三者評価は、「利用者調査」と「事業評価」をあわせて実施し、評価結果は「とうきょう福祉ナビゲーション」でインターネットを通じて広く公示している。  東京都福祉サービス評価推進機構を設置し、評価機関の認証、評価者養成、共通評価項目の策定・改定、評価結果の公表、苦情対応、評価制度の普及啓発を行っている。  〔実施主体：公益財団法人東京都福祉保健財団〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象サービス数 61 うち障害福祉サービス 27</li> <li>・受審 3,608件 うち障害福祉サービス 事業所の受審1,025件</li> </ul>	<p>法制度改正等に対応し、障害者及び障害児サービスの評価項目の策定及び改定を行っていく。</p>		福祉 保健局

事業 体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
	<b>(4) 意思疎通支援・移動支援等</b>				
	<p>(再掲) 39 聴覚障害者への情報支援のための人材養成（東京都地域生活支援事業）</p> <p>聴覚障害者の福祉に理解と熱意を有する者に対し、要約筆記の指導を行うことにより要約筆記者を養成し、もって聴覚障害者の福祉の増進を図る。</p> <p>○中途失聴・難聴者コミュニケーション事業</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>(修了者数) 要約筆記者 20名</p>	継続して実施する。		福祉 保健局
	<p>(再掲) 40 手話のできる都民育成事業（東京都地域生活支援事業）</p> <p>2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、日本の手話及び外国の手話の普及促進を図り、手話のできる都民を育成し、手話人口のすそ野を広げることをもって、聴覚障害者の福祉の向上に資する。</p> <p>①手話のできる都民育成事業 (1) 普及啓発 (2) 手話通訳者養成事業 ②外国語手話普及促進事業</p> <p>〔実施主体：①東京都、②民間団体〕</p>	<p>①手話のできる都民育成事業 (1) 普及啓発 普及啓発冊子の作成・配布 普及啓発イベントは新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止</p> <p>②手話通訳者養成事業 新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止</p> <p>③外国語手話普及促進事業 助成対象講習修了者 87名</p>	継続して実施する。	○	福祉 保健局
	<p>(再掲) 41 ICTによる聴覚障害者コミュニケーション支援事業</p> <p>ICTを活用した遠隔手話通訳等を都庁内で試行し普及啓発を行うことで、聴覚障害者の社会参加を推進する。</p> <p>府内貸出し用にタブレット端末3台を設置し、遠隔手話等の試行及び普及啓発を実施する</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>貸出回数 9回 説明会等実施回数 3回</p>	都における聴覚障害者の情報保障の確保に努める。	○	福祉 保健局
	<p>(再掲) 42 中等度難聴児発達支援事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業）</p> <p>身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に対して、補聴器の装用により言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進するため、補聴器の購入費用の一部を助成し、難聴児の健全な発達を支援する。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	実施区市町村 52区市町村	継続して実施する。		福祉 保健局

事業体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
	<p>(再掲) 43 聴覚障害者意思疎通支援事業 (東京都地域生活支援事業)</p> <p>意思疎通支援に係る広域的連絡調整体制の整備を行い、聴覚障害者が広域的な移動を円滑に行える環境を整えるとともに、障害者団体等の行事における情報保障を支援することで、自立と社会参加を促進し、聴覚障害者の福祉の増進に資する。</p> <p>①意思疎通支援者の派遣に係る広域的連絡調整 ②障害者団体等が主催又は共催する広域型行事への意思疎通支援者の派遣</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p> <p>(再掲) 44 失語症者向け意思疎通支援者養成事業（東京都地域生活支援事業）</p> <p>失語症のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、失語症者向け意思疎通支援者の養成を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>意思疎通支援に係る広域的連絡調整 457件</p> <p>広域型行事への意思疎通支援者の派遣 58件</p>	継続して実施する。		福祉局
	<p>(再掲) 45 盲ろう者通訳・介助者の派遣及び養成（東京都地域生活支援事業）</p> <p>盲ろう者のコミュニケーション手段及び移動の自由を確保し、その社会参加を促進するため、都内在住の盲ろう者に対して通訳・介助者の派遣を行うとともに、通訳・介助者の養成研修を行う講習会等に対し補助を行う。</p> <p>※盲ろう者とは、視覚障害と聴覚障害とが重複してある重度の障害者（児）</p> <p>〔実施主体：（派遣）東京都（養成研修）民間団体〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 通訳・介助者派遣事業 派遣件数 7,913件 派遣時間 28,662時間</li> <li>• 通訳・介助者養成研修事業 受講者数 46人 修了者数 42人</li> </ul>	継続して実施する。		福祉局
	<p>(再掲) 46 盲ろう者支援センター事業 (東京都地域生活支援事業)</p> <p>盲ろう者からの相談に応じるとともに、コミュニケーション訓練などを実施し、地域生活支援の充実と社会参加の促進を図る「盲ろう者支援センター」を運営する事業に対し、補助を行う。</p> <p>（センターにおける事業内容）</p> <p>①訓練事業 ②専門人材養成事業 ③総合相談支援事業 ④盲ろう者社会参加促進事業</p> <p>〔実施主体：民間団体〕</p>	<p>①訓練事業 実施回数93回 対象者数11人</p> <p>②専門人材養成事業 養成講習会 2科目 3回 修了者 計73人</p> <p>③総合相談支援事業 相談件数329件</p> <p>④社会参加促進事業 交流会 計7回 参加者 計93人</p> <p>学習会 計67回 参加者 計445人</p>	継続して実施する。		福祉局

事業体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
	<p>(再掲) 47 視覚障害者ガイドセンターの運営（東京都地域生活支援事業）</p> <p>重度の視覚障害者が、道府県及び政令指定都市間にまたがって必要不可欠な外出をする場合に、目的地において必要なガイドヘルパーを確保できるよう連絡調整するためのガイドセンターを設置し、視覚障害者の福祉の増進を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>都外から 6回 都外へ 0回</p>	継続して実施する。		福祉保健局
	<p>(再掲) 48 点訳・朗読奉仕員指導者等養成事業（東京都地域生活支援事業）</p> <p>点訳・朗読に関する知識と経験を有する者に対し、指導方法、専門点訳技術等を指導することにより、指導者養成及び専門点訳奉仕員等を育成し、視覚障害者福祉の増進を図る。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>点訳奉仕員指導者養成</li> <li>朗読奉仕員指導者養成</li> <li>専門点訳奉仕員養成（英語、理数、楽譜、触図、コンピュータ）</li> <li>修了者研修会</li> </ul> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>修了者 8名</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大防止のため、点訳奉仕員・朗読奉仕員指導者養成は中止</p>	継続して実施する。		福祉保健局
	<p>(再掲) 49 音声機能障害者発声訓練指導者養成事業（東京都地域生活支援事業）</p> <p>音声機能障害者に対する発声訓練の指導者を養成し、音声機能障害者のコミュニケーション手段の確保を図るとともに、社会復帰を促進する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	継続して実施する。		福祉保健局
	<p>(再掲) 50 身体障害者補助犬給付事業（東京都地域生活支援事業）</p> <p>身体障害者に対して身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）を給付し、その行動範囲を拡大することにより、身体障害者の社会参加と自立の促進を図る。</p> <p>(対象者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①都内に居住する（おおむね1年以上）満18歳以上の在宅の身体障害者           <ul style="list-style-type: none"> <li>盲導犬…視覚障害1級</li> <li>介助犬…肢体不自由1・2級</li> <li>聴導犬…聴覚障害2級</li> </ul> </li> <li>②所定の訓練を受け、補助犬を適切に管理できること</li> <li>③社会活動への参加に効果があると認められること 他</li> </ul> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>盲導犬 8頭 介助犬 3頭 聴導犬 0頭</p>	継続して実施する。		福祉保健局

事業体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
<b>(5) 地域生活支援事業等</b>					
	<p>125 区市町村地域生活支援事業 障害者（児）が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を計画的に実施する。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	<p>【地域生活支援事業】 (必須事業) 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業</p> <p>（任意事業） 日常生活支援、社会参加支援、就業・就労支援、特別支援事業</p> <p>【地域生活支援促進事業】 (任意事業) 発達障害児者地域生活支援モデル事業、障害者虐待防止対策支援事業、医療のケア児等総合支援事業、成年後見制度普及啓発事業、発達障害児者及び家族等支援事業、地域生活支援事業の効果的な取組推進事業、重度訪問介護利用者の大学修学支援事業、特別促進事業</p>	継続して実施する。		福祉保健局
	<p>126 障害者施策推進区市町村包括補助事業 区市町村が地域の実情に応じて、主体的に障害分野の基盤の整備及び地域福祉サービスの充実を図ることにより、都民の福祉の増進を図る。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 先駆的事業</li> <li>• 選択事業</li> <li>• 一般事業</li> </ul>	継続して実施する。	○ (一部該当)	福祉保健局
<b>3 施設入所・入院から地域生活への移行促進と地域生活の継続の支援</b>					
<b>(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行</b>					
	<p>127 地域生活支援型入所施設の整備 入所施設による支援が真に必要な障害者の利用を確保するとともに、入所者の地域生活への移行を促進するため、地域生活支援型入所施設を整備する。 また、既存施設についても地域生活支援型入所施設への転換を進める。</p> <p>（「地域生活支援型入所施設」の要件） 居室は全室個室又はユニット（小規模生単位）型であることのほか、以下の条件を1つ以上満たすこと。            ①施設外に日中活動の場を確保すること。            ②日中活動の場として自立訓練又は就労移行支援を併設すること。            ③地域の障害者に対する24時間相談を実施すること。            ④ショートステイを併設すること。            ⑤グループホーム整備、バックアップに関する計画を有していること。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>〇か所</p> <p>〈参考〉 (令和3年4月1日現在) 障害者支援施設（旧身体障害者更生施設から移行したもの）を除く。） 定員7,540人 (都内4,632人) (都外2,908人)</p>	<p>「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」の推進 未設置地域において障害者支援施設を整備する。</p>	○	福祉保健局

事業 体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
	<p>128 地域移行促進コーディネート事業 入所施設等に地域移行促進コーディネーターを配置し、都内施設と都外施設相互の連携を図りながら、区市町村及び相談支援事業者との連携体制を構築するとともに、新規開拓・受入促進員を配置し、重度障害者に対応する共同生活援助事業所等の掘り起し等に取り組むことにより、施設利用者の地域生活への移行を促進する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ピアサポート活動利用者数 482人</li> <li>・GH体験実習等利用者数 472人</li> <li>・事業を通じて、利用者又は保護者が地域移行を希望するようになった数365人</li> </ul> <p>(平成25年10月からの累計)</p>	事業の推進を図る。	○	福祉 保健局
	<p>129 地域生活への移行及び定着の支援 (障害者施策推進区市町村包括補助事業を含む)</p> <p>地域生活への移行を希望する重度の入所施設利用者等が、希望する地域でサービスを利用しながら安心して暮らせるよう、グループホームへの移行後の相談援助等について支援を行うとともに、地域で暮らす障害者及びその家族が将来にわたって地域で暮らし続けるイメージを持つことを目的とした普及啓発等を行うことにより、潜在的な入所待機者の解消を図る。</p> <p>また、都外施設利用者の地域移行を支援する相談支援事業所に対し、支援に要する経費の一部を補助することにより、都内への地域移行を促進するとともに、相談支援事業所の機能強化を図る。</p> <p>（事業内容）</p> <p>①地域移行した利用者の個別支援事業 ②区市町村支援事業 ③都外施設利用者地域移行促進事業 ④都外施設入所者地域移行特別支援事業</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	<p>①地域移行した利用者の個別支援事業 1区で実施</p> <p>②区市町村支援事業 2区で実施</p> <p>③都外施設利用者地域移行促進事業 実施区市なし</p> <p>④都外施設入所者地域移行特別支援事業 2市で実施 (平成29年度新規事業)</p>	事業の推進を図る。	○	福祉 保健局
<b>(2) 精神科病院からの地域生活への移行</b>					
	<p>130 精神障害者地域移行体制整備支援事業（東京都地域生活支援事業）</p> <p>いわゆる「社会的入院」の状態にある精神障害者が円滑な地域移行や安定した地域生活を送るために体制整備を行うとともに、精神科医療機関と地域との相互理解及び連携強化の推進により、精神障害者が望む地域生活の実現を図り、もって精神障害者の福祉の向上を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>○地域移行促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定一般相談支援事業所等への指導・助言（連絡調整、会議等への参加を含む） 7,881件 協力病院 62病院</li> <li>・地域移行関係職員に対する研修</li> </ul> <p>○グループホーム活用型ショートステイ事業</p> <p>利用者数 64人 利用日数 557日</p> <p>○地域生活移行支援会議（圏域別会議含む） 8回開催</p>	<p>①令和2年度における入院後3か月時点の退院率を69%以上とする。 ②令和2年度における入院後6か月時点の退院率を84%以上とする。 ③令和2年度における入院後1年時点の退院率を90%以上とする。 ④令和2年度末の長期在院者のうち、65歳以上を7,214人、65歳未満を4,158人とする。</p>	○	福祉 保健局

事業体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
	<p>131 精神障害者早期退院支援事業 (目的) 医療保護入院者本人や家族等の相談支援を行うほか、地域援助事業者の出席する退院支援委員会など、地域援助事業者との連携を図り、地域における医療と福祉の連携体制を整備する精神科医療機関に対する支援を行う。</p> <p>(補助対象) ①地域援助事業者が、医療機関における医療保護入院者の退院支援のための会議へ出席した際の事前調整経費等 ②退院支援のための会議に地域援助事業者を出席させた医療機関への事務費補助</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>①509件（21病院） ②430件（21病院）</p>	<p>①令和2年度における入院後3か月時点の退院率を69%以上とする。 ②令和2年度における入院後6か月時点の退院率を84%以上とする。 ③令和2年度における入院後1年時点の退院率を90%以上とする。 ④令和2年度末の長期在院者のうち、65歳以上を7,214人、65歳未満を4,158人とする。</p>		福祉保健局
	<p>132 精神保健福祉士配置促進事業 医療保護入院者の早期退院に向けた、病院内外における調整や、退院支援計画の作成、退院支援委員会の開催など、医療と福祉の連携体制を整備する精神科医療機関における精神保健福祉士の確保のための人件費の補助を行う。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>・人件費補助 35病院</p>	<p>①令和2年度における入院後3か月時点の退院率を69%以上とする。 ②令和2年度における入院後6か月時点の退院率を84%以上とする。 ③令和2年度における入院後1年時点の退院率を90%以上とする。 ④令和2年度末の長期在院者のうち、65歳以上を7,214人、65歳未満を4,158人とする。</p>		福祉保健局

#### 4 障害者の住まいの確保

	<p>(再掲) 95 グループホームの整備・運営の支援（障害者施策推進区市町村包括補助事業を含む） 障害者の地域社会における自立を支援するため、生活の場を提供し、食事の提供等その他必要な援助を行う。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p> <p>「3か年プラン」に係る整備費補助 ・施設整備費：設置者（社会福祉法人等）負担の1/2を特別助成する。 ・重度化等に対応した地域生活基盤の整備に対して、補助基準額に上乗せする加算を実施する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p> <p>◇障害者グループホーム事業を行う社会福祉法人等に、既設の都営住宅を提供する。</p>	<p>2,174か所 定員11,876人</p> <p>「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」の推進</p> <p>令和2年度 1,099人</p> <p>◇都営住宅におけるグループホーム 10団地 24戸</p>	<p>「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」の推進 平成30年度～令和2年度 2,000人</p> <p>◇事業を行う社会福祉法人等からの要望を受け、順次、実施する。</p>	<p>○</p>	福祉保健局 住宅政策本部
--	--	---	---	----------	-----------------

事業 体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
	<p>133 障害者向け都営住宅の供給 都営住宅の建替えなどにより、障害者等にも住みやすいバリアフリー住宅のストック形成に努めるとともに、住宅に困窮する車いす使用者が、地域社会の中で安全・快適な生活が送れるよう、都営住宅の建替事業の中で車いす使用者向け住宅を供給する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p> <p>134 都営住宅への入居支援 ①入居収入基準の緩和(平成10年度から) 障害者等の都営住宅への入居機会を拡大するため、一般世帯より高い収入基準を適用する。 一般世帯 収入分位25% 障害者等世帯 収入分位40%</p> <p>②優先入居 家族向け募集において、優遇抽せんや住宅困窮度に応じたポイント方式により、障害者世帯が都営住宅に優先的に入居できるようにする。 ア 優遇抽せん(昭和54年度から) 障害の程度に応じて、甲優遇（5倍優遇）又は乙優遇(7倍優遇)を適用 イ ポイント方式(昭和48年度から) 住宅困窮度を点数化し、高いものから順に入居</p> <p>③単身入居(身体障害者は昭和55年度、精神障害者・知的障害者は平成17年度から) 身体障害者手帳4級以上、精神障害者保健福祉手帳3級以上、愛の手帳4度以上の障害者は、単身で都営住宅に入居することができる。</p> <p>④特別減額(昭和51年度から) 一定所得以下の障害者世帯の使用料を減額する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	1,036戸	建替事業において、従前居住者に車いす使用者がいる場合については、地元区市と協議した上で、必要に応じ車いす使用者向け住宅を建設している。		住宅政策本部
	<p>134 都営住宅への入居支援 ①入居収入基準の緩和(平成10年度から) 障害者等の都営住宅への入居機会を拡大するため、一般世帯より高い収入基準を適用する。 一般世帯 収入分位25% 障害者等世帯 収入分位40%</p> <p>②優先入居 家族向け募集において、優遇抽せんや住宅困窮度に応じたポイント方式により、障害者世帯が都営住宅に優先的に入居できるようにする。 ア 優遇抽せん(昭和54年度から) 障害の程度に応じて、甲優遇（5倍優遇）又は乙優遇(7倍優遇)を適用 イ ポイント方式(昭和48年度から) 住宅困窮度を点数化し、高いものから順に入居</p> <p>③単身入居(身体障害者は昭和55年度、精神障害者・知的障害者は平成17年度から) 身体障害者手帳4級以上、精神障害者保健福祉手帳3級以上、愛の手帳4度以上の障害者は、単身で都営住宅に入居することができる。</p> <p>④特別減額(昭和51年度から) 一定所得以下の障害者世帯の使用料を減額する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	募集状況 ○抽せん方式 家族向優遇抽せん (5、11月実施) 単身者向 (8、2月実施) 単身者用車いす使用者向 (8、2月実施) ○ポイント方式 家族向 (8、2月実施) 車いす使用者家族向 (8、2月実施)	障害者の居住の安定を図るため、都営住宅への入居に際しての配慮や家賃負担の軽減を行う。		住宅政策本部
	<p>135 区市町村における障害者等向け公営住宅の供給助成 地域における継続居住を支援するため、区市町村による高齢者及び障害者向けの公営住宅の整備を支援する。</p> <p>(補助対象) 建設費等補助</p> <p>〔助成実施主体：東京都、供給実施主体：区市町村〕</p>	8,675戸	引き続き適正に整備されるよう区市町村を支援する。		住宅政策本部

事業 体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
	<p>136 都営住宅の障害者向け設備改善</p> <p>既存の都営住宅に入居している高齢者、障害者がいる世帯に対して、必要に応じて住戸内の手すりの設置や和式トイレの洋式化などの住宅設備改善を行う。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>高齢者向改善 令和2年度 2,868戸 (累計) 115,749戸</p> <p>障害者向改善 令和2年度 206戸 (累計) 20,907戸</p>	継続して事業を推進する。		住宅政策本部
	<p>137 あんしん居住制度</p> <p>賃貸住宅・持ち家を問わずどなたでも、東京都（島しょは除く。）にお住まい、あるいはこれからお住まいになる高齢者や障害者等とその家族、家主などが安心して居住・賃貸できるよう、利用者の費用負担による、見守りサービスの実施、死亡した場合の葬儀や残存家財の片づけを行う。</p> <p>〔公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターの自主事業として実施〕</p>	51件 (累計1,348件)	本制度の周知を図り、高齢者・障害者等の居住の安定を確保する。		住宅政策本部
	<p>138 居住支援協議会</p> <p>地域に身近な基礎的自治体である区市町村が、関係団体等とともに居住支援協議会を設立し、高齢者や障害者など住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居支援に係る具体的な取組を円滑に実施できるよう、東京都居住支援協議会（平成26年6月設立）は、広域的な立場から、区市町村における協議会の設立促進・活動支援や都民への幅広い啓発活動などを行う。</p> <p>〔実施主体：東京都、区市町村〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都内17区8市で居住支援協議会を設立済み</li> <li>・総会1回、幹事会1回（書面開催含む）</li> <li>・パンフレット及び賃貸住宅オーナー向けチラシの改訂</li> <li>・東京ささエール住宅の登録支援</li> </ul>	2020年度までに区市の50%以上にて設置する。	○	住宅政策本部
	<p>139 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度</p> <p>急速な少子高齢化の進展の一方で、高齢者や障害者、子育て世帯などについては、事故やトラブルに対する不安等により、賃貸住宅の貸主側から入居を拒まれやすい状況があるため、改正住宅セーフティネット法の施行（平成29年10月25日）に合わせ、規模・構造・設備等について一定の基準に適合した住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度を開始。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	39,469戸	2025年度までに3万戸の登録を目指す。		住宅政策本部

事業体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
	<p>140 障害者単身生活サポート事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業）          グループホームから一般住宅等への入居を希望している障害者に対して、区市町村が以下の事業を実施することにより、地域における障害者の単身生活を支援した場合に、その経費の一部を補助する。</p> <p>（事業内容）          ①障害者単身生活サポートセンター助成          24時間体制での相談・助言や必要な調整を実施          ②単身生活移行・定着支援助成          単身生活移行・定着のために必要な直接支援を実施</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	6区市で実施	事業の推進を図る。		福祉保健局
	<p>141 民生・児童委員による地域生活の見守り          障害者が地域社会において自立した生活を送ることを支援するため、民生・児童委員がその生活を見守り、必要に応じて相談、情報提供等を行う。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	都内の民生・児童委員定数 10,361人 • 民生児童委員 9,576人 • 主任児童委員 785人  民生・児童委員による障害者相談・支援件数（令和2年度） 5,411件（八王子市除く）	障害及び障害者について民生・児童委員の理解を深め、相談支援体制の充実を図る。		福祉保健局
	<p>142 重度身体障害者（児）住宅設備改善費給付事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業）          在宅の重度身体障害者（児）に対し、その者の居住する住宅の設備改善に要する費用を給付し、もって日常生活の利便を図ることを目的とする。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	実施区市町村 37区市町	継続して実施する。		福祉保健局

事業体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
	5 保健・医療・福祉等の連携による障害特性に応じたきめ細かな対応				
	(1) 重症心身障害児（者）等の療育体制の整備				
	<p>143 重症心身障害児等在宅療育支援事業 在宅重症心身障害児（者）等の健康の保持、安定した家庭療育の確保を図るために、専門医等による健康診査及び看護師等による在宅看護サービスを提供するとともに、NICU等に入院している重症心身障害児等について、在宅での生活を希望した際に円滑に移行できるよう、重症心身障害児等とその家族への早期支援や相談等を実施することなどにより、重症心身障害児（者）等の支援の充実を図る。</p> <p>①重症心身障害児等在宅療育支援センターの設置 ②訪問看護及び訪問健康診査 ③在宅療育相談 ④訪問看護師等育成研修 ⑤在宅療育支援地域連携会議の開催</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>①重症心身障害児等在宅療育支援センターの設置（継続） ②在宅重症心身障害児（者）等訪問事業 　　訪問看護 延 7,928件 　　訪問健康診査 9件 ③在宅療育相談事業 　　在宅移行支援 延2,536件 　　家庭訪問相談 延140件 　　病院、関係機関連絡 延112件 ④訪問看護師等育成研修事業 　　基礎編 　　1回（web） 　　参加実数 438人 　　在宅移行編 　　1回（web） 　　参加実数 438人 　　レベルアップ編 　　1回（web） 　　参加実数 438人 　　訪問実習受講者数 23人 ⑤在宅療育支援地域連携会議 　　区部 1回（書面開催） 　　多摩地区 1回（書面開催）</p>	継続して実施する。	○	福祉保健局
	<p>144 重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業） 医療的ケアが必要な在宅の重症心身障害児（者）等に対し、訪問看護師が自宅に向いて一定時間ケアを代替し、当該家族の休養を図ることにより、重症心身障害児（者）等の健康の保持とその家庭の福祉の向上を図る。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	22区9市で実施	事業の推進を図る。	○	福祉保健局
	<p>145 障害者（児）ショートステイ事業（受入促進員配置） ショートステイ実施施設において、高い看護技術を持った看護師を受入促進員として配置し、特に医療ニーズが高い在宅の重症心身障害児（者）の積極的な受入れの促進を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>9施設 受入延べ人数 9,255人</p>	超重症児（者）・準超重症児（者）の受入れの促進を図る。	○	福祉保健局

事業体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
	<p>146 重症心身障害児通所委託（受入促進員配置） 民間の通所施設（医療型）において、高い看護技術を持った看護師を受入促進員として配置し、特に医療ニーズが高い在宅の重症心身障害児（者）の積極的な受け入れの促進を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p> <p>147 重症心身障害児（者）通所運営費補助事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業） 在宅の重症心身障害児（者）に日中活動の場を提供し、通所施設における適切な療育環境の確保を図る。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p> <p>148 府中療育センターの改築 老朽化している府中療育センターの全面改築に向け工事を行う。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>7施設 受入延べ人数 20,601人</p> <p>76施設 定員 793名 延べ利用日数 108,244日</p> <p>令和2年6月 多摩療育園と統合し新施設で事業開始</p>	<p>超重症児（者）・準超重症児（者）の受け入れの促進を図る。</p> <p>事業の推進を図る。</p> <p>改築工事の着実な実施を図る。</p>	○	福祉保健局

## (2) 精神科医療提供体制の整備

149 地域における精神科医療提供体制の整備  精神疾患の発症後、早期に発見・対応し、患者が身近な地域で症状に応じた適切な治療が受けられる体制を構築するとともに、精神障害者の安定した地域生活の継続を支援する。  ①精神科医療地域連携事業 一般診療科との円滑な連携を構築するとともに、精神科病院と診療所等の連携を強化し、身近な地域で必要な時に適切な医療を受けられる体制整備を推進する。  ②アウトリーチ支援事業 医療中断等により、安定した地域生活が難しい精神障害者に区市町村等と連携し、アウトリーチ支援を実施する。  ③精神障害者アウトリーチ支援事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業） 地域社会での生活に困難をきたしている精神障害者に対し、医師等の専門職チームによる訪問型支援等の体制整備に取り組む区市町村を支援する。  〔実施主体：東京都、区市町村〕	<p>①11圏域で実施（区中央部、区南部、区西南部、区西部、区西北部、区東北部、西多摩、南多摩、北多摩西部、北多摩南部及び北多摩北部）</p> <p>②都立（総合）精神保健福祉センターで実施 84人</p> <p>③〇区市町村</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な地域において、必要な時に適切な精神科医療を受けることができる地域精神科医療体制を構築する。</li> <li>・区市町村等、より身近な地域へのアウトリーチ支援の普及などにより、精神障害者の地域生活支援体制の構築を図るとともに、精神障害者の地域における自立した生活を実現する。</li> </ul>	○	福祉保健局
150 精神科救急医療体制の整備  夜間及び休日における精神科救急（合併症を除く）として、都内4ブロックにそれぞれ都立病院等（墨東・豊島・松沢・多摩総合医療センター）を指定し、疾病の急発及び急変のための医療体制を確保する。 あわせて、民間医療機関等の協力を得て、精神科初期、二次（身体合併症を含む）救急医療体制を確保するとともに、精神科救急医療情報センターを設置し、精神科救急患者のトリアージ及び医療機関との連絡調整を行う。  〔実施主体：東京都〕	緊急入院 702件	夜間・休日等に発生する急性期患者が、症状に応じて速やかに医療を受けられるようにするため、夜間・休日の救急医療体制を整備する。	○	福祉保健局

事業体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
	<p>151 精神科身体合併症医療体制の整備 都内の精神科病院に入院中の重度の精神疾患患者で、かつ重度の合併症を併発したものに対して、精神科身体合併症医療事業を実施することにより、適正な医療を確保する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p> <p>152 地域精神科身体合併症救急連携事業 一般救急との円滑な連携を構築し、精神身体合併症患者をできる限り地域で受け入れられるよう、地域における精神科の拠点となる医療機関に医師等を配置するとともに、地域の精神科医療機関相互の連携体制を構築するための会議を設置し、拠点医療機関を核とした、地域における精神科医療機関の相談、受入体制の整備を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	転院数 784件	継続して実施する。		福祉保健局
	<p>153 都立病院における精神科医療の提供 ①松沢病院の運営 松沢病院において、他施設と密接に連携することで、我が国の精神科医療をリードするとともに、都全体の精神科医療の質の向上や精神保健福祉サービスの充実を一層推進する。 ・精神科急性期医療、精神科救急医療、精神科身体合併症医療、認知症医療等のセンター的機能のほか、精神科特殊医療（依存症、医療観察法等）、精神障害者歯科医療、精神科リハビリテーション医療に取り組む。 ・長期入院患者の転・退院支援や新入院患者の退院支援等、患者の社会復帰に積極的に取り組む。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p> <p>②小児総合医療センターの運営 小児総合医療センターにおいて、関係機関と連携しながら、都における小児医療の拠点として総合的に高度・専門的な医療を提供していく。 ・小児精神科医療では、自閉症などの広汎性発達障害、ADHD、LD、統合失調症、適応障害など、様々な障害をもつ幼児期から思春期までの患者に対応する。 ・「こころ」と「からだ」を総合した医療を提供し、神経症や心身症、摂食障害などに取り組む。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p> <p>③大塚病院における児童精神科外来の運営 大塚病院において、小児総合医療センターとの密接な連携の下、外来診療及びデイケアを行う児童精神科外来を運営していく。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>入院 631.1人/日 外来 380.1人/日</p> <p>入院 99.8人/日 外来 96.1人/日</p> <p>初診患者数 244人</p> <p>ショートケア（就学前児童）利用者数 596人</p> <p>学童グループ（小学生）利用者数 583人</p>	<p>精神科医療の拠点としての役割を果たしていく。</p> <p>小児医療の拠点としての役割を果たしていく。</p> <p>区部における小児精神科外来の機能を果たしていく。</p>	<p>病院 経営部</p>	

事業体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
	<p>154 子供の心診療支援拠点病院事業 都立小児総合医療センターを拠点病院として、都内関係機関への医学的支援に加えて、様々な子供の心に対応する地域の関係機関への専門支援や、都民への普及啓発を行う。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>○子供の心の診療関係者事業 ・包括的暴力防止プログラム講座 延8名参加</p> <p>○普及啓発・情報提供事業 ・都民向けシンポジウム 1回実施 Webによる実施 ・ホームページによる情報提供 ※以下講習等については新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施できなかった。 ○子供の心の診療連携事業 ・医師・医療関係者との連携強化（講演及び症例検討等の実施） ・自閉スペクトラム障害に関する勉強会等 ASD勉強会 TTAP講習会 TTAP研修会 ○子供の心の診療関係者研修事業 ・関係機関向けセミナー ・医療従事者向け講座 ・保育・教育関係者向け講座 ・看護実習 ・児童養護施設等職員向け講座 ・CVPPトレーナーフォローアップ研修</p>		継続して実施する。	福祉保健局 病経本院部

### (3) 発達障害児（者）支援体制の整備

<p>（再掲）112 東京都発達障害者支援センターの運営（東京都地域生活支援事業） 発達障害児（者）及びその家族に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害に関する各般の問題について発達障害児（者）及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設との連携強化等により、発達障害児（者）に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進する。</p> <p>（対象） 自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢で発現する者のうち、言語の障害、協調運動の障害その他心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害を有する障害児（者）及びその家族</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>①相談支援・発達支援件数 2,485件</p> <p>②就労支援件数 194件</p> <p>③普及啓発 講演会等 ○回開催</p>		継続して実施する。		福祉保健局
<p>155 区市町村発達障害者支援体制整備推進事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業） 区市町村の発達障害児（者）に対する取組を支援することにより、発達障害者支援体制の整備を推進する。</p> <p>（事業内容） ①早期発見・早期支援のための支援システムの構築 ②成人への支援の取組</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	<p>①38区市で実施</p> <p>②15区市で実施</p>	<p>①49区市町村での事業実施を図る。</p> <p>②49区市町村での事業実施を図る。</p>	○		福祉保健局

事業体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
	<p>156 発達障害者支援体制整備推進事業（東京都地域生活支援事業） 発達障害児（者）のライフステージに応じた支援体制を充実し、支援機関に従事する専門的人材の育成等を行うことにより、発達障害者支援体制の整備を推進し、もって発達障害児（者）の福祉の増進を図る。</p> <p>（事業内容） ①発達障害者支援地域協議会の設置 ②専門的人材育成 〔実施主体：東京都〕</p>	<p>①発達障害者支援体制整備推進委員会の設置 ・委員会 2回開催 ・シンポジウム 1回開催</p> <p>②専門的人材育成 ・相談支援研修 10回開催 ・医療従事者向け講習会 5回開催</p>	事業の推進を図る。	○	福祉 保健局
	<p>157 ベアレントメンター養成・派遣事業 発達障害児（者）とその家族が地域で安心して生活ができるよう、発達障害児（者）の養育経験のある親を子育てを通じた情報提供・助言などを行うベアレントメンターとして養成・派遣することにより、地域における家族支援体制の構築を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	○21名養成 ○138回（延べ320名）派遣	150名養成	○	福祉 保健局
	<p>158 発達障害者生活支援モデル事業 青年期・成人期の発達障害者を対象とした、医療機関における専門的プログラムを活用した支援手法の標準モデルの作成と普及啓発を行うことで、発達障害者の自立生活に向けた支援体制の整備を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>（令和元年度事業終了） 専門プログラムについては引き続きホームページに掲載</p>	効果的な普及・啓発の推進に努める。	○	福祉 保健局

#### (4) 高次脳機能障害者支援体制の整備

159 区市町村高次脳機能障害者支援促進事業（東京都地域生活支援事業） 区市町村に高次脳機能障害者支援員を配置し、高次脳機能障害者及びその家族に対する相談支援を実施するとともに、関係機関等との連携を図り、区市町村における高次脳機能障害者への支援の充実を図る。 〔実施主体：区市町村〕	42区市町で実施	43区市町村での事業実施を図る。		福祉 保健局
---	----------	------------------	--	-----------

事業 体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
	<p>(再掲) 113 高次脳機能障害支援普及事業（東京都地域生活支援事業）</p> <p>高次脳機能障害者及びその家族に対する専門的な相談支援を行うとともに、区市町村や関係機関との地域支援ネットワークの充実を図り、高次脳機能障害者に対する適切な支援が提供される体制を整備する。</p> <p>区市町村や関係機関の職員等への研修を実施し、地域における適切な支援の普及・啓発を図り、高次脳機能障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようとする。</p> <p>(支援拠点) 東京都心身障害者福祉センター</p> <p>(事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①専門的相談支援</li> <li>②相談支援体制連携調整委員会の開催</li> <li>③普及啓発</li> <li>④専門的リハビリテーションの充実</li> </ul> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新規相談件数 348件</li> <li>○相談支援体制連携調整委員会 2回開催</li> <li>○支援従事者向け研修会及び連絡会の開催</li> <li>○就労準備支援プログラムの実施</li> <li>○社会生活評価プログラムの実施</li> <li>○専門的リハビリテーションの充実事業を島しょ二次保健医療圏を除く12圏域で実施</li> </ul>	事業の推進を図る。	○ (一部該当)	福祉 保健局
	<p>160 高次脳機能障害者緊急相談支援事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業）</p> <p>心身障害者福祉センターのノウハウを活用し、区市町村の相談支援事業の充実につなげるため、相談・研修経費等の支援を行う。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	2区で実施	地域における相談支援事業の充実を図る。		福祉 保健局

#### (5) 難病患者療養等支援体制の整備

161 難病相談・支援センターの運営	<p>地域で生活する難病患者等の日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進などを行う拠点として、患者等の療養上、日常生活上の悩みや不安等の解消を図るとともに、難病患者就労コーディネーターによる就労相談等様々なニーズに対応したきめ細かな相談や支援を行う。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	療養相談 4,781件	継続して実施する。	福祉 保健局
162 難病医療ネットワークの構築	<p>全ての難病患者が、発症から診断、治療、入院、通院、在宅療養まで、適切な医療が受けられるよう、都が指定する難病診療連携拠点病院と難病医療協力病院を中心とした医療提供体制を構築する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	拠点病院 11病院 協力病院 41病院	継続して実施する。	福祉 保健局

事業 体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
	<p>163 在宅難病患者一時入院事業 在宅難病患者が家族等の介護者の疾病・事故等により、一時的に介護を受けられなくなったりした場合に入院できる体制を整え、安定した療養生活の確保を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>確保病床 20床 利用実績 171人</p>	継続して実施する。		福祉 保健局
	<p>164 難病患者療養支援事業 医療面、生活面等に様々な不安や悩みを抱えている在宅難病患者及びその家族に対し、保健師等による相談・指導を行い、患者・家族の療養環境の整備・改善を図る。</p> <p>①在宅療養支援地域ケアネットワーク（平成28年度事業終了） ②在宅療養相談指導</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>訪問相談・指導 1,428回（家庭訪問）</p>	継続して実施する。		福祉 保健局
	<p>165 在宅難病患者訪問診療事業 寝たきり等により受療の困難な在宅難病患者に対し、地域における適切な医療を確保し、療養環境の向上を図るとともに、医療と保健・福祉の連携による在宅ケア体制の整備、充実を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>対象者 146人 件数 263件</p>	継続して実施する。		福祉 保健局
	<p>166 在宅難病患者医療機器貸与・整備事業 難病患者が在宅療養で使用する医療機器を貸与・整備し、必要に応じて訪問看護を実施することで、患者・家族の経済的負担の軽減と、在宅療養環境の整備を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>貸与患者数 154人 貸与台数 194台 訪問看護 810回</p>	継続して実施する。		福祉 保健局
	<p>167 在宅人工呼吸器使用難病患者訪問看護事業 在宅において人工呼吸器を使用している難病患者に対して、診療報酬で定められた回数を超えて訪問看護を実施することにより、在宅重症難病患者に対する在宅療養サービスの向上を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>対象者 103人 件数 8,095回</p>	継続して実施する。		福祉 保健局

事業 体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
	<p>168 難病患者就労等サポート事業</p> <p>難病患者・家族が集まり、相談支援機関や企業の人事担当者等との交流が持てる場を設置し、支援につながっていない患者を把握し、地域で孤立しがちな患者を必要に応じて支援機関に繋ぐことにより、就労・生活等の支援の充実を図る。</p> <p>(対象) 難病患者又はその家族等</p> <p>(実施規模) 年6回（特別区4回、多摩地区2回）</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	平成30年度終了	<p>平成27年1月に施行された難病法の経過措置により、同法施行前から医療費助成の認定を受けていた患者は、国の定めた重症度基準を満たしていないなくとも3年間（平成29年12月31日まで）継続して医療費助成の受給が可能となっている。</p> <p>この事業を通じて、孤立している患者や軽症者（医療費助成の経過措置が終了する患者等）に対し、就労等の相談ニーズに対応する。</p>		福祉 保健局
	<p>169 難病対策地域協議会</p> <p>(目的) 地域における難病の患者への支援体制に関する課題に係る情報の共有及び地域の実情に応じた体制の整備について協議することにより、支援体制の整備を図ることを目的として実施する。</p> <p>(実施内容) 東京都疾病対策課及び東京都保健所（5か所）における難病対策地域協議会を実施するための経費</p> <p>(保健所を単位とする実施であるため、特別区、町田市及び八王子市については各自治体において実施)</p> <p>(根拠等) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第32条に基づき、努力義務設置</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	本課 1回 東京都保健所 3回	継続して実施する。		福祉 保健局
	<p>170 難病・がん患者就業支援事業</p> <p>難病・がん患者就業支援奨励金</p> <p>難病やがん患者を、治療と仕事の両立に配慮して、新たに雇入れ、就業継続に必要な支援を行う事業主に奨励金を支給する。</p> <p>また、難病やがんの発症等により休職した労働者を、治療と仕事の両立に配慮して復職させ、就業継続に必要な支援を行う中小企業事業主に助成金を支給する。さらに、復職時に治療と仕事の両立に配慮した勤務・休暇制度などを新たに導入する場合、助成金を加算する。</p> <p>さらに、雇入れ時又は復職時に治療と仕事の両立に配慮した勤務・休暇制度などを新たに導入する場合、助成金を加算する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	支給件数 89件	企業における、難病・がん患者の雇入れ、復職、就業継続を促進する。	○	産業 労働局

事業体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
<b>(6) 障害の早期発見・早期療育の推進</b>					
	<p>171 周産期医療システムの整備 合併症妊娠や分娩時の新生児仮死などハイリスクな分娩・出産等に対応できる周産期母子医療センターの整備を進めるとともに、総合的な周産期医療体制を確立する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>総合周産期母子医療センター 14施設</p> <p>地域周産期母子医療センター 14施設</p> <p>NICU（新生児集中治療管理室） 347床（周産期連携病院等を含む）</p>	周産期医療システムの充実に向けた検討を行う。		福祉保健局
	<p>172 身体障害児療育相談等            ①療育相談 身体の機能に障害のある児童やその可能性のある児童、疾病により長期にわたり療養を必要とする児童に対し、療養上の相談・指導等を行い、その障害又は疾病的治ゆ若しくは軽減を図るとともに、当該児童及び家族への支援を行う。</p> <p>〔実施主体：東京都・特別区・保健所設置市〕</p> <p>②未熟児訪問指導 保健師や助産師などが家庭訪問を行い、未熟児をもつ親に対して育児や日常生活の指導を行う。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	<p>①療育相談 個別指導 25人 集団指導 2回</p>	継続して実施する。		福祉保健局
<b>(7) リハビリテーション医療体制の整備</b>					
	<p>173 東京都リハビリテーション病院の運営 東京都におけるリハビリテーション医療の中核的施設として高度診療機能を備え、身体に機能障害があり、リハビリテーション医療を専門的に行う必要のある患者に、外来及び入院による医療を行うとともに、医療関係者の教育研修やリハビリテーションの臨床研究を行う。</p> <p>（事業内容）            ①専門リハビリ医療の提供（入院165床、外来50人/日程度）            ②リハビリ医療に係る教育、研修            ③リハビリ医療研究</p> <p>〔実施主体：東京都、公益社団法人東京都医師会が指定管理者〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入院51,093人 (140.0人/日)</li> <li>・外来8,210人 (28.1人/日)</li> </ul>	<p>リハビリテーション専門病院として、多様な機能障害に対応できるリハビリ医療の中核的施設として機能を果たすほか、リハビリテーション医療の研究及び教育・研修事業を積極的に展開する。</p>		福祉保健局

事業 体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
	<p>174 地域リハビリテーション支援事業 障害者や高齢者が寝たきり状態になることを予防し、地域において生涯にわたって生き生きとした生活を送るためには、急性期から回復期、維持期のそれぞれの状態に応じた適切かつ円滑なリハビリテーションの提供が必要である。地域において様々な形態で実施されているリハビリテーション事業を支援することによって、保健・医療・福祉が連携した地域におけるリハビリテーションのシステム化を図る。</p> <p>(事業内容) 二次保健医療圏ごとに地域リハビリテーション支援センターを指定し、センターを拠点に、地域リハビリテーションの支援を行う。            ①地域のリハビリテーション従事者の研修、援助            ②直接地域住民と接する相談機関の支援            ③福祉用具、住宅改修等の相談への対応に係る支援            ④地域の関係団体の支援            ⑤連絡会、事例検討会の実施 等</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	12病院	二次保健医療圏ごとに12の地域リハビリテーション支援センターを指定し、地域におけるリハビリテーション提供体制の充実を図っていく。		福祉 保健局

#### (8) 障害者歯科保健医療体制の整備

175 障害者歯科健康相談・支援 重度・難症例の障害者を対象に、歯科相談業務を行う。また、各関係者を対象に研修を実施するほか、障害者入通所施設への支援等を行い、地域の障害者歯科保健の推進を図る。	①重度・難症例歯科相談 2回・2人  ②施設等歯科健康管理支援 11回・9施設  ③研修会・講習会・事例検討会 9回・1643人  ④障害者等歯科保健医療推進基盤整備 21回  ⑤摂食・嚥下機能支援基盤整備 1回・14関係機関	継続して実施する。		福祉 保健局
176 心身障害児（者）歯科診療施設の確保 心身障害児の入所施設及び通園施設における歯科診療事業の運営経費の一部を補助することにより、心身障害児（者）の歯科診療体制の確保を図る。	6か所	継続して実施する。		福祉 保健局

事業 体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
	<p>177 都立心身障害者口腔保健センターの運営</p> <p>心身障害児（者）等に対する歯科診療を行うとともに、心身障害児（者）のう蝕予防、歯周疾患の予防、歯科保健医療従事者に対する教育研修、情報提供等を通じて、地域における障害者歯科保健の向上を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都、公益社団法人東京都歯科医師会が指定管理者〕</p>	<p>歯科治療 平均41.5人/日</p> <p>予防管理 平均20.8人/日</p> <p>教育研修 年間19コース 430人</p>	継続して実施する。		福祉 保健局

#### (9) 内部障害の方への支援

178 エイズ医療体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・拠点病院 44病院（公開）（うち中核拠点病院3）</li> <li>・連携病院 9病院（公開）</li> <li>・協力歯科医療機関紹介事業の実施</li> <li>・医療従事者への意識啓発（研修の実施等）</li> </ul>	エイズ診療協力病院相互の連携を強化とともに、協力病院と診療所間の連携を推進し、HIV陽性者が働き学びながら身近な地域で医療を受けられる体制の整備を図る。	福祉 保健局
179 HIV陽性者の療養支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域エイズ連携会議開催</li> <li>・関係者向け講演会等の実施</li> <li>・エイズ専門相談員の派遣</li> </ul>	保健所を中心とした保健・医療・福祉のネットワークの構築により、HIV陽性者の地域での療養を総合的に支えていく体制の整備を図る。	福祉 保健局

#### (10) 医療費公費負担・助成制度の充実

180 心身障害者（児）医療費助成制度	助成対象延人員 1,279,526人	継続して実施する。	福祉 保健局
181 精神障害者等医療費公費負担	<p>①措置入院医療 延べ3,867件</p> <p>②自立支援医療 (精神通院医療) 延べ4,494,336件</p> <p>③小児精神入院医療 延べ760件</p>	継続して実施する。	福祉 保健局

事業 体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
	<p>182 難病医療費の公費負担</p> <p>原因が不明で、根治的な治療方法がない、長期の療養を必要とする難病患者に対し、難病医療費等を助成することにより、受療の機会を確保し、治療研究事業を推進するとともに、難病患者・家族の負担軽減と療養の安定を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>&lt;難病医療費対象疾病&gt;</p> <p>指定難病（国庫対象） 333疾病 都単独 8疾病</p>	継続して実施する。		福祉 保健局
	<p>183 小児慢性特定疾患の医療費助成</p> <p>子供の病気の中で、治療に長い時間を要し、医療費も高額となる特定の疾患（小児慢性特定疾患）に対し、その医療費の保険診療の患者自己負担分の一部を公費で助成する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	認定者数8,309人	継続して実施する。		福祉 保健局
	<p>184 自立支援医療（更生医療・育成医療）</p> <p>①更生医療</p> <p>身体障害者の自立と社会経済活動への参加の促進を図るために、障害の状態の軽減のために必要な医療に要する費用について、公費で負担する。</p> <p>②育成医療</p> <p>区市町村において身体に障害のある児童に対し、指定自立支援医療機関において、生活能力を得るために必要な医療の支給を行う。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	<p>① 延べ17,581件</p> <p>② 延べ1,684件</p>	継続して実施する。		福祉 保健局

事業体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
<b>6 安全・安心の確保</b>					
<b>(1) 災害時における障害者支援</b>					
	<p>185 災害時要配慮者対策の推進（地域福祉推進区市町村包括補助事業を含む）</p> <p>近年の大規模震災、風水害における死者の過半数は高齢者、障害者等の要配慮者であり、要配慮者対策は重要課題となっている。</p> <p>災害対策基本法改正（平成26年4月施行）により各区市町村に名簿作成が義務付けられるなど、各区市町村において要配慮者対策の構築が早急に求められているため、都として事業の補助等を行うことで、区市町村の取組を推進していく。</p> <p>（区市町村の取組）</p> <p>○災害時要配慮者支援体制整備補助（地域福祉推進区市町村包括補助事業）</p> <p>区市町村における要配慮者支援体制の整備に必要な経費の一部を補助する。（具体例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者情報の共有化に向けた取組</li> <li>・地域防災研修実施（各地区レベルで実施）</li> <li>・訓練の実施 等</li> </ul> <p>（東京都の取組）</p> <p>○東京都災害福祉広域支援ネットワーク推進事業</p> <p>関係機関（東京都、東京都社会福祉協議会、東京都社会福祉協議会施設部会、各職能団体、区市町村社会福祉協議会、区市町村）災害時に連携して被災状況を把握し、福祉施設や福祉避難所に対する支援を円滑かつ機動的に実施するため、東京都災害福祉広域支援ネットワークの取組を推進する。</p> <p>〔実施主体：東京都、区市町村〕</p>	<p>地域福祉推進区市町村包括補助事業による補助の実施 令和2年度 28区市採択</p> <p>区市町村福祉保健・防災担当者向け研修会の実施 令和2年度 1回開催</p> <p>社会福祉法人東京都社会福祉協議会に事務の一部を委託し、東京都災害福祉広域支援ネットワーク推進委員会及び訓練を実施 令和2年度 委員会 1回開催 訓練 1回開催</p>	<p>全ての区市町村で実効性のある要配慮者支援体制が構築されるよう、支援を行う。</p> <p>また、東京都災害福祉広域支援ネットワークの取組を推進し、発災時に区市町村を広域的に支援する。</p>		福祉保健局
	<p>186 要配慮者対策に係る区市町村向け指針の作成・普及等</p> <p>災害時において、寝たきりの高齢者や障害者等の要配慮者は、必要な情報を迅速かつ的確に把握することや安全な場所に避難することが困難であることから、区市町村が地域の実情に応じた避難支援プラン等を作成する必要がある。</p> <p>このような区市町村の取組を支援するため、「災害時要援護者防災行動マニュアル作成のための指針」及び「災害時要援護者への災害対策推進のための指針（区市町村向け）」を作成している。また、区市町村の福祉保健・防災担当者向け研修会を行い、要配慮者対策の一的な向上を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>区市町村の福祉保健・防災部門担当者等を対象に実施している「災害時要配慮者対策研修会」において、都内の要配慮者対策の現状について周知</p>	<p>令和2年までに全ての区市町村で避難支援プラン（全体計画）が策定されるよう、必要に応じて指針の改訂・周知を行い、研修会を開催する。</p>		福祉保健局

事業体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
	<p>187 住宅防火対策の推進 障害者等の防火安全を確保するため、防火防災診断等により、住宅用火災警報器の設置促進や適正な維持管理、消火器、防炎製品などの住宅用防災機器等を普及・促進し、住宅の防火性能の向上を図る。</p> <p>〔実施主体：東京消防庁〕</p>	<p>防火防災診断の実施 住宅用火災警報器の設置促進・適切な維持管理に係る意識啓発 住宅用防災機器等の普及 東京都住宅防火対策推進協議会及び各署住宅防火防災対策推進協議会の実施</p>	継続して実施する。 関係機関、町会・自治会等と連携を図り、地域主導による施策を展開する。	○	東京消防庁
	<p>188 帰宅困難者対策における要配慮者への支援 帰宅困難者対策における要配慮者への視点を踏まえた対応について広く普及啓発を行う。また、災害時において、長距離の徒步帰宅が困難な要配慮者を優先的に搬送するため国の体制整備を支援する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>○要配慮者への視点も踏まえた対応内容が含まれる帰宅困難者対策に関する普及啓発や民間事業者への支援を実施            • 帰宅困難者対策ハンドブックの発行            • 一時滞在施設戦略アドバイザーの派遣25回            • 電車中吊り広告の実施            中吊り掲出数 約250枚            駅貼りポスター 約110枚            • 3月11日を中心とした普及啓発動画放映 19路線（週間）            • 外国人を対象とした一斉帰宅抑制に関する普及啓発動画放映 5路線（年間）            普及啓発動画再生回数            約24,000回              ○令和3年2月東京都・足立区合同帰宅困難者対策訓練（現地参加者60名）において、足立区生涯学習センターから埼玉県への要配慮者搬送訓練を埼玉県バス協会等の協力のもと計画            →新型コロナウイルス感染拡大防止のため、訓練実施中止</p>	継続して実施する。	○	総務局
	<p>189 在宅人工呼吸器使用難病患者非常用電源設備整備事業 人工呼吸療法を実施する医療機関が、在宅人工呼吸器使用難病患者に無償貸与するために購入する予備電源等の物品の購入経費を補助することにより、緊急時における安全を確保する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>非常用発電機 63人 無停電装置 0人</p>	継続して実施する。		福祉保健局
	<p>190 在宅人工呼吸器使用者療養支援事業 電力供給の停止がそのまま生命の危機に直結する恐れがある、在宅人工呼吸器使用者に対し、区市町村を通じ、停電時等に必要とする自家発電装置等の購入経費を補助することにより、在宅療養における安全・安心を確保する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	7区市	継続して実施する。		福祉保健局

事業 体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
	<p>191 災害時こころのケア体制整備事業 大規模災害時等の緊急時に、被災によって機能しなくなった精神医療の補填、被災した精神障害者や災害ストレスによる被災住民等への対応及び地域精神保健活動の支援等、専門的なこころのケアに関する対応が超急性期から中長期まで円滑かつ迅速に行われるよう、東京都こころのケア体制（東京D P A T）を整備し、災害発生における支援体制の強化を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都、区市町村〕</p>	<p>○災害時こころのケア体制（東京D P A T）連絡調整会議：〇回開催 ○作業部会：1回開催 ○養成研修：1回開催 ○フォローアップ研修：1回開催 ○普及啓発研修：1回開催 ○東京D P A T登録医療機関：30 医療機関</p>	<p>災害派遣精神科医療チーム（東京D P A T）の体制整備</p>	○	福祉 保健局
	<p>192 要配慮者対応を取り入れた防火防災訓練の推進 防火防災訓練等に要配慮者対応を取り入れ、要配慮者対応の必要性について啓発するとともに、地域における要配慮者への対応力を強化する。 要配慮者自身の防災行動力の向上を図る。 消防署職員の要配慮者に関する知識及び対応技術の向上方策を推進する。</p> <p>〔実施主体：東京消防庁〕</p>	<p>要配慮者対応を取り入れた防火訓練推進用マニュアル及び啓発資料にもとづいた防火防災訓練、講習会等の実施 特別支援学校における総合防災教育の実施 実施件数 19件 職員教養の実施</p>	<p>障害者関係団体等と連携して要配慮者対応を取り入れた防火防災訓練等を推進し、災害時の防災行動力の向上を図るとともに地域全体の防災行動力の強化を図る。</p>	○	東京 消防庁
	<p>193 防火防災訓練用資器材の活用 階段避難器具など避難支援資器材を活用した防火防災訓練を推進する。</p> <p>〔実施主体：東京消防庁〕</p>	<p>訓練用模擬消火器・スタンドパイプ及び要配慮者用避難支援資器材（階段避難器具、リヤカー、布担架等）を活用した訓練の実施</p>	<p>避難支援資器材を活用した防火防災訓練を推進し、要配慮者の迅速な避難が図られる。</p>	○	東京 消防庁
	<p>194 教育訓練施設の充実 障害者の特性に配慮した教育訓練施設を充実する。</p> <p>〔実施主体：東京消防庁〕</p>	<p>防災教育センター3カ所（池袋、立川、本所）で各種体験訓練を実施</p>	<p>施設・設備と体験訓練種目で、障害者向け配慮を行う。</p>	○	東京 消防庁
	<p>195 直接通報システムの整備 病院や社会福祉施設等において、火災等の緊急時に自動的に東京消防庁に通報できるシステムの整備促進を図る。</p> <p>〔実施主体：社会福祉法人等〕</p>	<p>自動通報（事業所火災直接通報）に係る承認対象物数 1,286件</p>	<p>継続して実施する。</p>		東京 消防庁
	<p>196 社会福祉施設等と地域の協力体制の整備 災害発生時に、社会福祉施設等と町会・自治会、近隣事業所等が自主的に協力し合い、発災初期段階での避難誘導、初期消火及び救出・救護活動等を相互に支援する共助体制づくりを推進する。</p> <p>〔実施主体：社会福祉法人等〕</p>	<p>応援協定 926件 社会福祉施設等との応援協定数 793件</p>	<p>社会福祉施設等と町会・自治会、近隣事業所等との間での災害時相互応援協定の締結を促進し、地域防災力の向上を図る。</p>		東京 消防庁

事業 体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
	<p>197 社会福祉施設等耐震化の推進 都内の民間社会福祉施設等の耐震化を促進し、利用者等の安全・安心を確保するため、必要な耐震診断及び耐震改修の費用の一部を補助する。</p> <p>〔実施主体：社会福祉法人等〕</p>	耐震診断経費及び耐震改修経費の補助を実施	社会福祉施設等の耐震化の推進を図る。	○	福祉保健局
	<p>198 社会福祉施設等の防火防災管理体制の充実 障害者施設等に対する立入検査及び防火防災管理指導を実施し、防火防災管理体制の充実を図る。</p> <p>① 関係法令等に基づく立入検査 ② 自衛消防訓練の実施促進</p> <p>〔実施主体：東京消防庁〕</p>	立入検査及び自衛消防訓練の実施	継続して実施する。		東京消防庁
	<p>199 社会福祉施設・医療施設等耐震化促進事業 耐震化が必要な施設を個別訪問し、状況に応じた相談や提案、アドバイザーの派遣など、きめ細かな対応を行い、社会福祉施設・医療施設等の耐震化を促進する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	個別訪問、アドバイザーの派遣等により耐震化を促進	私立・自己所有の社会福祉施設及び医療施設等の耐震化を促進する。	○	福祉保健局
	<p>200 グループホーム等防災対策助成事業 (障害者施策推進区市町村包括補助事業) グループホーム等が消防用設備等を設置する場合、地域を交えた防災訓練を開催する場合及び従業者が防災に関する講習会等へ参加する場合の経費の一部を補助する。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	6区市で実施	事業の推進を図る。		福祉保健局
	<p>201 障害福祉サービス等職員宿舎借り上げ支援事業 職員住宅の借り上げを支援することで、福祉・介護人材の確保定着を図るとともに、施設による防災の取組を計画的に進め、地域の福祉避難所等として、災害時の迅速な対応を推進する。</p> <p>〔実施主体：公益財団法人東京都福祉保健財団〕</p>	106戸（継続73戸、新規33戸）	事業の推進を図る。	○	福祉保健局
	<p>(再掲) 16 ヘルプカード活用促進事業 (障害者施策推進区市町村包括補助事業) 緊急連絡先や必要な支援内容等を記載した「ヘルプカード」を活用して、障害者が災害時等に自己の障害に対する理解や必要な支援を周囲に求めることができるよう、区市町村が行う、学習会・セミナー等関係機関と連携して実施する普及啓発、「ヘルプカード」を活用した防災訓練の検討・実施、ポスター等作成に係る経費の一部を補助する。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	52区市町村で作成配布	区市町村におけるカード作成の取組促進及び事業者や都民へのカードの普及促進を図る。	○	福祉保健局

事業体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
(2) 地域における安全・安心の確保					
	<p>202 「手話交番」の表示板の設置 一見して、手話のできる警察官が勤務していることがわかるように、「手話交番」の表示板を掲示する。</p> <p>(警視庁職員に対する手話研修) 警察署の窓口、交番、運転免許試験場等に勤務する警視庁職員を対象として、手話技能を修得させることを目的として、初級、中級、上級と段階的に実施する。</p> <p>〔実施主体：警視庁〕</p>	<p>4署 (2交番・2駐在所)</p>	<p>「手話委託研修」へ警察官を派遣し、手話技能取得者を養成し、「手話交番」の拡充を図る。</p>		警 視 庁
	<p>203 重度身体障害者等救急直接通報システムの整備（障害者施策推進区市町村包括補助事業） 一人暮らし等の重度身体障害者や難病患者に通報機器を給付又は貸与し、急病や事故等の緊急事態に陥った時にペンドントを押して東京消防庁等へ通報した後、順次協力員が駆け付けるもので、重度身体障害者の安全確保を目的に、区市町村・東京消防庁・福祉保健局が一体となって運営している。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	<p>実施区市町村数 43区市町 (障害者施策推進区市町村包括補助事業実績)  134世帯 登録 (東京消防庁登録世帯数)</p>	<p>継続して実施する。</p>		東 京 消 防 庁 福 祉 保 健 局
	<p>204 重度心身障害者住宅火災直接通報システムの整備（障害者施策推進区市町村包括補助事業） 在宅の重度心身障害者に対し、家庭内で火災が発生した時、住宅用火災警報器により火災を発見し、専用通報機から東京消防庁へ自動的に通報が行われるもので、在宅の重度心身障害者の安全を確保することを目的に、区市町村・東京消防庁・福祉保健局が一体となって運営している。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	<p>実施区市町村数 13区市町村 (障害者施策推進区市町村包括補助事業実績)  10世帯 登録 (東京消防庁登録世帯数)</p>	<p>継続して実施する。</p>		東 京 消 防 庁 福 祉 保 健 局
	<p>205 緊急ネット通報の整備 聴覚又は言語・音声等に機能障害があり、音声による119番通報が困難な人の通報手段を確保することを目的に、緊急時に携帯電話等のウェブ機能を利用して東京消防庁に通報できるシステムを整備し運営する。</p> <p>〔実施主体：東京消防庁〕</p>	<p>登録者数 1,239名</p>	<p>継続して実施する。</p>		東 京 消 防 庁

事業体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
	<p>(再掲) 36 障害者が利用しやすい防火防災情報の発信</p> <p>障害者に対し、防火防災に関する情報を保障し、安全・安心を確保する。障害者が利用しやすい防火防災情報を発信する。</p> <p>〔実施主体：東京消防庁〕</p>	<p>ユニバーサルデザインに配慮した防火防災情報の発信</p> <p>音声コード入りリーフレット等の作成・配布</p> <p>119番ファクシミリ通報カード等の作成・配布</p>	障害者の安全・安心を確保するため、障害者が利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した防火防災情報を積極的に発信する。	○	東京消防庁
	<p>206 特別支援学校における被害防止教室等</p> <p>特別支援学校に通う児童・生徒が、犯罪に巻き込まれることなく、健全な社会生活を営むために必要な能力を身に付けることを目的として、警察官及びスクールセンターによる非行防止・犯罪被害防止教室及びセーフティ教室を実施している。</p> <p>〔実施主体：警視庁、東京都教育委員会〕</p>	<p>実施校数 19校</p> <p>実施回数 41回</p> <p>参加人数 2,131名</p>	継続して実施する。		警視庁 教育庁
	<p>207 「消費生活情報」の提供</p> <p>視覚障害等のハンディキャップにより消費生活情報を得にくい消費者に向けて、録音CDや字幕入りDVD、出前講座等により情報を提供する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>(「東京くらしねっと」CD版の作成) ・作成数 4,111本（6回分）</p> <p>(字幕入り消費者教育DVDの制作) ・年1種類を制作</p> <p>(障害者向け出前講座の実施) ・実施回数 11回</p> <p>(東京くらしWEB) 音声読み上げ機能を継続導入</p>	継続して実施する。		生活文化局
	<p>208 聴覚障害者向けメール相談</p> <p>電話による消費生活相談が困難な聴覚障害者のために、電子メールにより相談を受け付け、メールで回答する「メール相談」を実施する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>(メール相談対応実績) ・相談件数 39件</p>	相談方法を多様化することにより、障害者への相談対応の充実を図る。	○	生活文化局

事業 体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
<b>施策目標Ⅲ 社会で生きる力を高める支援の充実</b>					
<b>1 障害児への支援の充実</b>					
	<p>209 児童発達支援センターの設置促進・運営の支援（障害者施策推進区市町村包括補助事業を含む） 地域における障害児支援の中核的施設として、児童発達支援を提供するとともに、地域の障害児やその家族、障害児が通う他の施設・事業所等に対し、専門的な支援を行う。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕 「3か年プラン」に係る整備費補助 ・施設整備費：設置者（社会福祉法人等）負担の1/2を特別助成する。 ・重度化等に対応した地域生活基盤の整備に対して、補助基準額に上乗せする加算を実施する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	34区市町村	<p>「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」の推進 令和2年度までに各区市町村に少なくとも1か所以上設置</p>	○	福祉 保健局
	<p>210 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築（障害者施策推進区市町村包括補助事業） 保育所等を利用中の障害児又は今後利用する予定の障害児に対し、その安定した利用を促進するため、保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行う。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	34区市町村	令和2年度までに全ての区市町村において利用できる体制を構築	○	福祉 保健局
	<p>211 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置促進（障害者施策推進区市町村包括補助事業） 未就学の重症心身障害児を通所させて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕 ・施設整備費：設置者（社会福祉法人等）負担の1/2を特別助成する。 ・重度化等に対応した地域生活基盤の整備に対して、補助基準額に上乗せする加算を実施する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	31区市町村 (児童発達支援センター含む)	令和2年度までに各区市町村に少なくとも1か所以上確保	○	福祉 保健局

事業 体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
	<p>212 主に重症心身障害児を支援する放課後等ディサービスの設置促進（障害者施策推進区市町村包括補助事業）</p> <p>就学中の重症心身障害児を通所させて、授業の終了後又は休校日に、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設整備費：設置者（社会福祉法人等）負担の1/2を特別助成する。</li> <li>・重度化等に対応した地域生活基盤の整備に対して、補助基準額に上乗せする加算を実施する。</li> </ul> <p>〔実施主体：東京都〕</p> <p>（再掲）143 重症心身障害児等在宅療育支援事業</p> <p>在宅重症心身障害児（者）等の健康の保持、安定した家庭療育の確保を図るために、専門医等による健康診査及び看護師等による在宅看護サービスを提供するとともに、NICU等に入院している重症心身障害児等について、在宅での生活を希望した際に円滑に移行できるよう、重症心身障害児等とその家族への早期支援や相談等を実施することなどにより、重症心身障害児（者）等の支援の充実を図る。</p> <p>①重症心身障害児在宅療育支援センターの設置</p> <p>②訪問看護及び訪問健康診査</p> <p>③在宅療育相談</p> <p>④訪問看護師等育成研修</p> <p>⑤在宅療育支援地域連携会議の開催</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	36区市町村 (児童発達支援センター含む)	令和2年度までに各区市町村に少なくとも1か所以上確保	○	福祉 保健局
	<p>①重症心身障害児等在宅療育支援センターの設置（継続）</p> <p>②在宅重症心身障害児（者）等訪問事業</p> <p>　　訪問看護 　　延 7,928件</p> <p>　　訪問健康診査 　　9件</p> <p>③在宅療育相談事業</p> <p>　　在宅移行支援 　　延2,536件</p> <p>　　家庭訪問相談 　　延140件</p> <p>　　病院、関係機関連絡 　　延112件</p> <p>④訪問看護師等育成研修事業</p> <p>　　基礎編 　　1回（web） 　　参加実数 438人</p> <p>　　在宅移行編 　　1回（web） 　　参加実数 438人</p> <p>　　レベルアップ編 　　1回（web） 　　参加実数 438人</p> <p>　　訪問実習受講者数 23人</p> <p>⑤在宅療育支援地域連携会議</p> <p>　　区部 1回（書面開催）</p> <p>　　多摩地区 1回（書面開催）</p>	継続して実施する。	○	福祉 保健局	
	<p>（再掲）144 重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業）</p> <p>医療的ケアが必要な在宅の重症心身障害児（者）等に対し、訪問看護師が自宅に向いて一定時間ケアを代替し、当該家族の休養を図ることにより、重症心身障害児（者）等の健康の保持とその家庭の福祉の向上を図る。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	22区9市で実施	事業の推進を図る。	○	福祉 保健局

事業 体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
	<p>213 医療的ケア児に対する支援のための体制整備 医療的ケア児の支援に係る関係機関相互の連絡調整、意見交換を行う連絡会を設置するとともに、地域で支援に関わる関係機関職員に対し、医療的ケアを必要とする障害児についての基本的な理解を促す研修を実施することで、在宅で生活する医療的ケアを必要とする障害児に対する支援体制を整備する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都医療的ケア児支援関係機関連絡会2回実施</li> <li>・東京都医療的ケア児コーディネーター養成研修修了者 56人</li> <li>・東京都医療的ケア児支援者育成研修2回実施受講者数 858人</li> </ul>	事業の推進を図る。		福祉 保健局
	<p>214 障害児通所支援医療的ケア対応促進モデル事業 日常生活において医療的ケアが必要な障害児のうち、重症心身障害児に該当しない障害児を受け入れる障害児通所支援の確保の促進を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	平成30年度でモデル事業終了	平成30年度までのモデル実施2か所	○	福祉 保健局
	<p>215 医療的ケア児訪問看護推進モデル事業 訪問看護ステーションに対して同行訪問等の研修や運営相談を行うモデル事業を実施することで、医療的ケアを必要とする障害児の訪問看護に対応する訪問看護ステーションの拡大を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同行訪問 参加者 0名 延訪問件数 0件</li> <li>・業務連絡会 2回 参加者 178名</li> <li>・運営相談 9件</li> </ul>	事業の推進を図る。	○	福祉 保健局
	<p>216 障害児保育事業への助成 保育所等において、障害のある子供を受け入れるために必要な改修等に要する経費を補助する。 障害児やアレルギー児などの、特に配慮が必要な児童に対する保育の充実を図るために、地域の実情に応じて保育サービスの向上に取り組む区市町村や事業者を支援する。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	<p>【国調査（障害児保育の実施状況調査）の集約速報値】</p> <p>障害児受入保育所等数 2,384 か所 障害児数 7,170 人</p>	継続して実施する。		福祉 保健局
	<p>217 学童クラブ事業への助成 学童クラブにおいて、障害のある子供を受け入れるために必要な改修等に要する経費を補助する。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	<p>令和2年7月1日現在 障害児受入クラブ数 1,208 所 受入障害児童数 3,869 人</p>	継続して実施する。		福祉 保健局

事業体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
	<p>218 早期教育の充実（都立聴覚障害特別支援学校における教育相談の充実）</p> <p>聴覚に障害のある乳幼児の発達を促すため、幼稚部を設置している都立聴覚障害特別支援学校で教育相談の一部として早期乳幼児指導を実施している。</p> <p>医師・言語聴覚士・臨床心理士等の専門家を導入し、担当教職員に対して専門的見地からの助言を行う。</p> <p>また、障害の特性に応じた個別指導プログラムの作成やケースカンファレンス等を通じて、担当教職員の専門性を向上させる。</p> <p>〔実施主体：東京都教育委員会〕</p>	<p>医師 1名×3校</p> <p>言語聴覚士 1名×3校</p> <p>臨床心理士 1名×3校</p> <p>技術者 1名×3校</p> <p>につき継続して実施</p>	継続して実施する。		教育庁
	<p>(再掲) 107 相談支援従事者研修（東京都地域生活支援事業）</p> <p>障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要なサービスの総合的かつ計画的な利用支援等のため、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画を作成する相談支援専門員の養成及び資質の向上を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>①東京都</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初任者研修 1回</li> <li>・現任研修 中止</li> <li>・主任研修 1回</li> <li>・専門コース別研修 中止</li> </ul> <p>②指定研修事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初任者研修 1回</li> <li>・現任研修 0回</li> </ul>	今後の需要に的確に対応できるよう、着実に養成を図る。		福祉保健局
	<p>219 小児等在宅医療推進研修事業</p> <p>小児の在宅医療に関する研修を実施することで、小児等在宅医療を担う人材の育成・確保を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎編 1回（9月）95人</li> <li>・実践編（同行訪問） 21人</li> </ul>	小児等在宅医療を担う人材を育成・確保する。		福祉保健局
	<p>220 小児等在宅医療推進事業（区市町村在宅療養推進事業）</p> <p>区市町村が地域の実情に応じて実施する小児等在宅医療の提供体制の整備にあたり、関係各部署・関係職種及び関係機関と連携して実施する取組等を支援する。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	6区市	地域の実情に応じた小児等在宅医療の提供体制を整備する。		福祉保健局

事業体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
<b>2 全ての学校における特別支援教育の充実</b>					
	<p>221 就学相談の充実（東京都特別支援教育推進室）</p> <p>東京都における特別支援教育を推進するセンターである東京都特別支援教育推進室において、「就学・入学相談機能」、「情報提供機能」「理解啓発機能」「関係機関の連携調整機能」を備える。</p> <p>〔実施主体：東京都教育委員会〕</p>	<p>【就学・入学相談】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>手引き作成を含む区市町村及び都立特別支援学校との連携を密にした就学・入学相談、転学相談等の実施</li> <li>紙面による区市町村就学相談担当者及び都立特別支援学校関係者を対象とした各種説明会や講習会等の実施</li> <li>東京都特別支援教育就学支援員会専門家チームの設置し、区市町村教育委員会からの相談内容について、専門家チームによる専門的かつ多角的な視点から助言</li> </ul> <p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>閲覧室の整備、ホームページの随時更新等による情報提供機能の充実</li> </ul> <p>【就労支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民間企業や外部専門家等を活用した就労支援等の推進</li> </ul> <p>【理解啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>就学相談等関連資料作成・配布等による特別支援教育の理解推進</li> </ul> <p>など</p>	東京都における特別支援教育を推進する中核的役割を担っていく。	教育庁	
	<p>222 小・中学校及び高等学校における特別支援教育の推進</p> <p>以下の取組に加え、発達障害に関する理解促進を含めて、発達障害教育の課題と必要な施策について検討し、小・中、高等学校それぞれの段階を通じて、児童・生徒一人ひとりがその能力を最大限伸ばしていくよう、総合的な計画を策定する。</p> <p>【小・中学校】</p> <p>①発達障害の児童・生徒が在籍校・在籍学級において適切な指導・支援を受けられるよう全ての公立小学校への「特別支援教室」の円滑な導入に向けた区市町村支援を行う。</p> <p>②小・中学校の通常の学級に在籍する発達障害の児童・生徒を支援する専門家等の活用についての研究を行う。</p> <p>【高等学校】</p> <p>①全ての都立高等学校等における特別支援教育を充実するため、特別支援教育コーディネーターの研修や協議会を充実し、関係機関・専門家等との適切な連絡調整や校内の特別支援教育に関する委員会の円滑な実施等を支援する。</p> <p>②都立高等学校等に在籍する発達障害の児童・生徒を支援する専門家等の活用についての研究を行う。</p> <p>〔実施主体：東京都教育委員会、区市町村〕</p>	<p>【小・中学校】</p> <p>①区市町村における特別支援教室の円滑な導入のために、物品購入及び簡易工事相当の経費補助、特別支援教室専門員（非常勤職員）の採用及び採用時講習会の実施、臨床発達心理士等の巡回体制の整備を実施。</p> <p>②事業終了</p> <p>【高等学校】</p> <p>①全ての都立高等学校を対象に発達障害の理解と支援に関する講習会を年1回実施。（令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面開催方式で実施。講習会参加186名）</p> <p>②事業終了</p>	小・中学校及び高等学校を通じて、発達障害の児童生徒一人一人がその能力を最大限伸ばしていくよう、発達障害教育の充実を図っていく。	○	教育庁

事業体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
	<p>223 区市町村との連携体制の構築</p> <p>①「エリア・ネットワーク」の定着</p> <p>発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒や保護者に対して、総合的な支援を行うための地域性と専門性を備えたシステムである「エリア・ネットワーク」を定着させ、特別支援学校と区市町村の保健、福祉、労働の関係機関との緊密な連携の充実を図っていく。</p> <p>なお、都立及び区立の知的障害特別支援学校小・中学部設置校を「エリア・ネットワーク」のセンター校に指定し、区市町村における特別支援教育の取組を支援していく。</p> <p>②都立特別支援学校のセンター的機能の發揮</p> <p>都立特別支援学校の地域における特別支援教育のセンター的機能として、幼稚園や小・中学校等への支援、特別支援教育に関する相談・情報提供、幼稚園や小・中学校等の教職員に対する研修協力、障害児（者）の理解啓発、地域の障害のある幼児・児童・生徒への施設設備等の提供などの機能を発揮し、地域における特別支援教育を推進していく。</p> <p>③広域特別支援連携協議会（「就学支援部会」及び「就労支援部会」）（平成17年9月設置）</p> <p>児童・生徒のライフステージに応じた効果的な支援を実現し、各関係機関相互の連絡・調整や区市町村の関係部署との連絡・調整を行うことを目的に設置する。</p> <p>〔実施主体：東京都教育委員会〕</p>	<p>①「エリアネットワーク」の定着の推進</p> <p>②都立知的障害・視覚障害・聴覚障害・肢体不自由特別支援学校（小・中学部設置校）で実施</p> <p>③継続</p>	<p>東京都特別支援教育推進計画に基づき、地域における特別支援教育推進のための連携体制づくりを進めていく。</p>		教育庁

事業 体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局																																														
	<p>(再掲) 72 高等学校等への受入れ体制の整備</p> <p>都立高校等の校舎においては、改築や大規模改修の際に「東京都福祉のまちづくり条例」及び「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」に基づいた整備を行っている。また、例年障害のある生徒の入学状況を把握し、学校生活に支障がないかを調査した上で、必要な場合は簡易的なバリアフリー改修工事を実施している。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①エレベーターの新設（新築、改築、大規模改修の際に限る）</li> <li>②校舎内外の段差解消</li> <li>③障害者トイレの設置</li> <li>④廊下・階段の手摺新設</li> <li>⑤非常用スロープ階段の新設</li> <li>⑥出入口の扉改造等を行う。</li> </ul> <p>〔実施主体：東京都教育委員会、東京都公立大学法人〕</p>	<p>【高等学校】</p> <table> <tr><td>エレベーター設置</td><td>156校</td></tr> <tr><td>校内段差解消</td><td>50校</td></tr> <tr><td>障害者トイレ設置</td><td>181校</td></tr> <tr><td>階段手摺設置</td><td>185校</td></tr> <tr><td>スロープ（昇降口）設置</td><td>119校</td></tr> <tr><td>スロープ（玄関）設置</td><td>120校</td></tr> <tr><td>自動ドア（昇降口）設置</td><td>55校</td></tr> <tr><td>自動ドア（玄関）設置</td><td>98校</td></tr> </table> <p>【附属中学校・中等教育学校】</p> <table> <tr><td>エレベーター設置</td><td>10校</td></tr> <tr><td>校内段差解消</td><td>4校</td></tr> <tr><td>障害者トイレ設置</td><td>10校</td></tr> <tr><td>階段手摺設置</td><td>9校</td></tr> <tr><td>スロープ（昇降口）設置</td><td>7校</td></tr> <tr><td>スロープ（玄関）設置</td><td>8校</td></tr> <tr><td>自動ドア（昇降口）設置</td><td>4校</td></tr> <tr><td>自動ドア（玄関）設置</td><td>7校</td></tr> </table> <p>【高等専門学校】</p> <table> <tr><td>エレベーター設置</td><td>1校（2キャビン入り）</td></tr> <tr><td>校内段差解消</td><td>1校（2キャビン入り）</td></tr> <tr><td>障害者トイレ設置</td><td>1校（2キャビン入り）</td></tr> <tr><td>階段手摺設置</td><td>1校（2キャビン入り）</td></tr> <tr><td>スロープ（玄関）設置</td><td>1校（2キャビン入り）</td></tr> <tr><td>自動ドア（昇降口）設置</td><td>1校（2キャビン入り）</td></tr> <tr><td>自動ドア（玄関）設置</td><td>1校（2キャビン入り）</td></tr> </table>	エレベーター設置	156校	校内段差解消	50校	障害者トイレ設置	181校	階段手摺設置	185校	スロープ（昇降口）設置	119校	スロープ（玄関）設置	120校	自動ドア（昇降口）設置	55校	自動ドア（玄関）設置	98校	エレベーター設置	10校	校内段差解消	4校	障害者トイレ設置	10校	階段手摺設置	9校	スロープ（昇降口）設置	7校	スロープ（玄関）設置	8校	自動ドア（昇降口）設置	4校	自動ドア（玄関）設置	7校	エレベーター設置	1校（2キャビン入り）	校内段差解消	1校（2キャビン入り）	障害者トイレ設置	1校（2キャビン入り）	階段手摺設置	1校（2キャビン入り）	スロープ（玄関）設置	1校（2キャビン入り）	自動ドア（昇降口）設置	1校（2キャビン入り）	自動ドア（玄関）設置	1校（2キャビン入り）	近年の高等学校等への入学者多様化を考慮し、校舎改修をより一層推進していく。		教育庁 総務局
エレベーター設置	156校																																																		
校内段差解消	50校																																																		
障害者トイレ設置	181校																																																		
階段手摺設置	185校																																																		
スロープ（昇降口）設置	119校																																																		
スロープ（玄関）設置	120校																																																		
自動ドア（昇降口）設置	55校																																																		
自動ドア（玄関）設置	98校																																																		
エレベーター設置	10校																																																		
校内段差解消	4校																																																		
障害者トイレ設置	10校																																																		
階段手摺設置	9校																																																		
スロープ（昇降口）設置	7校																																																		
スロープ（玄関）設置	8校																																																		
自動ドア（昇降口）設置	4校																																																		
自動ドア（玄関）設置	7校																																																		
エレベーター設置	1校（2キャビン入り）																																																		
校内段差解消	1校（2キャビン入り）																																																		
障害者トイレ設置	1校（2キャビン入り）																																																		
階段手摺設置	1校（2キャビン入り）																																																		
スロープ（玄関）設置	1校（2キャビン入り）																																																		
自動ドア（昇降口）設置	1校（2キャビン入り）																																																		
自動ドア（玄関）設置	1校（2キャビン入り）																																																		

事業 体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
	<p>224 都立特別支援学校の適正な規模と配置</p> <p>東京都特別支援教育推進計画（第二期）に基づき、今後も在籍者数の増加が見込まれる知的障害特別支援学校については、学校の新設や増改築をはじめとして、多様な方法により教育環境の充実を図る。</p> <p>また、知的障害が軽度から中度の生徒を対象とした高等部職能開発科の設置を進める。</p> <p>〔実施主体：東京都教育委員会〕</p>	<p>○東久留米特別支援学校：令和3年度開校</p>	<p>【学校の新築・増改築等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○八王子地区第二特別支援学校(仮称)：平成32年度開校予定</li> <li>○南多摩地区特別支援学校(仮称)：平成36年度開校予定</li> <li>○墨田地区第二特別支援学校(仮称)：(調整中)</li> <li>○北多摩地区特別支援学校(仮称)：(調整中)</li> <li>○あきる野学園：平成35年度供用開始予定</li> <li>○練馬特別支援学校：平成36年度供用開始予定</li> <li>○墨田特別支援学校：平成33年度仮設校舎供用開始予定</li> <li>○立川学園特別支援学校(仮称)：平成33年度開校予定</li> <li>○臨海地区特別支援学校(仮称)：平成31年度開校予定</li> <li>○王子地区特別支援学校(仮称)：平成31年度開校予定</li> <li>○久留米特別支援学校(仮称)：平成33年度開校予定</li> <li>○戸山地区学園特別支援学校(仮称)：平成38年度開校予定</li> <li>○小金井特別支援学校：平成30年度供用開始予定</li> <li>○七生特別支援学校：平成32年度供用開始予定</li> <li>○水元特別支援学校：平成32年度供用開始予定</li> <li>○町田の丘学園：平成35年度供用開始予定</li> <li>○矢口特別支援学校：平成33年度供用開始予定</li> </ul> <p>【職能開発科の設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○江東特別支援学校：平成30年度設置予定</li> <li>○久留米特別支援学校(仮称)：平成33年度設置予定</li> <li>○青鳥特別支援学校：平成35年度設置予定</li> <li>○練馬特別支援学校：平成36年度設置予定</li> <li>○南多摩地区特別支援学校(仮称)：平成36年度設置予定</li> <li>○北多摩地区特別支援学校(仮称)：設置年度調整中)</li> </ul>	○	教育庁

事業 体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
	<p>225 健康教育の充実</p> <p>①摂食指導研修会 都立特別支援学校における食事指導を充実し、児童・生徒の口腔機能の向上を図るとともに、安全で楽しい食事を提供するため、教職員及び学校歯科医を対象に、研修会を実施する。</p> <p>②歯・口の健康づくり推進校 推進校を指定し、特別支援学校における歯・口の健康づくり（むし歯や歯周疾患の予防・口腔機能の発達を促すような取組）を推進する。</p> <p>③歯・口の健康づくり研修会 障害の種類や程度に合わせたきめ細やかな歯科保健指導や摂食指導を行うため、推進校を中心とした実践発表の場等を設け、特別支援学校における歯・口の健康づくりの方向性を示すとともに、各学校の取組のレベルアップを図る。</p> <p>〔実施主体：東京都教育委員会〕</p>	<p>①研修受講教職員 122名 ※2日間で実施（例年4日間）</p> <p>②推進指定期間 3年（令和元～3年度） 推進指定校 2校</p> <p>※新型コロナウイルス感染拡大防止のため規模を縮小する等して実施。</p>	<p>①受講者をさらに拡大し、都立特別支援学校における食事指導を充実させる。</p> <p>②・③推進校を増やし、特別支援学校における歯・口の健康づくりを推進する。</p>		教育庁
	<p>226 都立特別支援学校における医療的ケア整備事業の充実</p> <p>①都立特別支援学校に在籍する常時医療的な配慮を必要とする児童・生徒に対し、安全かつ適切な教育環境を提供する。</p> <p>②学識経験者や保護者代表、指導医等で構成する「医療的ケア運営協議会」及び指導方法の統一や指導医間の連携の促進及び情報ネットワークを充実するための「指導医連絡協議会」を実施する。</p> <p>③障害の重い児童・生徒の医療的ケアに関する知識を習得するとともに、医療的ケアを必要とする児童・生徒の日常の学校生活における健康管理や健康の保持・増進の指導に資する教員研修を充実する。</p> <p>④都立肢体不自由特別支援学校以外の都立特別支援学校において、非常勤看護師を配置し、経管栄養や痰の吸引などの医療的ケアを実施できる体制を整備し、幼児・児童・生徒の安全な教育環境を確保する。</p> <p>⑤都立肢体不自由特別支援学校において、医療的ケアが必要な児童・生徒の学習の機会を拡充するため、専用の通学車両の運行により通学を支援する。</p> <p>〔実施主体：東京都教育委員会〕</p>	<p>引き続き、教諭をはじめ、自立活動教諭、看護師（非常勤看護師含む）、学校介護職員及び寄宿舎指導員を対象に医師等専門家を講師とした医療的ケア研修と、社会福祉士及び介護福祉士法に基づく第三号研修を実施</p> <p>引き続き、医療的ケアが必要な児童・生徒の学習開会の拡充を図るため、安全の確保を第一としながら、専用通学車両を運行</p>	<p>引き続き実施、充実を図る。</p>	○	教育庁

事業 体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
	<p>227 都立特別支援学校における外部専門家の導入</p> <p>①都立肢体不自由特別支援学校において、教員、看護師、学校介護職員（介護の専門家）、外部専門家（理学療法士等）などが連携するチーム・アプローチにより、教員が授業づくりに専念できる体制を整備し、児童・生徒の障害の状態に対応した指導の充実を図る。</p> <p>②都立知的特別支援学校において、児童・生徒の社会的自立に向けた指導の充実と教員の専門性の向上を図るために、外部専門家を導入する。</p> <p>〔実施主体：東京都教育委員会〕</p>	<p>①肢体不自由特別支援学校既存18校に学校介護職員（会計年度任用職員）を配置。</p> <p>②知的障害特別支援学校36校に導入。</p>	<p>①都立肢体不自由特別支援学校全校に学校介護職員（非常勤）を導入する。</p> <p>②都立知的障害特別支援学校の児童・生徒の社会的自立に向けた指導の充実を図る。</p>	○	教育庁
	<p>228 摂食・嚥下機能の障害に応じた給食の提供</p> <p>①形態別調理による給食の提供</p> <p>都立特別支援学校における児童・生徒に対し、摂食・嚥下機能の障害の状態に応じた食形態を提供し、摂食・嚥下機能の向上を図るために、普通食・後期食・中期食・初期食の形態別調理を実施する。</p> <p>②研修会の実施</p> <p>ア 肢体不自由特別支援学校栄養職員対象</p> <p>学校間における形態別調理の格差の解消や学校間の提供内容の情報交換を行うとともに形態別調理の知識を習得することを目的に研修会を実施する。</p> <p>イ 都立学校栄養職員研修</p> <p>肢体不自由特別支援学校以外の学校栄養職員（定時制（夜間）課程含む。）を対象に、摂食・嚥下機能の知識や形態別調理の基本を習得することを目的に研修会を実施する。</p> <p>〔実施主体：東京都教育委員会〕</p>	<p>①形態別料理による給食の提供 18校</p> <p>②研修会受講数 肢体不自由特別支援学校栄養職員 年1回</p> <p>※新型コロナウイルス感染拡大防止のため規模を縮小する等して実施。</p>	<p>②ア 学校間格差の解消及び知識の修得、調理指導技術の充実を図る。</p> <p>②イ 肢体不自由特別支援学校以外の学校栄養職員（定時制（夜間）課程含む。）を対象に、摂食・嚥下機能の知識の向上を図り、肢体不自由特別支援学校以外の特別支援学校における給食の内容の充実を図る。</p>		教育庁

事業 体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
	<p>229 東京都教職員研修センターにおける特別支援教育に関する研修の充実・強化 特別支援教育に関する研修を充実・強化することで、教職員の資質の向上を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都教育委員会〕</p> <p>①専門性向上研修 特別支援教育(8411) 381名 特別支援教育(8412) 194名 特別支援教育(8413) 93名 特別支援教育(8414) 210名 特別支援教育(8415) 188名 特別支援教育(8416) 270名 特別支援教育(8417) 458名</p> <p>②リーダー養成研修 特別支援教育コーディネーターA(3001) 104名 特別支援教育コーディネーターB(3002) 57名 特別支援教育コーディネーターC(3003) 35名</p> <p>○教育管理職候補者研修 ・指導主任用時研修 (1101)106名 ・教育管理職候補者BⅡ研修 (1121)350名 ・教育管理職候補者C研修 (1131)31名</p>		<p>①特別支援教育担当教員等の専門性の向上のための研修及び指定研修を実施する。</p> <p>②特別支援教育コーディネーターの養成・育成に関する研修を実施する。</p>	○	教育庁
	<p>230 東京都教育委員会研究推進団体事業 東京都教育委員会は、東京都教育団体が認定した団体に対し、東京都教育委員会の教育目標を踏まえ、教員の教科等の専門性を育成するため研究団体の研究活動の促進、支援及び研究成果の普及活動を行っている。（東京都教育委員会研究推進団体事業実施要項要項第1条）</p> <p>①研究活動促進のため、研究会へ参加する都立学校の受講生は研修出張、講師は出張とする。（東京都教育委員会研究推進団体事業実施要項要項第9条）</p> <p>②研究成果普及のため、賞賜金を支給する。（東京都教育委員会研究団体設置要綱8条）</p> <p>③研究活動支援のため、計画研究会の開催通知を教職員研修センターのホームページに掲載するとともに教職員研修センター研修室（平日夜間及び土曜日）を提供する。（東京都教職員研修センター研修室の学校教育に係る研究団体等の使用に関する管理運営要綱）</p>	<p>東京都教育委員会研究推進団体として認定した139団体に対し各支援を実施した。</p> <p>①研究活動の促進支援 139団体 ②研究成果普及支援 68団体 ③研究活動支援 67団体</p>	<p>東京都の教員が組織する教科等の研究団体による教育に関する研究成果を都の全ての教員が共有できるよう、普及事業を実施し、教員の教科等の専門性に関する資質・能力を向上する。</p>		教育庁

事業体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
	<p>(再掲) 24 特別支援教育の理解啓発の推進</p> <p>障害のある児童・生徒等が地域の人々に働きかけ、情報の発信をし、自らの考えを発表し、主張する場を設定することを通じて、障害のある児童・生徒等一人ひとりが地域社会で自立できる力を培うとともに、広く都民に対して特別支援教育の理解啓発を行う。</p> <p>〔実施主体：東京都教育委員会〕</p>	<p>新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止</p>	継続して実施する。		教育庁
	<p>231 私立特別支援学校等における特別支援教育への助成</p> <p>私立学校における特別支援教育の振興を図るため、私立特別支援学校、特別支援学級を置く私立小中学校、障害のある幼児・生徒が在籍する私立幼稚園及び私立専修学校高等課程の設置者に対して助成する。</p> <p>①私立特別支援学校等経常費補助 ②私立幼稚園特別支援教育事業費補助 ③私立専修学校特別支援教育事業費補助</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>①の対象校 特別支援学校 4校 小中学校 2校 幼稚園 222園</p> <p>②の対象校 幼稚園 137園</p> <p>③の対象校 専修学校高等課程 4校</p>	継続して実施する。		生活文化局
	<p>(再掲) 73 私立学校における学校施設のバリアフリー化への支援 (目的)</p> <p>私立学校で行う校舎等の施設設備の整備が「福祉のまちづくり条例施行規則」の整備基準に合致するよう、公益財団法人東京都私学財団に対して補助を行い、間接的に私立学校の利子負担を軽減する。</p> <p>（事業内容）</p> <p>公益財団法人東京都私学財団が行う低利での融資事業「私立学校振興資金融資事業」の中で、手すり、スロープの設置等「福祉のまちづくり事業」を推進する施設設備を対象とした融資を行う。（融資限度額 1件10億円）</p> <p>東京都は当財団が当該融資に必要な資金を金融機関から借り入れた場合、当該原資に対して一定の利子補給を行う。</p> <p>〔実施主体：東京都、公益財団法人東京都私学財団〕</p>	<p>特定事業利率 上限1.000% なお、当該特定事業利率は、市中金融機関等における利率等を勘案して設定</p> <p>（福祉のまちづくり事業は、特定事業に含まれる。）</p>	継続して実施する。		生活文化局

事業体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
<b>3 職業的自立に向けた職業教育の充実</b>					
	<p>232 特別支援学校における就労支援 都立特別支援学校生徒の自立と社会参加をを目指し、都立特別支援学校を卒業する生徒の一層の企業就労を促進するため、次の事業を展開していく。</p> <p>①民間の活力による企業開拓等 民間の活力を導入し、産業現場等における実習先や雇用先の開拓及び確保を行うとともに、高等部を設置する都立特別支援学校において開拓した企業情報を活用し、就労支援体制の充実を図る。</p> <p>②企業向けセミナーの実施 企業に対し、障害者雇用への理解啓発、雇用、就業体験の受け入れの協力を求めるため、セミナーを実施する。</p> <p>〔実施主体：東京都教育委員会〕</p>	<p>①就労支援アドバイザー 31人</p> <p>②新型コロナウイルス感染拡大防止のため休止</p>	都立特別支援学校生徒の職業的自立と社会参加を促進していく。	○	教育庁
	<p>233 高等部職能開発科の設置 知的障害が軽度から中度の生徒を対象とした高等部職能開発科を設置する。</p> <p>〔実施主体：東京都教育委員会〕</p>	令和3年度久留米特別支援学校（仮称）職能開発科設置に向けた準備	高等部に在籍する生徒の就労実現に向けた基礎的な職業教育を行う職能開発科を設置する。	○	教育庁

事業体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
<b>施策目標IV いきいきと働く社会の実現</b>					
	<b>1 一般就労に向けた支援の充実・強化</b>				
	<b>(1) 就労支援機関による支援の充実</b>				
	<p>234 区市町村障害者就労支援事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業を含む） 障害者の一般就労の機会を広げるとともに、障害者が安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に提供する就労支援機関を設置する。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	<p>51区市町で実施 地域開拓促進コーディネーター 44区市町に設置</p>	事業の推進を図る。	○	福祉保健局
	<p>235 障害者就業・生活支援センター事業（東京都地域生活支援事業） 障害者雇用促進法に基づき、障害者の職業生活における自立を図るため、福祉部門と雇用部門の連携により、生活面の支援と就業面の支援を一体的・継続的に行う「障害者就業・生活支援センター」を設置し、運営を支援している。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>6か所指定</p>	事業の推進を図る。	○	産業労働局 福祉保健局
	<p>236 障害者就労支援体制レベルアップ事業（従事者研修） 区市町村障害者就労支援センターのコーディネーターや就労移行支援事業所の支援員等を対象に、障害者の就労支援を行う上で必要な知識・情報、技術、コミュニケーション能力の習得に資する体系的な研修を行い、就労支援に従事する人材の資質・能力の向上を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>171名 3日間×3回</p>	研修の実施を通じて、従事者の資質・能力向上を図る。	○	福祉保健局
	<p>237 就労支援・定着支援等スキル向上事業 就労支援機関等を対象に、障害者を雇用しようとする企業へのアプローチ・マッチング等のスキルを付与するための実践的な研修や、就労定着支援事業所の定着支援スキルを向上する研修を実施することで、就労支援機関等の支援力の向上を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>○マッチングスキル等向上研修 1回実施 ○定着支援研修 1回実施</p>	研修の実施を通じて、就労支援機関等の職員の資質・能力向上を図る。	○	福祉保健局
	<p>238 精神障害者就労定着連携促進事業 就労移行支援事業所等に対し医療機関との情報交換技術向上のための研修を実施するとともに、精神障害者就労定着支援連絡会の設置や、医療機関・就労移行支援事業所・企業等が連携して就労支援を行うモデル事業の実施により、精神障害者の就労定着支援の充実を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>○研修事業 1日×年1回実施 ○精神障害者就労定着支援連絡会事業 年6回実施 ○医療機関・就労支援機関連携モデル事業</p>	精神障害者の就労及び安定的な就労継続に向け、企業・医療機関・就労支援機関の連携強化を図る。	○	福祉保健局

事業体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
<b>(2) 関係機関の連携強化</b>					
	<p>239 東京都障害者就労支援協議会 障害者雇用の拡大を目指し、関係各局による従来の取組に加え、府内各局、関係機関、企業及び経済団体を含めた協議の場を設け、各関係機関が連携を図りながら障害者の企業就労を促進する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	2回開催	「首都TOKYO障害者就労支援行動宣言」（平成20年11月策定）の具体化に向けて協議を重ねていく。	○	福祉保健局 産業労働局
	<p>(再掲) 238 精神障害者就労定着連携促進事業 就労移行支援事業所等に対し医療機関との情報交換技術向上のための研修を実施するとともに、精神障害者就労定着支援連絡会の設置や、医療機関・就労移行支援事業所・企業等が連携して就労支援を行うモデル事業の実施により、精神障害者の就労定着支援の充実を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	○研修事業 1日×年1回実施  ○精神障害者就労定着支援連絡会事業 年6回実施  ○医療機関・就労支援機関連携モデル事業	精神障害者の就労及び安定的な就労継続に向け、企業・医療機関・就労支援機関の連携強化を図る。	○	福祉保健局
<b>(3) 雇用の場と機会の提供</b>					
	<p>240 障害者雇用率3%の確保 障害者がその適性と能力に応じて公務に就く機会を保障するとともに、企業等に対する指導的役割を果たすため、障害者を対象とする採用選考を実施するなど、3%の雇用率を達成するよう計画的な雇用の促進に努める。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	(令和2年6月1日現在) 障害者雇用率  (知事部局) 2.81%	都全体として雇用率3%を達成できるよう努める。		総務局
	<p>241 「東京チャレンジオフィス」等の運営 知的障害者・精神障害者の雇用機会の拡大を目指し、都庁におけるチャレンジ雇用を推進する。（臨時職員・非常勤職員雇用） また教育庁において、障害者雇用を一層推進するため、働く意欲と能力を有する障害者を教育事務サポート（仮称）として雇用するとともに、インストラクターを配置するなど安心して働ける労働環境を整備する。</p> <p>〔実施主体：東京都、東京都教育委員会〕</p>	○非常勤職員 1年間 107人雇用 (福祉保健局20人、産業労働局1人、教育庁86人)	事業の推進を図る。	○ (一部該当)	福祉保健局 産業労働局 教育庁
	<p>242 障害者による地域緑化推進事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業） 区市町村が、障害者就労支援の一環として、公園等の公共空間における植栽や屋上緑化など、都内の緑を創出する事業に取り組むことを支援する。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	8区市町村で実施	事業の推進を図る。		福祉保健局

事業 体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
	<b>(4) 多様な職業訓練・職場実習の機会の提供</b>				
	243 東京障害者職業能力開発校における障害者職業訓練の実施 職業能力開発センターで訓練を受けることが困難な身体障害者、精神障害者、発達障害者及び知的障害者の職業訓練を実施する。 〔実施主体：東京都〕	求職者訓練 年間定員 260名 在職者訓練 年間定員 40名	訓練科目の見直し、新規科目の開発など、訓練内容等の充実を図る。	○ (一部該当)	産業労働局
	244 障害者職業訓練の地域展開 身近な地域での受講機会の拡大を図るために、一般の職業能力開発センターにおいて障害者を対象とした訓練科目を実施する。 〔実施主体：東京都〕	城東職業能力開発センター 年間定員 20名  城南職業能力開発センター 年間定員 20名  中央・城北職業能力開発センター板橋校 年間定員 20名	一般の職業能力開発センターにおいて障害者を対象とした訓練科目を設定する。		産業労働局
	245 障害者の態様に応じた多様な委託訓練の実施 雇用・就業を希望する障害者の増大に対応し、多様な委託先を活用した委託訓練を実施し、身近な地域での障害者の職業訓練機会の拡充を図り、障害者の雇用促進に資する。  ①知識・技能習得コース 民間教育機関を活用し、知識・技能習得を目的として職業能力の開発・向上を図る3か月以内の訓練  ②実践能力習得訓練コース 企業等の現場を活用し、職業実習による実践的な職業能力の開発・向上を図る3か月以内の訓練  ③e-ラーニングコース IT技術を活用した遠隔地教育により、IT技術の習得を図る4か月以内の訓練 〔実施主体：東京都、公益財団法人東京しごと財団〕	①知識・技能習得コース 定員470名  ②実践能力習得訓練コース 定員200名  ③e-ラーニングコース 定員30名  ①～③合計 定員700名	雇用就業を希望する障害者の増大に対応し、事業の充実を図るとともに、就職者数の増加に努める。		産業労働局
	246 都庁内等での職場実習の機会の提供 一般就労を希望する障害者の就職準備の一環として、都庁内等の職場での事務系職種の体験実習の機会を提供する。 〔実施主体：東京都、東京都教育委員会〕	(産業労働局) 実習生 0人 実習延日数 0日  (教育庁) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	継続して実施する。	○	産業労働局 教育庁

事業体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
	<p>247 精神障害者社会適応訓練事業 精神障害者の回復途上者で就労が困難なものに対し、障害を軽減させ職場適応を促すため、実際の職場において生活指導及び社会適応訓練を行う。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	訓練延日数 366日	継続して実施する。		福祉 保健局
	<p>248 重度身体障害者在宅パソコン講習事業 在宅の重度身体障害者を対象にインターネット等を利用して在宅のままでプログラミングの技術を習得させることにより、パソコンを利用したコミュニケーションや在宅就労の機会を提供するなど、在宅の重度身体障害者の社会参加の促進を図る。</p> <p>〔実施主体：社会福祉法人〕</p>	受講者数 10人 (1年目 7人、2年目 3人)	継続して実施する。		福祉 保健局

#### (5) 雇用促進に向けた企業への支援策

249 総合コーディネート事業 障害者を就業に結び付けるコーディネート機能の充実・強化を図り、普及啓発のためのセミナーから、中小企業等の人事担当者に対する障害者雇用に必要な知識やノウハウ等の提供、精神障害者を初めて雇用する中小企業等に対して、雇用前の環境整備から雇用後の管理に関する一貫した支援など各種支援事業を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>就業総合相談会：2回実施</li> <li>企業向けセミナー：2回実施</li> <li>特例子会社向けセミナー：1回実施</li> <li>保護者向けセミナー：2回実施</li> <li>医療機関向けセミナー：1回</li> <li>職場体験実習生への保険料補助：1,749件</li> <li>職場体験実習面談会：7回実施</li> <li>ミニ面談会：3回実施</li> <li>支援機関との意見交換会：2回実施</li> <li>情報発信関係事業 パネル展示：1か月間</li> <li>障害者就活セミナー：7回実施</li> <li>障害者雇用実務講座：5回実施</li> <li>障害者雇用ナビゲート事業：年43社支援</li> <li>障害者就業支援情報コーナーによる情報提供</li> </ul>	障害者を就業に結び付けるコーディネート機能を担う機関として、一般就労に向けた相談・支援の充実・強化を図る。	○ (一部該当)	産業 労働局
250 障害者の就業促進に関する意識啓発等 障害者の雇用や就業の促進を図るために、商工団体、企業、国、区市町村等と意見交換や企業見学会を行うとともに、福祉部門、教育部門と連携して障害者雇用の普及啓発を目的としたセミナーを開催する。 また、障害者雇用に関する支援制度や地域の関係機関を横断的に紹介する啓発用ハンドブックをわかりやすく作成し、ハローワーク、区市町村などを通じて事業主等に配布する。 さらに、障害者を多数雇用している中小企業を登録して、都のホームページ等で紹介し、その取組を都が広く周知することにより、障害者の積極的な雇用について普及啓発する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京労働局、福祉保健局、地域就労支援機関との連絡会議開催</li> </ul> <p>現場の見学・普及啓発セミナーについては新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催中止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障害者雇用促進啓発用冊子「障害者雇用促進ハンドブック」を作成 30,000部</li> </ul>	事業主等の障害者雇用への理解と意識の向上を図り、障害者雇用の推進及び雇用の安定を図る。		産業 労働局

事業 体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
	<p>251 第三セクター方式による重度障害者雇用モデル企業の育成 都が出資する第三セクター企業を育成指導するとともに、一般企業に特例子会社制度や障害者多数雇用の取組が広く普及するよう、周知・啓発を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	既設企業の育成・指導	モデル企業の周知・啓発を図り、特例子会社制度の普及や障害者雇用の拡大を図る。		産業労働局
	<p>252 東京ジョブコーチ支援事業 国に準じたジョブコーチを独自に養成し、初めて障害者を雇用する中小企業などにジョブコーチが出向いて職場定着支援を行うことにより、障害者雇用の促進を図る。 職場定着支援は公益財団法人東京しごと財団が民間団体に委託して実施する。</p> <p>〔実施主体：公益財団法人東京しごと財団〕</p>	<p>ジョブコーチ数 80名 (令和2年度末時点)</p> <p>支援件数 640件</p> <p>稼働延べ日数 4,927日</p>	都が国に準じたジョブコーチを独自に養成し、初めて障害者を雇用する中小企業などに職場定着支援を行うことにより、障害者雇用の促進を図る。	○	産業労働局
	<p>253 東京都中小企業障害者雇用支援助成金 大企業と比べて障害者雇用が進んでいない都内中小企業に対し、障害者雇用の拡大と職場定着の一層の促進を図るため、助成金を支給する。 また、障害者雇用巡回相談員が、助成対象企業への巡回訪問・相談を行う。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>支給決定件数 543件</p> <p>訪問相談件数 523件</p>	国の特定求職者雇用開発助成金に引き続いて都が資金助成をすることにより、障害者雇用率が低迷している中小企業における障害者雇用を促進するとともに、その職場定着を図る。	○	産業労働局
	<p>254 中小企業のための障害者雇用支援フェア 障害者雇用の進んでいない中小企業に対して障害者雇用に係る支援制度・支援機関等を総合的に紹介し理解を深めるためのフェア（イベント）を開催し、中小企業事業主の障害者雇用を推進させる。</p> <p>（内容）            • 雇用相談コーナー・支援機関紹介コーナー、資料展示・配布コーナー等の設置            • 障害者雇用の法制度、就労支援機関の支援事例、企業の雇用事例等を紹介するセミナーの開催 等            • 障害者雇用の特色ある優れた取組を行う企業の表彰式の同時開催等</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催中止	中小企業を対象に障害者雇用に係る支援制度、支援機関を紹介し障害者雇用についての理解を深めてもらい中小企業における障害者雇用の推進を図る。	○	産業労働局

事業体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
	<p>255 企業見学支援事業 中小企業等に対して、障害者が職場で働くイメージの構築に向けて、障害者雇用に先行して取り組む企業等の事例を提供することを目的として、年間を通じて随時企業見学先の提供を行う。</p> <p>＜企業見学先の提供対象＞ ・障害者雇用未経験等の中小企業等の人事担当者 ・一般就労を目指す障害者及びその就労支援機関支援員</p> <p>〔実施主体：公益財団法人東京しごと財団〕</p>	見学参加者 364人	中小企業に対する障害者雇用を支援する。	○	産業労働局
	<p>256 障害者安定雇用奨励事業 障害者の正規・無期雇用での雇入れ・転換などを実施する事業主に対し奨励金を支給することにより、障害者の安定雇用を促進する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	支給件数 217件	障害者の正規・無期雇用での雇入れ・転換などを実施する事業主に対し奨励金を支給することにより、障害者の安定雇用と待遇改善の推進を図る。	○	産業労働局
	<p>257 障害者雇用の特色ある優れた取組を行う企業の顕彰制度 ソーシャルファームの観点に合致する、障害者雇用の特色ある優れた取組を行っている企業を顕彰すると共に、好事例を発信し、障害者が職場でいきいきと活躍する環境を整備する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	障害者雇用優良取組企業 2件	障害者雇用の特色ある優れた取組を行っている企業を顕彰すると共に、好事例を発信することにより、障害者が職場でいきいきと活躍する環境を整備する。	○	産業労働局
	<p>258 障害者雇用促進支援事業 ビジネスとの両立を図りながら障害者雇用の拡大等に取組む企業に経営面・雇用環境面からの支援を行う。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	支援企業 4社	障害者雇用の拡大等に取組む企業に対し、経営面・雇用環境面からの支援を行うことにより、障害者雇用の促進と働きやすい環境づくりの整備を図る。	○	産業労働局
	<p>259 職場内障害者サポーター事業 障害者の職場定着を推進するため、都内企業の人事担当者や受け入れ予定職場の社員に対し、障害者支援のノウハウが学べる養成講座を実施するとともに、一定の条件を満たした企業には奨励金を支給することで職場内障害者サポーターを養成する。</p> <p>〔実施主体：東京しごと財団〕</p>	養成講座 受講者 331名	企業内に職場内障害者サポーターを養成して、障害者の雇用促進と職場定着の推進を図る。	○	産業労働局
	<p>260 中小企業障害者雇用応援連携事業 東京都、国（労働局、ハローワーク）、東京しごと財団、都内の障害者就労支援機関が連携し、都内の障害者就労支援機関に配置された障害者雇用支援員が、雇用率未達成の中小企業に対して計画的に個別訪問し、障害者雇用に関する情報提供、相談対応、求人開拓等を実施する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	支援企業数 新規訪問企業699社 延べ訪問件数1,049件	中小企業に対する障害者雇用を支援する。	○	産業労働局

事業体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
<b>2 福祉施設における就労支援の充実・強化</b>					
	261 工賃アップセミナー事業 福祉施設の工賃水準を向上するため、施設職員の経営意識と利用者のモチベーションを高める研修を実施することにより、工賃向上に向けた気運を醸成する。  〔実施主体：東京都〕	工賃アップセミナーの実施	作業所等の利用者の工賃アップと就労意欲の向上を図る。	○	福 祉 保 健 局
	262 受注促進・工賃向上設備整備費補助事業 (目的) 受注機会の増大及び工賃向上を目的とした生産設備の整備に対する補助を行い、福祉施設で就労する障害者の自立を促進する。  (内容) ①対象施設…就労継続支援B型事業所 ②補助率…補助対象経費の1/2  〔実施主体：東京都〕	補助実績 2件	事業の推進を図る。	○	福 祉 保 健 局
	263 区市町村ネットワークによる共同受注体制の構築 共同受注を推進する協議会を設置し、共同受注体制の構築や新たな民需及び官公需の開拓等を行うことで、障害者就労施設における受注機会の拡大と工賃向上を図る。  〔実施主体：東京都〕	○会議について 全体会議2回 ワーキンググループ4回 計6回の会議の実施  ○ネットワークについて 都内28ネットワーク中、24ネットワークが参加し、その他、3区市もネットワーク構築に取り組んだ。	共同受注体制を構築することで、障害者就労施設の受注機会の拡大及び工賃アップの実現を図る。	○	福 祉 保 健 局
	264 福祉・トライアルショップの展開 福祉施設の商品を扱うトライアルショップ「KURUMIRU（くるみる）」を安定して運営することにより、就労継続支援B型事業所における自主製品の販路拡大及び工賃向上を図る。  〔実施主体：東京都〕	B型事業所の自主製品を販売するショップ「KURUMIRU」を運営 ・都庁を含む3か所で運営	事業の推進を図る。  (規模) 区部 2か所 多摩 1か所	○	福 祉 保 健 局
	265 経営コンサルタント派遣等事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業） 都内における作業所等の利用者の工賃アップ、就労意欲の向上を目的として、区市町村が意欲ある事業所に対して経営コンサルタントを派遣する経費、及び事業所が工賃アップに取り組むために必要な経費を補助する。  〔実施主体：区市町村〕	4区で実施	作業所等の利用者の工賃アップと就労意欲の向上を図る。	○	福 祉 保 健 局

事業 体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
	<p>266 作業所等経営ネットワーク支援事業 (障害者施策推進区市町村包括補助事業) 作業所等の利用者の工賃アップや就労意欲の向上を図ることを目的として、区市町村が地域の複数の作業所等によるネットワークを構築して、受注先開拓、共同受注、共同商品開発、製品の販路拡大等の活動に取り組む場合に補助を行う。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	18区市で実施	作業所等の利用者の工賃アップと就労意欲の向上を図る。		福祉 保健局
	<p>(再掲) 99 日中活動の場（通所施設等）の整備・運営の支援（障害者施策推進区市町村包括補助事業を含む） 特別支援学校の卒業生等の利用希望に応えるため、多様な日中活動の場（通所施設等）を確保し、必要な支援を提供する。            ①生活介護            ②自立訓練（機能訓練・生活訓練）            ③就労移行支援            ④就労継続支援（A型・B型）</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p> <p>「3か年プラン」に係る整備費補助            ・施設整備費：設置者（社会福祉法人等）負担の1/2を特別助成する。ただし、利用者の高齢化、障害の重度化、医療的ケアに対応するもの及び地域生活支援の拠点となるものに限る。            ・重度化等に対応した地域生活基盤の整備に対して、補助基準額に上乗せする加算を実施する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	定員53,094人 （生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の合計） ※障害者支援施設における日中活動系サービスを含む。 ※児童福祉施設における生活介護等を除く。  「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」の推進  令和2年度 1,299人 （重症心身障害児（者）通所分75人を含む。施設整備補助はうち40人。）	「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」の推進  平成30年度～令和2年度 6,000人 （重症心身障害児（者）通所分150人を含む。）	○	福祉 保健局
	<p>267 就労継続支援A型事業所経営適正化事業 就労継続支援A型事業所に対し、都内事業所の経営に関する好事例の普及啓発、経営改善セミナーの実施やアドバイザーの派遣等により、企業的経営手法の導入を図ることで、収益性向上や業務の効率化等適正な事業所運営に向けた取組を支援する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全てオンラインで開催</li> <li>・経営改善セミナー 35名参加</li> <li>・経営改善アドバイザーの派遣 7か所</li> <li>・経営改善フォローアップ対象事業所 21か所</li> </ul>	都内就労継続支援A型事業所における運営の適正化を図る。	○	福祉 保健局

事業体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
<b>施策目標V サービスを担う人材の養成・確保</b>					
1 障害福祉サービス等を担う福祉人材の確保・育成・定着への取組の充実					
(1) 普及啓発の実施					
	<p>268 将来に向けた人材育成・活用プロジェクト事業</p> <p>①東京都福祉人材センター多摩支所の運営 多摩地域の求人求職あっせんを行うとともに、学校等へのアウトリーチなどにより、新規求人・求職者の開拓を行う。</p> <p>②次世代の介護人材確保事業 次世代を担う中高生等を対象に、学校訪問セミナーや職場体験を開催し、福祉の仕事に関する興味関心を高めていく。</p> <p>③人材定着・離職防止相談支援事業 社会福祉従事者の様々な悩み・不安の相談を受け付ける横断的な相談窓口を設置し、離職防止等を図る。</p> <p>④事業所に対する育成支援事業 小・中規模の事業所における職場研修の実施を支援するため、講師派遣や研修アドバイザーによる相談・助言を行う。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>①来所者 1,929人 新規求職者 1,271名 紹介による就職者 71名</p> <p>②参加者数 学校訪問セミナー 2,703名 職場体験 中止</p> <p>③相談者数 福祉の仕事相談 1,296名 こころスッキリ相談 791名</p> <p>④</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 登録講師派遣事業 講師派遣(研修実施)数 314件</li> <li>• 研修実施サポート事業 相談件数 2件</li> </ul>	福祉人材の確保・育成・定着を推進する。	○	福祉保健局
	<p>269 福祉人材センターの運営 福祉分野における無料職業紹介事業を始め、大規模合同就職説明会の開催や、勤務条件等について一定の基準を満たした法人が連携して合同で採用・研修・人事交流を行う福祉人材確保ネットワーク事業等、福祉人材確保のための様々な取組を行っている。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>新規求人数 18,189名 新規求職者数 5,160名 就職者数 1,615名</p>	福祉人材の確保・育成・定着を推進する。	○	福祉保健局

事業体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
	<p>270 福祉の仕事イメージアップキャンペーン</p> <p>福祉人材の確保を図るために、若年層を中心とした幅広い世代に福祉の仕事の魅力を発信する普及啓発キャンペーンを実施する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>TrueView広告、都内主要駅や街頭大型ビジョンでのイメージアップ動画の放映</li> <li>冊子、リーフレットを作成し、冊子は都内全中学2年生（約120,000部）リーフレットは都内全大学（約37,000部）及び就活イベント（10,000部）で配布</li> <li>スマートフォン版Yahoo!Japanトップページでのバナー広告</li> <li>TOKYO福祉のお仕事アンバサダー事務局Twitterアカウントでの定期的な情報発信</li> </ul>	<p>福祉業界のイメージアップを図るとともに、キャンペーンの主な対象者を様々な就労支援に結び付けることで、福祉人材の確保に資する。</p>	○	福祉保健局
<b>(2) 就職、定着支援</b>					
	<p>271 福祉人材総合支援事業</p> <p>福祉事業者、職能団体、養成施設、就労支援機関、区市町村等行政機関などが参画する東京都福祉人材対策推進機構において、福祉人材の掘り起こしから育成、定着までを総合的に支援する。また、福祉職場に関心のある方に、東京都福祉人材情報バンクシステム「ふくむすび」（Webサイト）への登録を促し、福祉事業者の職員募集や職場環境等に関する情報、都・区市町村の資格取得等に関する支援策や研修・イベント等の情報を発信する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>令和元年度に、①「東京都福祉人材対策推進機構の運営」と②「東京都福祉人材情報バンクシステムによる情報発信」の2事業に分割</p> <p>①運営協議会や専門部会における、人材確保等に関する検討の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>運営協議会：6月30日（書面開催）</li> </ul> <p>②「ふくむすび」による、福祉事業所の職員募集や職場環境等に関する情報、都・区市町村の資格取得等に関する支援策や研修・イベント等の情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>アクセス件数 TOPページ：117,943件 全コンテンツ：655,982件</li> </ul>	<p>福祉人材の掘り起こしから育成、定着までを総合的に支援する。</p>	○	福祉保健局
	<p>（再掲）201 障害福祉サービス等職員宿舎借り上げ支援事業</p> <p>職員住宅の借り上げを支援することで、福祉・介護人材の確保定着を図るとともに、施設による防災の取組を計画的に進め、地域の福祉避難所等として、災害時の迅速な対応を推進する。</p> <p>〔実施主体：公益財団法人東京都福祉保健財団〕</p>	106戸（継続73戸、新規33戸）	事業の推進を図る。	○	福祉保健局
	<p>272 働きやすい福祉・介護の職場宣言情報公表事業</p> <p>人材育成、キャリアパス、ライフ・ワーク・バランス等、働きやすさの指標となる項目を明示した「働きやすい福祉の職場ガイドライン」を策定し、これを踏まえた職場づくりに取り組み、「働きやすい福祉の職場宣言」を行う事業所の情報を公表することで、働きやすい事業所の「見える化」を促進し、福祉人材の確保を推進するとともに、福祉業界全体の職場環境の向上を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請数 新規：45法人・248事業所</li> <li>公表数 新規：245事業所</li> </ul>	<p>高齢・児童・障害分野の福祉事業所における人材確保を推進するとともに、福祉業界全体の職場環境を向上させる。</p>	○	福祉保健局

事業 体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
<b>(3) 障害特性に応じた支援を提供できる人材の養成・確保</b>					
	<p>273 介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業 在宅や障害者施設等において、適切にたんの吸引等の医療的ケアを行うことができる介護職員等を養成するとともに、たんの吸引等の業務を行う事業者及び従業者の登録等を実施し、医療関係者との連携の下で安全に、たんの吸引等の提供ができる体制を整備する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>研修修了者 1,085組</p>	<p>事業の推進を図る。</p>		福祉 保健局
	<p>(再掲) 215 医療的ケア児訪問看護推進モデル事業 訪問看護ステーションに対して同行訪問等の研修や運営相談を行うモデル事業を実施することで、医療的ケアを必要とする障害児の訪問看護に対応する訪問看護ステーションの拡大を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同行訪問 参加者 0名 延訪問件数 0件</li> <li>・業務連絡会 2回 参加者 178名</li> <li>・運営相談 9件</li> </ul>	<p>事業の推進を図る。</p>	○	福祉 保健局
	<p>(再掲) 219 小児等在宅医療推進研修事業 小児の在宅医療に関する研修を実施することで、小児等在宅医療を担う人材の育成・確保を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎編 1回（9月）95人</li> <li>・実践編（同行訪問） 21人</li> </ul>	<p>小児等在宅医療を担う人材を育成・確保する。</p>		福祉 保健局
	<p>(再掲) 220 小児等在宅医療推進事業 (区市町村在宅療養推進事業) 区市町村が地域の実情に応じて実施する小児等在宅医療の提供体制の整備にあたり、関係各部署、関係職種及び関係機関と連携して実施する取組等を支援する。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	6区市	<p>地域の実情に応じた小児等在宅医療の提供体制を整備する。</p>		福祉 保健局
	<p>274 強度行動障害支援者養成研修（東京都地域生活支援促進事業） 強度行動障害を有する者等に対し、適切な支援を行う職員等の人材育成を進める。</p> <p>①強度行動障害支援者養成研修（基礎研修） ②強度行動障害支援者養成研修（実践研修）</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>研修修了者 ①428人 ②176人</p>	<p>事業の推進を図る。</p>		福祉 保健局

事業 体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
	<p>(再掲) 107 相談支援従事者研修（東京都地域生活支援事業）</p> <p>障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要なサービスの総合的かつ計画的な利用支援等のため、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画を作成する相談支援専門員の養成及び資質の向上を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>①東京都            • 初任者研修 1回            • 現任研修 中止            • 主任研修 1回            • 専門コース別研修 中止</p> <p>②指定研修事業者            • 初任者研修 1回            • 現任研修 0回</p>	今後の需要に的確に対応できるよう、着実に養成を図る。		福祉 保健局
	<p>275 サービス管理責任者研修（東京都地域生活支援事業）</p> <p>障害者総合支援法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスの質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者の養成を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>研修修了者            • 基礎研修 1,192人            • 更新研修 821人            • 専門コース別研修 84人</p>	今後の需要に的確に対応できるよう、着実に養成を図る。		福祉 保健局
	<p>276 障害支援区分認定調査員等研修（東京都地域生活支援事業）</p> <p>自立支援給付に係る障害支援区分調査及び市町村審査会における審査判定業務に際して、全国一律の基準に基づき、障害支援区分認定における客観的かつ公平・公正な調査及び審査判定等を実施するために必要な知識、技術を習得及び向上させる。</p> <p>①障害支援区分認定調査員研修            ②市町村審査会委員研修            ③主治医研修</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>研修修了者            ①123人            ②中止            ③179人</p>	今後の需要に的確に対応できるよう、着実に養成を図る。		福祉 保健局
	<p>277 グループホーム従事者人材育成支援事業</p> <p>グループホーム従事者に対し、適切な支援等の研修を実施することで、虐待防止とサービスの質の向上を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>基礎研修の教材改訂、講師養成（6名）及び実施（全4回）</p> <p>専門研修の教材作成、講師養成（4名）及び実施（全2回）</p>	事業の推進を図る。	○	福祉 保健局

事業 体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
	<p>278 ホームヘルパー養成研修事業</p> <p>①重度訪問介護従業者養成研修 重度の肢体不自由者であって、常時介護を要する障害者等に対する入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに外出時における移動中の介護に関する知識及び技術を有する重度訪問従業者の養成</p> <p>②同行援護従業者養成研修 視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対して、外出時に、当該障害者等に同行して、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者が外出する際に必要な援助に関する一般的な知識及び技術を有する同行援護従業者の養成</p> <p>③行動援護従業者養成研修 知的障害又は精神障害により、行動上著しい困難を有する障害者で常時介護を有する者に対する行動時の危険回避の援護、外出時の移動中の介護等に関する知識及び技術を有する行動援護従業者の養成</p> <p>④居宅介護職員初任者研修（平成25年度新設） 障害者（児）の多様化するニーズに対応した専門的な知識・技術を有する居宅介護職員の養成</p> <p>⑤居宅介護従業者基礎研修（平成25年度新設） 障害者（児）の多様化するニーズに対応した基礎的な知識・技術を有する居宅介護従業者の養成</p> <p>〔実施主体：区市町村、民間養成事業者〕</p>	<p>①研修修了者 1,203人</p> <p>②研修修了者 1,341人</p> <p>③研修修了者 649人</p> <p>④研修修了者 0人</p> <p>⑤研修修了者 8人</p>	今後の需要に的確に対応できるよう、着実に養成を図る。		福祉 保健局
	<p>279 難病患者ホームヘルパー養成研修 難病患者等の多様なニーズに対応した適切なホームヘルプサービスを提供するため、既存のヘルパー研修を修了（履修中を含む。）した者（及び介護福祉士）に対し、都が指定する民間団体等の研修により、必要な知識や技能の習得を図る。</p> <p>〔実施主体：民間養成事業者〕</p>	養成研修修了者 累計 91人	継続して実施する。		福祉 保健局

事業 体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
	<p>280 ガイドヘルパー養成研修事業</p> <p>①視覚障害者移動支援従業者養成研修 　視覚障害者（児）の外出時の移動の介護に関する知識及び技術を有する移動介護従業者の養成</p> <p>②全身性障害者移動支援従業者養成研修 　全身性の障害者（児）の外出時の移動の介護に関する知識及び技術を有する移動介護従業者の養成</p> <p>③知的障害者移動支援従業者養成研修 　知的障害者（児）の移動の介護に関する知識及び技術を有する移動介護従業者の養成</p> <p>〔実施主体：区市町村・民間養成事業者〕</p>	<p>①研修修了者 　0人</p> <p>②研修修了者 　146人</p> <p>③研修修了者 　698人</p>	今後の需要に的確に対応できるよう、着実に養成を図る。		福 祉 保 健 局
	<p>281 職業能力開発センターにおける介護従事者等の養成</p> <p>　福祉サービス需要の高度化・多様化に対応するために、職業能力開発センターの「介護サービス科」等を充実し、介護従事者の確保と資質の向上を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>6校 年間定員 360名</p>	職業能力開発センターにおける介護従事者養成の訓練内容の充実を図る。		産 業 労 働 局
	<p>282 現任障害福祉サービス等職員資格取得支援事業</p> <p>　障害福祉サービス事業所等で働く職員が、国家資格を取得する際にかかる経費の一部を補助することにより、職員の育成及びサービスの質の向上を図る。</p> <p>〔実施主体：公益財団法人東京都福祉保健財団〕</p>	178人補助	事業の推進を図る。	○	福 祉 保 健 局
	<p>283 代替職員の確保による障害福祉従事者の研修支援事業</p> <p>　都内の障害福祉サービス事業所等が職員の専門性の向上を図るために研修等を受講させる場合に、受講期間中の代替職員を派遣することで、福祉・介護職員の資質向上を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>派遣時間 　4,331.75時間</p>	事業の推進を図る。	○	福 祉 保 健 局
	<p>284 社会福祉等に係る研修の充実</p> <p>①行政機関職員研修 　対象：生活保護行政等（及び社会福祉行政）に従事する職員 　内容：今日的課題についての理解</p> <p>②人権研修 　対象：公私（都及び民間）の社会福祉事業従事者 　内容：人権についての正しい理解と認識</p> <p>③民生児童委員研修 　対象：新任及び現任の民生・児童委員 　内容：人権についての正しい理解と認識</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>①3回開催 　受講者数 　308人</p> <p>②7回開催 　受講者数 　364人</p> <p>③研修受講者 　1,571人（現任）</p>	東京都職員及び民間の社会福祉事業従事者等の資質の向上を図る。		福 祉 保 健 局

事業 体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
	<p>285 東京都立大学健康福祉学部の運営 高齢化社会の進展に伴う保健医療に対する需要に応え、より高度な専門知識と柔軟な応用力を備えた資質の高い保健医療職を育成する。</p> <p>〔実施主体：東京都公立大学法人〕</p>	<p>(令和2年5月1日時点学生数) 健康福祉学部 810名</p>	<p>東京都立大学健康福祉学部の運営  (養成規模) ①看護師、保健師 80人 ②理学療法士 35人 ③作業療法士 40人 ④診療放射線技師 40人</p>		総務局
	<p>(再掲) 35 障害者IT支援総合基盤整備事業（東京都地域生活支援事業） 障害者に対するIT相談支援を実施するとともに、区市町村の障害者IT支援体制を整備するために、区市町村職員等を対象とした研修を実施し、もって障害者の自立と社会参加促進に資する。</p> <p>①ITに関する利用相談・情報提供 ②障害者IT支援者養成研修の実施</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>①IT利用相談支援事業 相談件数 1,049件 HPアクセス数 9,471件</p> <p>②区市町村への技術支援のための講習会 &lt;集合型&gt; 89人 &lt;出張型&gt; 48人</p>	<p>事業の推進を図る。</p>		福祉 保健局
	<p>(再掲) 119 障害者虐待防止対策支援事業（東京都地域生活支援事業） 障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、障害者虐待防止法に基づく都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を適切に果たすとともに、区市町村障害者虐待防止センター担当職員や障害者福祉施設従事者等の支援体制の強化等を図ることを目的として、障害者虐待防止・権利擁護に関する研修等の事業を実施する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>1 障害者虐待防止・権利擁護研修 ・障害者虐待防止センター担当職員コース 1回 85名修了 ・障害者福祉施設等管理者コース 1回 502名修了 ・障害者福祉施設等従事者コース 1回 597名修了 ※いずれも講義・演習を実施</p> <p>2 専門性強化事業（弁護士等法律相談） ・1回 計2時間</p>	<p>事業の推進を図る。</p>		福祉 保健局
	<p>(再掲) 39 聴覚障害者への情報支援のための人材養成（東京都地域生活支援事業） 聴覚障害者の福祉に理解と熱意を有する者に対し、要約筆記の指導を行うことにより要約筆記者を養成し、もって聴覚障害者の福祉の増進を図る。 ○中途失聴・難聴者コミュニケーション事業</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>(修了者数) 要約筆記者 20名</p>	<p>継続して実施する。</p>		福祉 保健局

事業 体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
	<p>(再掲) 45 盲ろう者通訳・介助者の派遣及び養成（東京都地域生活支援事業） 盲ろう者のコミュニケーション手段及び移動の自由を確保し、その社会参加を促進するため、都内在住の盲ろう者に対して通訳・介助者の派遣を行うとともに、通訳・介助者の養成研修を行う講習会等に対し補助を行う。</p> <p>※盲ろう者とは、視覚障害と聴覚障害とが重複してある重度の障害者（児）</p> <p>〔実施主体：（派遣）東京都（養成研修）民間団体〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通訳・介助者派遣事業 派遣件数 7,913件 派遣時間 28,662時間</li> <li>・通訳・介助者養成研修事業 受講者数 46人 修了者数 42人</li> </ul>	継続して実施する。		福祉 保健局
	<p>(再掲) 48 点訳・朗読奉仕員指導者等養成事業（東京都地域生活支援事業） 点訳・朗読に関する知識と経験を有する者に対し、指導方法、専門点訳技術等を指導することにより、指導者養成及び専門点訳奉仕員等を育成し、視覚障害者福祉の増進を図る。</p> <p>（内容） 点訳奉仕員指導者養成 朗読奉仕員指導者養成 専門点訳奉仕員養成（英語、理数、楽譜、触図、コンピュータ） 修了者研修会</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	修了者 8名  新型コロナウイルス感染拡大防止のため、点訳奉仕員・朗読奉仕員指導者養成は中止	継続して実施する。		福祉 保健局
	<p>(再掲) 49 音声機能障害者発声訓練指導者養成事業（東京都地域生活支援事業） 音声機能障害者に対する発声訓練の指導者を養成し、音声機能障害者のコミュニケーション手段の確保を図るとともに、社会復帰を促進する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	継続して実施する。		福祉 保健局
	<p>(再掲) 236 障害者就労支援体制レベルアップ事業（従事者研修） 区市町村障害者就労支援センターのコーディネーターや就労移行支援事業所の支援員等を対象に、障害者の就労支援を行う上で必要な知識・情報、技術、コミュニケーション能力の習得に資する体系的な研修を行い、就労支援に従事する人材の資質・能力の向上を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	171名 3日間×3回	研修の実施を通じて、従事者の資質・能力向上を図る。	○	福祉 保健局

事業体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
	<b>(4) 事業者への支援</b>				
	286 障害福祉サービス等事業者に対する経営管理研修事業 障害福祉サービス事業所等を運営する法人責任者及び管理者等に対し、人材マネジメント等の研修を実施することで、事業所における職員の定着や資質向上を図る。 〔実施主体：東京都〕	研修修了者 164人	事業の推進を図る。	○	福祉保健局
	287 障害者支援施設等支援力育成派遣モデル事業 障害者支援施設やグループホームにおいて、高齢・重度化等への対応力を向上させるため、各施設へ専門職等を派遣し、施設の支援力強化を図る。 〔実施主体：東京都〕	対象である2施設に対して専門職等を派遣し、研修や技術指導などを実施。	事業の推進を図る	○	福祉保健局
	(再掲) 97 グループホーム地域ネットワーク事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業） 地域のグループホーム同士がネットワークを構築し、職員の人材育成やグループホーム相互の連携強化等を進めることで、援助の質の向上を図る。 〔実施主体：区市町村〕	3区で実施	事業の推進を図る。	○	福祉保健局
	288 ICTを活用した福祉職場働き方改革推進事業 ICT導入が効果を発揮する仕組みなどを検討するため、福祉職場におけるICT導入の現状を調査し、先進事例の収集や業務分析を行う。 〔実施主体：東京都〕	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、予定していた業務改善支援策等の検討を見送った。 (令和3年度実施予定)	調査結果を踏まえ、モデル事業やICT導入が効果的に促進される仕組み等を検討する。	○	福祉保健局

事業体系	事業名・事業内容	令和2年度末 状況等	事業目標	実行 プラン	所管局
<b>2 重症心身障害児（者）施設における人材の確保と養成</b>					
	<p>289 重症心身障害児施設における看護師確保対策事業</p> <p>重症心身障害児（者）施設等で働く看護師に対し、研修及び資格取得の機会を提供するとともに、看護師募集対策の充実を図ることで、看護師の確保・定着に努め、重症心身障害児（者）への支援の充実を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プロナース研修 第6期生 22名受講中（延べ165名修了）</li> <li>・認定看護師 (延べ17名認定)</li> <li>・基礎講座 2回実施（221名受講）</li> <li>・看護専門学校における講座・説明会 5校で実施（349名受講）</li> </ul>	重症心身障害児（者）施設等で働く看護師の確保・定着を通じて、重症心身障害児（者）への支援の充実を図る。	○	福祉保健局
	<p>（再掲）143 重症心身障害児等在宅療育支援事業</p> <p>在宅重症心身障害児（者）等の健康の保持、安定した家庭療育の確保を図るために、専門医等による健康診査及び看護師等による在宅看護サービスを提供するとともに、NICU等に入院している重症心身障害児等について、在宅での生活を希望した際に円滑に移行できるよう、重症心身障害児等とその家族への早期支援や相談等を実施することなどにより、重症心身障害児（者）等の支援の充実を図る。</p> <p>①重症心身障害児在宅療育支援センターの設置 ②訪問看護及び訪問健康診査 ③在宅療育相談 ④訪問看護師等育成研修 ⑤在宅療育支援地域連携会議の開催</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>①重症心身障害児等在宅療育支援センターの設置（継続）</p> <p>②在宅重症心身障害児（者）等訪問事業 訪問看護 延 7,928件 訪問健康診査 9件</p> <p>③在宅療育相談事業 在宅移行支援 延2,536件 家庭訪問相談 延140件 病院、関係機関連絡 延112件</p> <p>④訪問看護師等育成研修事業 基礎編 1回（web） 参加実数 438人 在宅移行編 1回（web） 参加実数 438人 レベルアップ編 1回（web） 参加実数 438人 訪問実習受講者数 23人</p> <p>⑤在宅療育支援地域連携会議 区部 1回（書面開催） 多摩地区 1回（書面開催）</p>	継続して実施する。	○	福祉保健局